

# 豪雪地帯対策特別措置法等見直し検討ワーキング報告書

平成12年4月6日

全国雪寒地帯対策協議会・全国特別豪雪地帯市町村協議会  
豪雪地帯対策特別措置法等見直し検討ワーキンググループ

# 目 次

I	ワーキンググループによる取組	1
1.	ワーキング・グループ設置の背景	1
2.	ワーキングの取組主要経過	1
II	ワーキングの基本コンセプト	2
1.	特別豪雪地帯制度の現状	2
2.	特別豪雪地帯制度の見直し	2
3.	ワーキングにおける見直し検討方針	2
III	次期特別豪雪地帯対策の検討結果	3
1.	ワーキングの検討フロー	3
2.	新たな冬期集落対策の構築	4
(1)	検討の基本的方向	4
(2)	平成 14 年度から着手する冬期集落対策	5
①	「冬期集落アクセス改善対策」(法第 14 条次期対策)	5
②	「冬期集落人的支援対策」(新規課題)	7
(3)	中長期的に構築すべき冬期集落対策	10
①	「冬期集落再編対策」	10
(4)	豪雪法第 15 条の見直し	11
IV	特別豪雪地帯に対する既存特例措置の取り扱い(考え方)	12
V	現行法の枠外の課題	13
VI	ま と め(今後の展望と残された課題)	14
1.	冬期集落人的支援対策	14
2.	冬期集落アクセス改善対策	14
3.	特別豪雪地帯のあり方	14
結 び		15
VII	資 料 集	23

# 豪雪地帯対策特別措置法等見直し検討ワーキング報告書

## I ワーキンググループによる取組

### 1. ワーキング・グループ設置の背景

豪雪地帯対策特別措置法における特別豪雪地帯に対する特例措置である基幹的市町村道改築の道県代行制度（特豪代行制度）を規定した法第14条並びに公立文教施設等整備の補助率の嵩上げを規定した法第15条が平成13年度末で3回目の期限切れを迎える。

従って、平成14年度以降の対応を検討する時期に至っており、本年度より学識経験者等による「豪雪地帯対策特別措置法等見直し検討懇談会」（仮称）の設置を計画しているが、その事前の内部作業として、全国雪寒地帯対策協議会及び全国特別豪雪地帯市町村協議会加盟団体の代表者からなるワーキング・グループを編成することとなった。

### 2. ワーキングの取組主要経過

- (1) 第1回ワーキング会議：平成11年8月31日（火）
- (2) 豪雪地帯対策特別措置法等見直し検討に関する基礎調査（第1次）
- (3) ケース・スタディー
- (4) 第2回ワーキング会議：平成11年11月11日（木）～12日（金）
- (5) 豪雪地帯対策特別措置法等見直し検討に関する基礎調査（第1次）の補足調査
- (6) 人的支援対策関連現地調査
- (7) 集落の冬期支援に関する住民意識調査
- (8) 除雪体制実態調査
- (9) 集落再編に関する地方単独事業調査
- (10) 第3回ワーキング会議：平成12年1月21日（木）～22日（金）
- (11) 特別豪雪地帯における道路改良に関する実態調査
- (12) 集落再編対策に関するヒアリング調査
- (13) 冬期アクセス改善対策に関するヒアリング調査
- (14) 第4回ワーキング会議：平成12年2月24日（木）～25日（金）
- (15) 全国雪寒地帯対策協議会・全国特別豪雪地帯市町村協議会両会長への中間報告  
：平成12年3月15日（水）・16日（木）
- (16) ワーキング中間報告について一部道県・市町村等へ説明
- (17) 第5回ワーキング会議：平成12年3月24日（金）

※ 取組経過の詳細は巻末に掲載

## II ワーキングの基本コンセプト

### 1. 特別豪雪地帯制度の現状

特別豪雪地帯制度は、積雪度が特に高い地域に濃密な雪対策を実施することを目的として、当時の主要課題であった孤立集落の解消を図るため「積雪の度が特に高く、積雪により長期間の自動車交通が途絶する地域」を基本的枠組みとして創設された制度であり、法第14条並びに第15条は、そのための具体的措置として法制化された規定である。

しかしながら、特別豪雪地帯制度創設以来約30年の対策を経た現在、長期にわたる冬期孤立集落は基本的に解消されており（資料集No.10）、地域指定基準と指定状況は大きく乖離しているものと見られる。

### 2. 特別豪雪地帯制度の見直し

特別豪雪地帯制度の当初の主要課題であった冬期孤立集落の解消は、事実上目的を達成したものと見られることから、特別豪雪地帯制度の枠組みについては見直しが不可欠であり、見直し手法の選択肢として次の2つが考えられる。

#### (1) 現行豪雪法の枠内での見直し

特別豪雪地帯制度の創設の意義を評価し、豪雪法の枠内で新たな特別豪雪地帯の状況変化に対応した特別豪雪地帯の枠組みの見直しと法第14条並びに第15条の次期対策等を模索する手法。

#### (2) 現行豪雪法の枠外での見直し

現行法の枠内の次期対策が客観情勢から構築が不可能な場合を想定して豪雪地帯対策特別措置法の抜本的見直し又は新法の制定も視野に入れる手法。

### 3. ワーキングにおける見直し検討方針

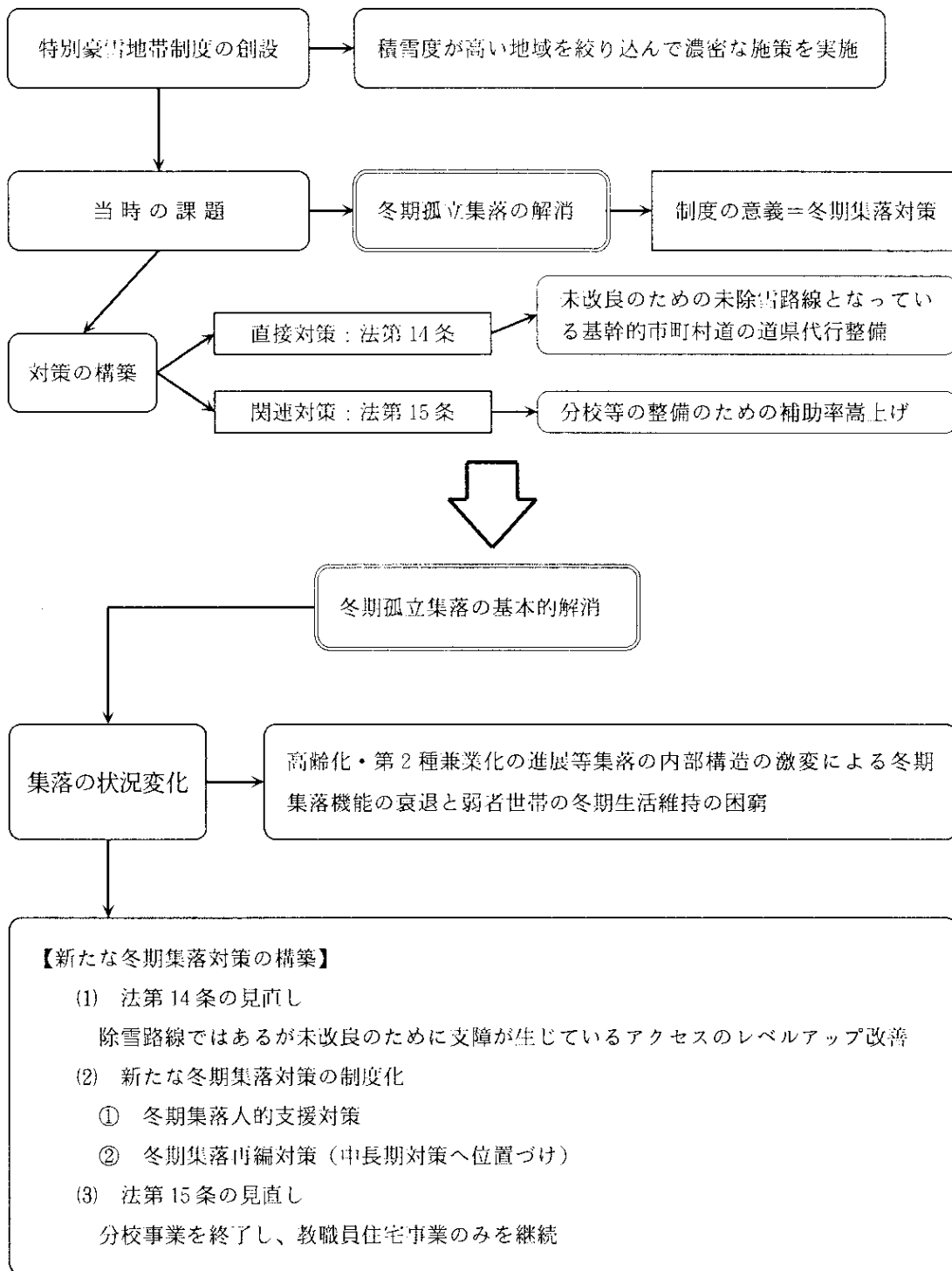
ワーキングにおいては、現行豪雪法による直接・間接の多様な施策の展開実績を重視し、現行豪雪法の枠内で特別豪雪地帯の状況変化に対応した新たな対策の構築を検討する手法を当面の基本方針とし、新たな課題が客観情勢から構築不可能な場合も想定し、21世紀に向けた雪対策の戦略的課題の整理も同時に進めることとした。

また、ワーキングの基本スタンスとして、次のことを重視した。

- (1) 現地実態調査などを踏まえ、望ましい対策の方向を提示する。
- (2) 検討懇談会の議論に備え、対策を構築する上で必要な論点、データを整理する。
- (3) 対策については基本的枠組みや理論付けを行い、実施上の詳細等具体内容の検討は次のステップの課題とする。

### Ⅲ 次期特別豪雪地帯対策の検討結果

#### 1. ワーキングの検討フロー



## 2. 新たな冬期集落対策の構築

### (1) 検討の基本的方向

#### ① 冬期集落対策の検討の手法

特別豪雪地帯制度は、積雪度が特に高い地域を絞り込んで濃密な雪対策を実現する手法として打ち出された。

その具体的目標としては、当時雪国の深刻な社会現象であった冬期孤立集落の解消を図る冬期集落対策として創設され、手法として法第14条による未改良のため未除雪路線となっている基幹的市町村道の道県代行改築整備事業と孤立集落への間接的支援事業として当該地域における教育の機会均等を目的とした法第15条による分校、教職員住宅の整備促進のための高率補助措置が設けられた。

その後約30年に渡る対策の経過により孤立集落は基本的に解消されたが、他方高齢化、過疎化、第2種兼業化等の進展による集落の内部構造の変化により集落共同体の力が急速に低下し、冬期集落の機能確保や弱者世帯の冬期日常生活の維持に著しい支障が生じている。

このため、集落の状況変化に対応する新たな冬期集落支援対策の構築が必要と考えられ、次のような手法で検討を行った。

- a. 冬期集落の現況を踏まえた冬期集落支援のための課題の抽出
- b. aで抽出した課題に対応する法第14条・15条の見直しの検証
- c. aで抽出した課題に対応する新たな冬期集落対策の検証
- d. 上記に基づく対策の時系列的整理（緊急に実施すべき課題と中長期的課題の整理）

#### ② 特別豪雪地帯における集落の現状と展望

平成2年の世界農林業センサスによると、中山間地域における24戸未満の小規模集落は31.8%で、65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）が30%以上の農業集落が17.4%にも達している（平成7年の農林センサスによる）。このような傾向と同様、これまで現地調査を実施した集落についてもそのほとんどが高齢化率30%を超えており、特別豪雪地帯における集落も過疎化・高齢化が著しい（資料集No.11）。

また、就業構造も第2種兼業農家の割合が多く、家計の中心となっている世代は通勤や出稼ぎをしており、集落の共同的機能は急速に低下している。

このため、冬期においては集落機能の維持や弱者世帯への除排雪等の支援は年々困難となり、集落における冬期の自力対応力が急速に衰退し、集落における冬期の民生が著しく不安定化し、集落の消失の危機が増大していることを示している。

#### ③ 冬期集落対策の課題と対策

以上の状況を踏まえ、共同体的機能が急速に低下している集落の冬期課題とその対策の

方向について次のように整理した。

ア. 集落における冬期の課題

- A. 個々の世帯の自力による雪処理の危険性・困難性の増大
- B. 共同体的機能に支えられていた冬期の集落内道路・公共施設維持の機能低下
- C. 自家用車等交通手段の操作の危険性・困難性増大によるモビリティレベルの低下

イ. アで整理した課題に対処するための対策の方向

- A. 冬期集落人的支援対策
- B. 冬期集落アクセス改善対策
- C. 集落再編対策

ウ. イで整理した課題の時系列整理

- A. 平成 14 年度から新たに実施すべき課題
- B. 中長期的な対策として問題提起する課題

(2) 平成 14 年度から着手する冬期集落対策

① 「冬期集落アクセス改善対策」(法第 14 条次期対策)

ア. 冬期集落アクセスの現状と改善対策の必要性

集落の冬期アクセス改善対策として、従前豪雪法第 14 条による基幹的市町村道の道県代行改築事業(特豪代行制度)が実施されてきた。

特豪代行制度第 3 期(平成 4 年度～13 年度)に入りその事業実績は大きく落ち込んでおり(資料集 No. 1)、他方冬期孤立集落の基本的解消という状況を総合的に判断すると特豪代行制度の目的(未除雪路線の改築)は基本的に達成したものと考えられる。

しかしながら、冬期孤立集落は基本的に解消としたものと見られるが、いわゆるネットワーク幹線を構成する一般国道や主要地方道と集落を結ぶ重要なアクセスの役割を担っている一般道県道と幹線市町村道の状況では、約 24 %程度が今なお未改良となっている。(資料集 No. 7)

つまり、冬期孤立集落の基本的解消の背景には、道路整備の進展とは別に未改良にもかかわらず道路除雪関連技術の向上等により少なからず未改良路線の除雪路線化が進展したものと推定される。

従って、集落住民は冬期アクセスは確保されているものの不安と危険を感じながらアクセスを利用している状況にあり、現地調査においても多くの住民からアクセス改善の声が寄せられている。

集落の冬期アクセスの役割は日常的通勤路線化等特豪制度発足時とは比較にならない程重要性が増しており、今後の冬期アクセス対策は孤立解消のためのアクセス改良からより安全で快適な冬期アクセスのレベルアップのための改良へ、時代の変化に対応した質的転換が必要になっている。

更に、良質な冬期アクセスの整備は他地域との冬期交流等を促進し、地域資源活用による集落の活性化に資することも期待できる。

#### イ. 新たな冬期アクセス改善対策の手法

現行の孤立解消のためのアクセス改善の手法は、市町村の技術力を考慮して道県代行制度が導入された（市町村の財政力の弱さは基本的に理由とされていない）。

新たな冬期アクセス改善対策の手法については、改良を必要とする路線は一般道県道と幹線市町村道の両方に渡ること、現行の道県代行には少なからず問題点（事業進捗、地域の要望と採択との乖離等々）があること等から基本的には地方分権の流れ等を勘案し、道県代行制度を発展的に解消し道路管理者ごとに事業を実施するシステムが妥当との結論を得た。

#### ウ. 特豪代行制度解消に伴う問題点

特豪代行制度を解消するに伴って、以下に挙げるような問題点が考えられる。

##### A. 特豪代行事業の需要対応上の問題

特豪代行事業の需要が残っている地域があれば新規事業の実施はできなくなる。

##### B. 道県財政上の問題

過疎、山村、特豪、半島の代行事業に対する普通交付税措置が講じられているが、算入に際しては代行事業の実績にかかわらず人口規模に応じて配分（地域指定が重複する場合は相殺して1つとして）されている。当該地域のうち特豪地域は人口規模が圧倒的に大きい市町村が多数含まれていることから、当該措置の配分に大きく寄与しており、代行制度が解消されるとその配分額が激減する。

#### エ. 冬期集落アクセス改善対策の概要

##### A. 冬期集落アクセス改善対策の性格と目的

冬期集落アクセス改善対策は、特別豪雪地帯における冬期集落対策という制度の経緯を踏まえた特豪代行制度（法第14条）の性格を継承する対策であり、事業の目的は次のように整理できる。

- a. 本対策は孤立集落の基本的解消を踏まえ、高齢化や通勤兼業化の著しい集落の冬期民生の安定と集落の活性化、除雪作業の効率化に資することを目的とする。
- b. 本対策は冬期アクセスの特にネックとなるスポットの必要最小限の整備を行い、低予算で効果的な安全性、利便性の向上と広範な事業進捗を目的とする。

##### B. 冬期集落アクセス改善対策の事業主体

冬期集落アクセス改善対策の事業の実施については、以下の2つの要件で設定することが妥当と考えられる。

- a. 冬期アクセス改善の対象が一般道県道並びに幹線市町村道に渡ることから事業主体は、原則として道路管理者毎に帰属すべきである。
- b. 市町村における技術職員が少ないなど、特豪代行制度創設時と同様の市町村も少



なくないことから、市町村単独での事業実施が不可能な場合は道県による委託整備を可能にすることが望ましい。

### C. 事業対象

冬期集落アクセス改善対策の事業の対象は、第1に、除雪作業の効率化や集落の活性化に資することを目的とするための事業効果を重視する。第2に、適切な箇所に限って事業を実施するため、集落の地理的条件を勘案する。以上の観点から、次の2つの要件で設定することが妥当と考えられる。

- a. 集落規模の下限 … 一般道県道：対象路線の受益集落全体の世帯数が概ね50戸以上  
幹線市町村道：概ね25戸以上
- b. 集落の立地条件 … ネットワーク幹線や市街地等までのアクセス条件（距離、代替路線の有無等）

### D. 事業内容

集落と一般国道、主要地方道等のネットワーク幹線を結ぶ一般道県道並びに幹線市町村道の冬期アクセスのネック箇所のスポット的な整備（雪崩危険箇所、道路勾配、線形等の改良、防雪施設の整備、待避箇所の設置等）

### E. 事業の基本的枠組み

冬期集落アクセス改善対策の事業を実施するに当たっては、さしあたり次の枠組みの検討が有効と考えられる。

- a. 本事業を緊急地方道整備事業へ組み込む（資料集No.12）
- b. 本事業の地方負担の財源措置としては、現行の特豪代行事業に対する普通交付税における特豪代行事業分措置を原資として未改良路線延長により道県と市町村に案分し、新たに道路投資補正の創設を検討する。（資料集No.13）

## ② 「冬期集落人的支援対策」（新規課題）

### ア. 冬期集落人的支援対策の意義・必要性

これまで、集落の冬期対策のために除雪機械等の貸与、除雪経費の補助等の各種施策が講じられてきた。しかしながら、集落の高齢化に伴って除雪機械の操作自体が困難且つ危険になってきたり、費用の補助はあっても除雪作業員が確保できない等従前のハード・ソフトの事業が機能しなくなりつつある。

それは、共同体的機能の中核となる世代の人材が集落から流出していることが決定的要因である。

従って、集落の冬期機能の維持と高齢者等弱者世帯の除雪支援のため集落外部からの人的支援対策を構築することは、これら集落の民生安定を確保する上で緊要な課題となっている。

## イ. 冬期集落人的支援対策の概要

### A. 目的と性格

冬期集落人的支援対策は大きく分けて、以下の3つの性格を有しているものと考えられる。

第1 高齢者など社会的弱者世帯の冬期生活を保護する緊急な民生安定という福祉対策の性格

第2 集落内道路並びに公共施設等の除排雪など冬期集落機能の維持という性格

第3 冬期集落を支援する人材の育成、確保、派遣を通して地域に新たな雇用の場を創出という労働対策の性格

### B. 冬期集落人的支援対策の事業主体

この対策は、集落という地域に密着した対策であるため、事業主体は原則として日常的に地域住民とダイレクトに接している市町村が適当である。

また、本事業は、豪雪法第5条並びに第6条に基づく豪雪地帯対策基本計画にその実施を位置づけ、国道県が事業を実施する市町村に一定の支援を行う制度とすることが必要であると考えられる。

### C. 冬期集落人的支援対策の事業対象

#### a. 対象市町村

支援制度を担保するため、豪雪法第6条に基づく道府県基本計画を策定している特別豪雪地帯市町村を対象とすることが適当であると考えられる。

#### b. 対象集落

##### i 集落の規模

冬期集落人的支援対策は、集落内の人材不足のため冬期の自立的機能の弱体化を当該市町村の外部人材で支援する事業であることから集落内の人材の状況を把握する指標としては集落の世帯規模が妥当と考えられ、集落の自立機能に支障をもたらすレベルは概ね25世帯未満と判断される。

##### ii 集落の内部構造

本事業の性格が福祉的対策をメインにすることから支援の対象となる高齢者世帯等弱者世帯の比率等集落の内部構造の指標による対象枠の設定が必要と考えられ、弱者世帯率は概ね30%以上と判断される。

##### iii 集落の立地条件

外部人材の調達や都市的サービスの利用が困難となる地理的条件（集落の立地条件）による対象集落の枠の設定が必要と考えられ、市街地等までのアクセス条件、集落の地形条件等が指標となろう。

## D. 事業内容

### a. 市町村の業務

市町村は、事業主体として人材育成のプログラム、人材派遣システムの構築、作業安全対策マニュアルの作成、作業時の事故等の対応、必要機材等の整備等人的支援対策の事業計画並びに実施計画を策定することを業務とする。

### b. 人材の主な支援業務

人材の主な支援業務は、現在、新潟県並びに長野県の単独事業で実施されている冬期集落保安要員制度、雪害救助員制度の業務を合体発展させた次のような業務内容が適当と考えられる。

- ▲ 弱者世帯の屋根、家屋周辺、玄関アプローチ等の雪処理
- ▲ 集落内道路、公共施設の雪処理
- ▲ 急患等の移送補助
- ▲ 豪雪、雪崩等冬期災害の救助作業補助
- ▲ その他、市町村長が必要と認める冬期支援業務

### c. 支援業務に必要なハード整備

支援業務を能率的に実施するため次のような機材の整備が必要と考えられる。

- ▲ 小・中型除雪機械
- ▲ 圧雪車
- ▲ 要員移動等に要する多目的乗用車
- ▲ その他市町村長が必要と認める冬期支援業務のための機材

### d. 人材確保、派遣の手法

#### i 市町村行政主導による人的支援のシステム化

組織的な人的支援サービスの実施、サービスレベルの均一化、受益者の公平を図るため市町村行政が主体となって人材確保、派遣の調整を行うことが重要である。その上で以下に示すような機構により人材を確保し、班編成等による組織的な支援機構を整備することが重要と考えられる。

- ▲ シルバー人材センターとの提携による委託業務
- ▲ 建設業等民間企業者との提携による業務委託
- ▲ 市町村の直轄業務（冬期の臨時職員として雇用）

#### ii 人材の採用基準

人的支援対策を担う人材は、以下のような条件が必要と考えられる。

- ▲ 円滑、安全な屋根雪の処理工程を修得している技能所有者
- ▲ 人力による家屋周辺の雪処理が可能な程度の体力の所有者
- ▲ 除雪機械、圧雪車等の大型特殊免許の有資格者

### iii 人材確保の領域

冬期集落人的支援対策は、集落の世帯構造や地理条件等に精通することが作業を実施する上で重要な要素である。従って、人材を確保するには原則として同一市町村内で確保することが望ましい。しかし、今後市町村によっては域内での人材確保が困難となる地域も想定されることから、広域的な人材確保システムも構築しておくことが必要と考えられる。

### iv 人材の作業条件

賃金等の作業条件は、必要十分な人材確保を図る必要と冬期集落支援業務が過酷な作業であることを十分考慮し、それぞれの人材の所有している技能と地域の賃金水準等を反映した水準で設定する必要がある。

また、以上のような作業条件を設定することにより、継続的な人材確保が可能となり、継続的な作業経験の積み重ねにより、当初は集落の事情に精通していない人材であっても、次第にきめ細かいサービスの提供が可能になるものと期待できる。

### v 受益者負担

冬期集落人的支援対策は、一定規模以下の集落という限られた住民を対象としていることから、厳しい社会情勢を踏まえると、原則として支援を受ける全ての世帯や集落については受益者負担の導入は不可欠といえる。

しかし、人的支援が必要とされる弱者世帯によっては、その個々の経済力で支援を受けることが不可能な場合も想定されることから、経済力の弱い世帯に対しては世帯の経済力により申告を原則とした負担の軽減措置が必要である。

## (3) 中長期的に構築すべき冬期集落対策

### ① 「冬期集落再編対策」

集落の過疎化や高齢化は今後も進展傾向にあると想定され、将来的には多くの集落の消失が避けられない状況に至ると考えられる。

実際、平成8年の農業研究センターによるアンケート調査によると過去の消滅集落率は北陸、北海道の雪国が高くなっており、その時点で今後1.2%程度の集落が消失すると予測されている。

また、地方分権が今後推進されるに従い、地域の再編も必至と考えられており、その前段における集落再編が想定される。

更には、深刻化を増す地方財政の状況では除雪の効率化、見直しにより結果としての集落再編も現実の課題になってくることは避けられない状況にある。

そのような状況を勘案して、本ワーキングにおいても冬期集落再編対策の課題を検討した。

そこで、豪雪地帯ならではの特殊事情に対応した集落再編対策を構築する観点から、弱体化しているとはいえ依然として強い集落への帰属意識があるという住民意識や、最近盛んに主張されている国土保全機能に果たす集落の多面的機能を尊重し、冬期間の集落生活の危険性を回避するため、冬期間に限定して移転する「夏山冬里」方式の集落再編が有効ではないかと仮定して調査検討を行った。

この対策を実施するためには、冬期間の居住の場を整備し、その間空き家となる住居の除雪等の管理が必要となるが、その対策を講じてまで現集落を確保する必然性について社会的合意が得られる論拠を示す必要がある。

集落に対する帰属意識という住民意識については、その集落で一生を終えたい、先祖代々の土地を厳守しなければならないという特定個人の願望を社会が負担して担保することへ理解を得るのは非常に困難である。

また、集落の国土保全機能についても個々の集落がどの程度国土保全機能としての役割を果たしているかを科学的に示すことは困難であり、むしろ集落の現況からは集落の立地と国土保全は別の問題との認識が広がっている。

一方、集落の将来展望については行政、集落住民とも深刻な認識にあるものの、現時点で集落再編対策に対する双方の地域ニーズは全く形成されておらず、仮に集落再編対策を構築しても事業需要を見込むことは困難である。

従って、夏山冬里方式の集落再編対策を構築する実効性は無いと考えられる。

しかしながら、現時点で冬期集落再編対策を提起することは時期尚早と考えられるが、客観情勢を考慮すれば近い将来に基幹的規模への集落の統廃合は不可避な状況にあり、雪国にあっては積雪という自然条件に適合する集落再編成（住宅の克雪化、集落構造のコンパクト化等）を構築する必要があることを提起しておきたい。

#### (4) 豪雪法第 15 条の見直し

##### ① 法第 15 条の制度の現状と展望

特別豪雪地帯制度の主旨から考察すると、法第 15 条に基づく公立文教施設整備に対する補助率の嵩上げ措置は、特別豪雪地帯における集落においても分校をはじめとする施設の整備を推進することにより、他の地域と平等に教育が受けられる環境を整備するために設けられた制度と考えられる。

しかし、第 1 に、少子化等による小中学校の統廃合が進展し、分校の役割が事実上終了していること。

第 2 に、分校は廃止手続きがされなくても分校に通学する児童生徒数は激減していること等から事実上分校の多くは廃校になっていると推測され、平成 4 年度以降の実績を見ても整備実績はほとんど皆無に近い（山形県、新潟県でいくつか実績があった程度）状況で、平成 14 年度以降の需要も青森県の 1 校にしかすぎない。

一方、教職員住宅については平均して6,000㎡強の整備実績があり、平成14年度以降も10カ年で同程度の需要が見込まれる（資料集No.1）。

従って、法第15条については、前回のような単純延長は必要なく、基本的に制度は打ち切らざるを得ないが、教職員住宅については今後も継続的に整備を推進する必要がある、法第15条については教職員住宅のみを対象とした制度へ変更する取り扱い方が今後の方向性として妥当と考えられる。（但し、分校、寄宿舍の役割が事実上終了したとする立場からは、特豪地域の教職員住宅の嵩上げ措置のみを継続させる理屈付けはかなり難しいと考えられる）。

## ② 法第15条の見直しの問題点

教職員住宅のみに縮小した形で制度の見直しを検討した場合の問題点として、現行の予算補助で措置されている特別豪雪地帯における本校の校舎、屋内体育館の危険改築の補助率の嵩上げ措置の見直しが懸念されている。

しかし、この予算補助措置は、積雪による建築物の損耗の早さに着眼してとられている措置であり、その対象地域として便宜的に特別豪雪地帯の地域設定の枠組みを使用しているにすぎず、冬期集落対策ということから派生している法第15条とは制度上リンクしていない。

従って、法第15条の見直しをこの予算補助の見直しに直結させることは理論上できないものと考えられる。

だが、財政状況の悪化をはじめとする厳しい社会情勢の下では、法的根拠を持たない予算補助は法第15条の見直しを切っ掛けとしてリストラの議論が出る危険が十分あることを留意しておく必要はある。

## IV 特別豪雪地帯に対する既存特例措置の取り扱い（考え方）

冬期集落対策ということをメインテーマとして特別豪雪地帯制度が創設されたが、小中学校等の本校の校舎等の危険建物改築や民間社会福祉施設の除雪費補助のように豪雪対策の特例措置の対象地域として便宜的に公的システムとして確立されている特別豪雪地帯指定を利用し、数多くの措置が構築されてきている。こうした特例措置が一方で、特別豪雪地帯対策の直接的な対策よりもメリットが大きいという制度矛盾を発生させている（資料集No.1）。

しかしながら、第1に法第15条の見直しのところでも示したように、理論的には背景が全く異なり、特別豪雪地帯対策のメインテーマを高齢化等による機能衰退が著しい集落の冬期対策に視点を見直すことが他の多くの特例措置に連動する問題とはなり得ない。

更に、第2に危機管理の観点から考察すると、機能衰退が著しい集落の冬期対策は一層重要な課題と考えられ、その意味では特別豪雪地帯制度はますます重要な枠組みになっており、また、そこに特別豪雪地帯制度の現代的意義があると考えられる。

従って、特別豪雪地帯制度の範囲内において対策のメインテーマ内容の時代変化による見直しは他の特例措置の見直しには直接連動し得ないが、厳しい財政事情をはじめとする社会情勢を踏まえると既存対策の維持は国はもちろん地方自身も非常に厳しい環境におかれており、既得権を政治力で確保する旧態依然の手法ではなくこれら地域対策の位置付けについて新たな哲学が必要となつてこよう。

## V 現行法の枠外の課題

現行の特別豪雪地帯対策の基本的性格を継承した次期対策の構築が困難な場合を想定して21世紀に向けた戦略的雪対策の検討課題の整理を行った。

21世紀のキーワード	今後の雪対策の課題
1. グローバルへの対応 人、物、情報、資本等の飛躍的交流量の増大、国土全体の国際化	① 都市の拠点機能の冬期レベルアップと冬期アメニティーの向上 ② 雪の冷熱エネルギーを利用した大規模食糧貯蔵等 ③ 冬期の大規模地震対策
2. 高度情報化への対応 情報格差の解消と情報による社会経済の質的拡大	① 雪国ITSと総合的雪情報システムの広域整備
3. 高齢化社会への対応 高齢化社会に適應する社会経済構造への転換	① 高齢化・過疎化が進展する集落の新たな冬期集落対策 ② 高齢化時代の克雪住宅対策 ③ 高齢者等弱者サービスにおける冬期条件整備
4. 自然環境への認識 自然環境の回復、保全	① 克雪対策のクリーン化 ② 酸性雪対策 ③ 地下水の保全（克雪利用に伴う地盤沈下対策）
5. 地方の時代 地方の定住と自立	① 克雪対策におけるコストと負担の見直し ② 累積投資の適切な管理と更新

## VI まとめ（今後の展望と残された課題）

ワーキングにおいては、基本コンセプトに基づき、様々な現地調査を踏まえ必要な課題の抽出と対策の基本的な枠組について検討した。

今後は、時間的に取り組むことができなかった問題点の具体化やワーキングレベルでの判断が困難であった課題の整理が必要と考えられ、引き継ぐ検討課題等を提示しておく。

### 1. 冬期集落人的支援対策

冬期集落人的支援対策について施策として具体化するため、以下のような項目の検討が必要と考えられる。

#### (1) 施策化のための基本的課題の検討

- ① 本対策の制度的位置付け
- ② 国、道県の支援内容、役割分担
- ③ 本対策に係る全体需要の把握

#### (2) 対策構築のための実態検証

- ① 必要とする人材の分布状況の把握
- ② 地域の賃金水準の把握
- ③ 支援対象の受益者負担の経済力の要件の設定
- ④ 集落の地理的条件の実地検証（＝冬期アクセス改善対策）

### 2. 冬期集落アクセス改善対策

冬期集落アクセス改善対策について施策として具体化するため、以下のような項目の検討が必要と考えられる。

#### (1) 施策化のための基本的課題の検討

- ① 緊急地方道整備事業との整合性又は新規支援制度の構築
- ② 特豪代行制度に対する普通交付税措置分の変更
- ③ 対策に対する全体需要の把握

#### (2) 対策構築のための実態検証

- ① アクセスネック箇所改良事業の具体的イメージ等のモデル検証
- ② 集落の地理的条件の実地検証（＝冬期集落人的支援対策）

### 3. 特別豪雪地帯のあり方

特別豪雪地帯のあり方については、ワーキングでは現行法の枠内での検討を進めるという基本コンセプトとしたため詳細な議論は避けたが、今後の議論の参考として論点を提示しておく。

#### \* 現行の特別豪雪地帯の課題

ア. 現在の地域指定基準と指定地域の現状を比較すると冬期孤立集落が基本的に解消されて



いること、指定の解除制度がないことから基準と実体は大きく乖離しているものと推測される。

イ. 特別豪雪地帯制度の1号要件である積雪というボーダレスな物理現象に集落の生活支障度という異質の2号要件を組み合わせて豪雪地帯と特別豪雪地帯を連続性のない性格の地域にしたにもかかわらず、積雪度のみで指定している豪雪地帯の枠の中の二階建てとした論理矛盾

ウ. 2号要件を設けたことから積雪度が高い地域が指定されず、低い地域が指定されるという雪国関係者を説得できない論理矛盾（雪は降ることが災害という仕切がある）

このため、際限のない追加指定要求と追加指定のための指定基準の積み上げ

エ. 雪は都市部にも降り、近年雪害の態様が変化したと言われており、事実都市部の雪対策が極めて重要となっているにもかかわらず、何の対応もできない特別豪雪地帯制度の仕組み

## 結 び

平成13年度末の法第14条・15条の2回目の期限切れの際の検討では、当初の案として上記の問題点を直視し、豪雪地帯・特別豪雪地帯を廃止し新たに積雪度要件のみで地域を一本化し、地域条件の違いにより施策の実施地域を区分する抜本的改正案が示された経緯がある（既得権に固執するあまり抜本的見直しに踏み切れなかった）。

財政状況をはじめとする社会情勢を踏まえると既存の特例措置全体の確保は非常に厳しい環境におかれており、平成13年度末の法の一部期限切れを豪雪対策全体の転換期として捉え、施策全体を精査の上スクラップ&ビルドにより21世紀に向けた戦略的な豪雪対策を提起する環境整備を図るためには有効な手法の一つと考えられる。

## ※ ワーキング取組の経過

### (1) 第1回ワーキング会議

① 日 時 … 平成11年8月31日（火） 13:00～17:00

② 場 所 … 都道府県会館403号室

③ 議 事

ア. ワーキング・グループの設置経過報告

イ. 平成3年度改正の経緯と引き継がれた課題の報告

ウ. 平成13年度末以降対応の基本姿勢について

④ 検討事項

ア. ワーキングの主旨確認

イ. 基本コンセプトの設定

(2) 豪雪地帯対策特別措置法等見直し検討に関する基礎調査（第1次）の実施

- ① 調査期間 … 平成11年9月17日（金）～10月12日（火）
- ② 調査対象
  - ア. 道 県（特別豪雪地帯指定市町村所在道県：15団体）
  - イ. 市町村（特別豪雪地帯指定市町村：280団体）
- ③ 調査方法 … 郵送調査法
- ④ 回答状況
  - ア. 道 県 … 15 / 15（100％）
  - イ. 市町村 … 159 / 280（56.8％）
- ⑤ 調査結果 … 資料集No.1

(3) ケース・スタディーの実施

- ① 新潟県十日町市、関川村
- ② 長野県飯山市、福島県南郷村
  - ア. 調査内容 … 特別豪雪地帯における集落の冬期課題と対策の現況分析
- ③ 青森県青森市
- ④ 山形県米沢市
- ⑤ 新潟県新井市
- ⑥ 新潟県長岡市
  - ア. 調査内容 … 特別豪雪地帯の都市部の冬期対策の現況分析
- ⑦ 調査結果 … 資料No.2

(4) 第2回ワーキング会議

- ① 日 時
  - ア. 平成11年11月11日（木） 13:00～19:00
  - イ. 平成11年11月12日（金） 9:00～12:00
- ② 場 所 … 都道府県会館403号室
- ③ 議 事
  - ア. 豪雪法第14条・15条等調査報告
  - イ. 集落における今後の冬期対策について
    - a. 新潟県十日町市、関川村集落ケース・スタディー報告
    - b. 長野県飯山市、福島県南郷村集落ケース・スタディー報告
  - ウ. 拠点都市整備における冬期対策について
    - a. 青森県青森市、山形県米沢市、新潟県新井市ケース・スタディー報告
    - b. 新潟県長岡市ケース・スタディー報告

- ④ 検討事項
  - ア. 調査、ケース・スタディーの結果に基づく新規課題の抽出
    - a. 新規課題 … 人的支援対策、集落再編対策
  - イ. 基本コンセプトの確認
    - a. 特別豪雪地帯制度の基本的性格を継承した新たな対策の構築
  
- (5) 豪雪地帯対策特別措置法等見直し検討に関する基礎調査（第1次）の補足調査の実施
  - ① 調査期間 … 平成11年12月1日（水）～12月22日（水）
  - ② 調査対象
    - ア. 道 県（特別豪雪地帯指定市町村所在道県：15団体）
  - ③ 調査方法 … 郵送調査法
  - ④ 回答状況
    - ア. 道 県 … 15 / 15（100％）
  - ⑤ 調査結果 … 資料集No.1
  
- (6) 人的支援対策関連現地調査の実施
  - ① 調査期間 … 平成12年1月11日（火）～1月14日（金）
  - ② 調査対象
    - 新潟県十日町市・松代町、長野県山ノ内町・栄村  
（冬期集落保安要員制度（新潟県）、雪害救助員制度（長野県）対象市町村の各2団体）
  - ③ 調査方法 … 面接調査法（ヒアリング）
  - ④ 調査内容 … 人的支援制度に関する実施状況、問題点の分析
  - ⑤ 調査結果 … 資料集No.3
  
- (7) 集落の冬期支援に関する住民意識調査の実施
  - ① 調査期間 … 平成11年12月6日（月）～平成12年1月16日（日）
  - ② 調査対象（4集落：209世帯）
    - ア. 新潟県
      - a. 十日町市東枯木又集落、小貫集落
      - b. 松代町海老集落、東山集落
    - イ. 長野県
      - a. 山ノ内町中須賀川集落、表落合集落
      - b. 栄村小滝集落、天代集落  
（現地調査対象集落）
  - ③ 調査方法 … 郵送調査法

④ 回答状況 … 153 / 209 (73.2%)

⑤ 調査結果 … 資料集No.4

(8) 除雪体制実態調査の実施

① 調査期間 … 平成11年12月6日(月)～平成12年1月16日(日)

② 調査対象 … 特別豪雪地帯指定市町村のおよそ20% (53 / 280)

③ 調査方法 … 郵送調査法

④ 回答状況 … 15 / 53 (28.3%)

⑤ 調査結果 … 資料集No.5

(9) 集落再編に関する地方単独事業調査の実施

① 調査期間 … 平成11年12月7日(月)～平成11年1月20日(日)

② 調査対象

ア. 道 県 (特別豪雪地帯指定市町村所在道県: 15 団体)

③ 調査方法 … 郵送調査法

④ 回答状況 … 3 / 15 (20.0%)

⑤ 調査結果 … 資料集No.6

(10) 第3回ワーキング会議

① 日 時

ア. 平成12年1月21日(木) 14:00～20:00

イ. 平成12年1月22日(金) 9:00～12:00

② 場 所 … 都道府県会館409号室

③ 議 事

ア. 冬期人的支援関係について

a. アンケート調査報告

b. 新潟県十日町市・松代町、長野県山ノ内町・栄村現地調査報告

c. 集落の冬期支援に関する住民意識調査報告

イ. 豪雪法第14条関係について

a. 事業実績、需要の追加調査報告

b. 除雪体制調査報告

ウ. 豪雪法第15条関係について

a. 事業実績、需要の追加調査報告

エ. 集落再編対策について

a. 集落再編に関する地方単独事業調査の報告

④ 検討事項

ア. 新規課題と地域実態の検証

- a. 夏山冬里方式（冬期間のみ居住地を移動する再編方式）の集落再編対策の有効性の検討
- b. 人的支援対策のたたき台の構築
- c. 冬期アクセス改善対策の必要性の検証

イ. 法第 14・15 条の検討方針

- a. 法第 14 条 … 集落アクセス対策を基本とした手法に移行を検討
- b. 法第 15 条 … 事業需要の多い分野に限定した制度の縮小の問題点の検討

(11) 特別豪雪地帯における道路改良に関する実態調査の実施

- ① 調査期間 … 平成 12 年 1 月 26 日（水）～2 月 10 日（木）
- ② 調査対象 … 市町村  
（特別豪雪地帯の内地方交付税における積雪級地区分 4 級の市町村：60 団体）
- ③ 調査方法 … 郵送調査法
- ④ 回答状況 … 32 / 60（53.3 %）
- ⑤ 調査結果 … 資料集 No. 7

(12) 集落再編対策に関するヒアリング調査の実施

- ① 調査期間 … 平成 12 年 2 月 2 日（水）～3 日（木）
- ② 調査対象 … 岩手県湯田町
- ③ 調査方法 … 面接調査法（ヒアリング）
- ④ 調査内容 … 高齢者生活福祉センター（悠々館）の運用体制について  
（夏山冬里方式の事例研究）
- ⑤ 調査結果 … 資料集 No. 8

(13) 冬期アクセス改善対策に関するヒアリング調査の実施

- ① 調査期日
  - ア. 平成 12 年 2 月 16 日（水）… 新潟県
  - イ. 平成 12 年 2 月 18 日（金）… 福井県
- ② 調査対象  
新潟県・福井県道路サイド
- ③ 調査方法 … 面接調査法（ヒアリング）
- ④ 調査内容 … 冬期アクセス改善対策に関する基本認識、問題点の検討
- ⑤ 調査結果 … 資料集 No. 9

(14) 第4回ワーキング会議

① 日 時

- ア. 平成12年2月24日(木) 14:00～20:00
- イ. 平成12年2月25日(金) 9:00～12:00

② 場 所 … 都道府県会館405号室

③ 議 事

- ア. 集落再編対策について
  - a. 湯田町現地調査報告
- イ. 冬期集落人的支援対策について
  - a. 冬期集落人的支援対策モデルの検証
- ウ. 冬期集落アクセス改善対策について
  - a. 新潟県・福井県道路サイドとのヒアリング報告
  - b. 冬期集落アクセス改善対策モデルの検証
- エ. 豪雪法第15条の関係措置の取り扱いについて

④ 検討事項

- ア. 新規課題について施策モデルの検証
- イ. ワーキング報告骨子検討

(15) 全国雪寒地帯対策協議会・全国特別豪雪地帯市町村協議会両会長への中間報告

① 全国雪寒地帯対策協議会会長(平山新潟県知事)への中間報告

- ア. 日 時 平成12年3月15日(水) 11:30～12:00
- イ. 場 所 新潟県庁
- ウ. 内 容
  - a. ワーキングにおける見直し検討に関する基本概要について
  - b. 学識経験者等による豪雪地帯特別措置法等見直し検討懇談会(仮称)の設置について

② 全国特別豪雪地帯市町村協議会会長(大塚新井市長)への中間報告

- ア. 日 時 平成12年3月16日(木) 8:45～9:45
- イ. 場 所 新井市役所
- ウ. 内 容
  - a. ワーキングにおける見直し検討に関する基本概要について
  - b. 学識経験者等による豪雪地帯特別措置法等見直し検討懇談会(仮称)の設置について

(16) ワーキング中間報告について一部道県・市町村等へ説明

ア. 北海道	平成 12 年 3 月 13 日
イ. 十日町市	3 月 15 日
ウ. 富山県	3 月 16 日
エ. 岐阜県	3 月 17 日
オ. 長野県	3 月 22 日
カ. 山形県	3 月 23 日
キ. 秋田県	4 月 10 日

(17) 第 5 回ワーキング会議

① 日 時 平成 12 年 3 月 24 日（金） 13:30～20:00

② 場 所 都道府県会館 404 号室

③ 議 事

ア. 次期特豪対策（集落の冬期対策）に照応した特豪の枠組み

イ. 既存特豪メリットの継承

ウ. ヒアリング報告の取りまとめ

④ 検討事項

豪雪地帯特別措置法等見直し検討ワーキング報告書の内容の確定

豪雪法等見直しワーキンググループ名簿

（敬称略）

青森県企画部地域振興課

山 内 一 彦

新潟県企画調整部地域政策課

諸 本 広 志

山形県米沢市企画調整部企画調整課

村 岡 学

新潟県新井市建設課

堀 川 忠 夫

全国雪寒地帯対策協議会・全国特別豪雪地帯市町村協議会事務局

馬 場 世 紀 夫

〃

谷 口 昭 博

# 資 料 集



# 目 次

- No. 1 豪雪地帯対策特別措置法見直し検討に関する基礎調査（第1次）及び補足調査
  - No. 1-1 豪雪地帯対策特別措置法第14条に基づく特別豪雪地帯道路改築事業の道県別実績調
  - No. 1-2 豪雪地帯対策特別措置法第14条に基づく特別豪雪地帯道路改築事業の道県別運用状況調
  - No. 1-3 豪雪地帯対策特別措置法第14条に基づく特別豪雪地帯道路改築事業の道県別需要調
    - No. 1-3-① 平成12年・13年度の事業計画調
    - No. 1-3-② 平成14年度までに指定路線の事業が完了しない事業計画調
    - No. 1-3-③ 平成14年度以降の新規事業計画
  - No. 1-4 豪雪地帯対策特別措置法第14条の平成13年度末以降の取り扱いに対する道県別意見調
  - No. 1-5 豪雪地帯対策特別措置法第15条に係る公立文教施設等の道県別現況調
  - No. 1-6 豪雪地帯対策特別措置法第15条に係る公立文教施設等の整備実績調
    - No. 1-6-① 公立文教施設等整備施設別実績調
    - No. 1-6-② 公立文教施設等整備施設別実績調道県別内訳調
  - No. 1-7 豪雪地帯対策特別措置法第15条に係る道県別公立文教施設等の危険建物現況調
  - No. 1-8 豪雪地帯対策特別措置法第15条に基づく県別公立文教施設等整備施設別需要調（平成14～23年度の5年度毎）
    - No. 1-8-① 平成12年・13年度の事業計画調
    - No. 1-8-② 平成12年・13年度の事業計画調道県別内訳調
    - No. 1-8-③ 等整備施設別平成14～23の年度需要調市町村内訳調
  - No. 1-9 豪雪地帯対策特別措置法第15条の平成13年度以降の取り扱いに関する道県別意見調
  - No. 1-10 特別豪雪地帯に限り行われる国の特例措置に関するメリット調
- No. 2 特別豪雪地帯における冬期課題の現況に関するケース・スタディー報告
  - No. 2-1 特別豪雪地帯における集落の冬期課題
    - No. 2-1-① 新潟県十日町市・関川村・松之山町におけるケース・スタディー報告
    - No. 2-1-② 長野県飯山市・福島県南郷村におけるケース・スタディー報告
  - No. 2-2 特別豪雪地帯における都市部の冬期課題
    - No. 2-2-① 青森県青森市・弘前市におけるケース・スタディー報告
    - No. 2-2-② 山形県米沢市におけるケース・スタディー報告
    - No. 2-2-③ 新潟県新井市におけるケース・スタディー報告
    - No. 2-2-④ 新潟県長岡市におけるケース・スタディー報告
- No. 3 冬期集落人的支援対策に関する現地調査報告
  - No. 3-1 新潟県十日町市・松代町における現地調査
  - No. 3-2 長野県山ノ内町・栄村における現地調査

- No.4 集落の冬期支援に関する住民意識調査
- No.5 特別豪雪地帯における除雪体制調査
- No.6 集落再編に関する地方単独事業調査
- No.7 特別豪雪地帯における道路改良に関する実態調査
  - No.7-1 ネットワーク幹線と集落を結ぶ路線道路種別毎の整備状況道県別内訳調
  - No.7-2 ネットワーク幹線と集落を結ぶ路線道路種別毎の整備状況の市町村別内訳調
- No.8 冬期集落再編対策に関するヒアリング調査報告
- No.9 冬期集落アクセス改善対策に関するヒアリング調査報告
- No.10 冬期孤立集落の状況
- No.11 特別豪雪地帯における冬期集落基礎調査
- No.12 緊急地方道路整備事業の概要
- No.13 代行制度に対する普通交付税措置の概要

# No. 1 豪雪地帯対策特別措置法見直し検討に関する基礎調査（第1次）及び補足調査

## No. 1-1 豪雪地帯対策特別措置法第14条に基づく特別豪雪地帯道路改築事業の道県別実績調（その1）

14 条関係		実績								
		S.47-H.3	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
北海道	路線数		0	3	0	0	0	1	0	1
青森県			0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県			1	1	1	0	0	0	0	0
宮城県			0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県			0	0	1	0	0	0	0	0
山形県			0	3	4	0	1	0	1	0
福島県			1	0	1	0	0	0	0	0
群馬県			0	0	0	0	0	0	0	1
新潟県			2	2	2	1	0	0	0	0
富山県			0	0	0	0	0	0	0	0
石川県			0	0	0	0	0	0	0	0
福井県			1	0	0	0	0	0	0	1
長野県			1	1	1	0	0	0	1	0
岐阜県			0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県			0	0	0	0	0	0	0	0
合計	路線数		6	10	10	1	1	1	2	3
北海道	路線数累計	57	57	60	60	60	60	61	61	62
青森県		12	12	12	12	12	12	12	12	12
岩手県		1	2	3	4	4	4	4	4	4
宮城県		2	2	2	2	2	2	2	2	2
秋田県		36	36	36	37	37	37	37	37	37
山形県		36	36	39	43	43	44	44	45	45
福島県		33	34	34	35	35	35	35	35	35
群馬県		1	1	1	1	1	1	1	1	2
新潟県		79	81	83	85	86	86	86	86	86
富山県		5	5	5	5	5	5	5	5	5
石川県		5	5	5	5	5	5	5	5	5
福井県		5	6	6	6	6	6	6	6	7
長野県		12	13	14	15	15	15	15	16	16
岐阜県		0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	路線数累計	284	290	300	310	311	312	313	315	318
北海道	指定延長 (km)		0	4.2	0	0	0	0.6	0	0.4
青森県			0	0	0	0	0	0	0	0
岩手県			0.344	2.4	2.93	0	0	0	0	0
宮城県			0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県			0	0	6.7	9	0	0	0	0
山形県			0	2.5	3.3	0	0.9	0	0.6	0
福島県			0.367	0	0.644	0	0	0	0	0
群馬県			0	0	0	0	0	0	0	0.37
新潟県			0.7	1.2	1	2	0	0	0	0
富山県			0	0	0	0	0	0	0	0
石川県			0	0	0	0	0	0	0	0
福井県			0.58	0	0	0	0	0	0	1.08
長野県			2.1	0.5	1	0	0.5	2	0.3	0
岐阜県			0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県			0	0	0	0	0	0	0	0
合計	指定延長 (km)		4.091	10.8	15.574	2	1.4	2.6	0.9	1.85
北海道	指定延長累計 (km)	96.7	96.7	100.9	100.9	100.9	100.9	101.5	101.5	101.9
青森県		30.2	30.2	30.2	30.2	30.2	30.2	30.2	30.2	30.2
岩手県		3.676	4.02	6.42	9.35	9.35	9.35	9.35	9.35	9.35
宮城県		3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8
秋田県		76.103	76.103	76.103	82.803	82.803	82.803	82.803	82.803	82.803
山形県		56.3	56.3	58.8	62.1	62.1	63	63	63.6	63.6
福島県		25.889	26.256	26.256	26.9	26.9	26.9	26.9	26.9	26.9
群馬県		3.75	3.75	3.75	3.75	3.75	3.75	3.75	3.75	4.12
新潟県		99.5	100.2	101.4	102.4	104.4	104.4	104.4	104.4	104.4
富山県		4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8
石川県		3.57	3.57	3.57	3.57	3.57	3.57	3.57	3.57	3.57
福井県		8.295	8.875	8.875	8.875	8.875	8.875	8.875	8.875	9.955
長野県		9.6	11.7	12.2	13.2	13.2	13.7	15.7	16	16
岐阜県		0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	指定延長累計 (km)	422.183	426.274	437.074	452.648	454.648	456.048	458.648	459.548	461.398

No. 1 - 1 豪雪地帯対策特別措置法第 14 条に基づく特別豪雪地帯道路改築事業の道県別実績調 (その 2)

	14 条関係			
	実 績			
		平成 8 年	平成 9 年	平成 10 年
北海道	事業費 (国費)	1,796,720	1,201,600	1,331,900
青森県		0	0	0
岩手県		282,150	88,550	63,800
宮城県		0	0	0
秋田県		513,000	548,500	1,143,000
山形県		662,200	1,018,600	903,100
福島県		418,000	215,000	170,500
群馬県		80,000	0	60,000
新潟県		540,100	355,850	286,935
富山県		0	0	0
石川県		300,000	400,000	400,000
福井県		120,000	390,000	0
長野県		329,000	55,000	80,000
岐阜県		0	0	0
滋賀県		0	0	0
合 計		事業費 (国費)	5,041,170	4,273,100

No. 1 - 1 豪雪地帯対策特別措置法第 14 条に基づく特別豪雪地帯道路改築事業の道県別実績調 (その 3)

	指定延長 (km) (S. 47 - H. 10)	実施済延長 (km) (S. 47 - H. 10)	実施率 (%)
北海道	101.5	94.2	92.8
青森県	30.2	30.2	100
岩手県	9.35	2.88	30.8
宮城県	3.8	3.1	81.6
秋田県	82.803	68.874	83
山形県	63.6	55.9	87.9
福島県	26.9	18.3	68
群馬県	3.75	2.63	70.1
新潟県	104.4	95.6	91.6
富山県	4.8	4.8	100
石川県	3.57	3.24	90.77
福井県	8.875	8.875	100
長野県	16.2	15.6	96
岐阜県	0	0	0
滋賀県	0	0	0
合 計	459.748	404.199	1092.57

No. 1 - 2 豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯道路改築事業の道県別運用状況調

(1)

道県名	指定路線採択基準（方針）	採択に当たっての市町村との調整	実績に対する自己評価
北海道	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 道道に準ずるようなネットワークを形成する路線</li> <li>▲ 全体事業費が大きいもの</li> <li>▲ 技術的に高度なもの</li> <li>▲ 円滑な事業執行の環境が整っているもの</li> <li>▲ 土木現業所において実施している市町村からのヒアリング結果</li> <li>▲ 地域の交通網を構築する上で緊急性、重要性</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 指定路線採択基準を満たしているか確認</li> <li>▲ 全道的バランス、道財源と考慮して市町村及び事業実施部局（各土木現業所）の意見を踏まえて指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 他の代行事業とあわせ、地域振興や生活の改善に寄与している</li> </ul>
青森県	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 県道に準ずるような重要な路線であり、国の改築事業の採択要件を満足すること</li> <li>▲ 大土木工事や重要構造物があり、技術難度が高いこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 代行事業に係る基幹道路の指定要件の検討</li> <li>▲ 代行事業の採択要件の検討</li> <li>▲ 事業に対する地元協力体制の確認（熟度等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 市町村より財源、技術面での支援がより高い評価をされている</li> <li>▲ 冬期交通確保（除雪）が円滑に行われ、民生安定に大きく寄与している</li> </ul>
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 豪雪法に基づき特別豪雪地帯として指定された区域内にあること</li> <li>▲ 昭和46年地方道課長通達に基づく基幹道路の要件を満たすこと</li> <li>▲ 市町村施行事業、国庫補助事業として採択済みのもので、用地の補償の用途がついたもので、かつ年間1億円以上の投資が可能であること</li> <li>▲ 事業規模が大きく、技術的に高度なものであること</li> <li>▲ 原則として一度に一市町村一箇所とすること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 調整を行う必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 完成共用区間は豪雪地帯における確保に十分役立っており、評価できる</li> </ul>
宮城県	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 幹線市町村道であって、地域にとって重要な路線</li> <li>▲ 県道の代替機能を有するような路線</li> <li>▲ 市町村の活性化を図る骨格的な路線</li> <li>▲ 大幅な交通量が見込まれる路線</li> <li>▲ 他市町村に跨るような広域的な路線</li> <li>▲ 主要集落、主要交通流通施設、主要公益施設、主要生産施設とを連絡する路線</li> <li>▲ 主要交通流通施設、主要公益施設、主要生産施設、主要観光地相互において綿密な関係を有するものと連絡する路線</li> <li>▲ 主要集落、主要交通流通施設、主要公益施設、主要生産施設、主要観光地と密接な関係にある国・県・市町村道を連絡する路線</li> <li>▲ 地方の振興開発、整備のために必要な路線</li> <li>▲ 特別立法（特豪）地域であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 市町村の基本計画に基づき、冬期の安全確保を必要とする路線を指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 鳴子町において、バイパス的機能整備により、町財政の支援や交通安全確保を図ることができた</li> </ul>
秋田県	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 地域道路ネットワーク上県道的機能を有する道路</li> <li>▲ 異常災害時に、主要幹線道路の代替路線となる道路</li> <li>▲ 道路密度の低い農村漁村の地域で、その地域の骨格をなす広域幹線道路</li> <li>▲ 国及県のプロジェクトに関連し、一体として整備することにより効果の発揮する道路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 特になし</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 冬期の交通安全が確実に向上</li> <li>▲ 交通不能区間の解消、地域間交流に役立っている</li> </ul>
山形県	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 国の機関道路指定基準</li> <li>▲ 市町村の財政規模から判断して、負担が困難と思われる事業規模で技術力を必要とするもの</li> <li>▲ 原則として1級市町村道であること</li> <li>▲ 原則として1市町村1路線とする</li> <li>▲ 異常災害時に、主要幹線道路の代替路線となる路線または相当規模の振興施設事業を有している沿線若しくは地域唯一の路線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 市町村から事業実施要望により調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 冬期の交通が確保され、産業振興と民生の安定に大きく寄与した</li> </ul>
群馬県	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 市町村による事業実施が財政的に困難な場合</li> <li>▲ 原則として1市町村1路線とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 条件を満たしているか確認</li> <li>▲ 市町村による事業実施が不可能か確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 事業の進捗が思わしくない</li> </ul>

道県名	指定路線採択基準（方針）	採択に当たっての市町村との調整	実績に対する自己評価
新潟県	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲市町村の建設省補助採択基準を満たすこと</li> <li>▲事業規模が大きく高度な技術を要すること</li> <li>▲当該市町村の財政力が弱体であること</li> </ul>	▲地域ネットワーク、上位計画、他の関連事業の整合について調整	▲整備需要については概ね対応できている
高山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲原則として1市町村1路線とする</li> <li>▲以下のいずれか1つ該当すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 国道道の代替路線、県内幹線道路網の補充路線</li> <li>(b) 市町村界を越えて集落等の間を連結する重要路線</li> <li>(c) 橋梁、トンネル等の重要構造物を含むこと。または、施工上高度な技術を必要とすると認められたもの</li> </ul> </li> </ul>	▲市町村から事業実施要望により基準照合	▲市町村の要望にも応え十分整備を行った
石川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲市町村の財政規模では困難な改築事業</li> <li>▲施工上高度な技術力を要すると判断されるもの</li> <li>▲国道、県道を補完し、緊急時には代替道路となるもの</li> <li>▲他の公共事業と密接に関連した事業効果が発揮され、緊急性のあるもの</li> <li>▲原則として1市町村1路線とする</li> </ul>	▲打ち合わせ等により調整を図っている	▲長大橋の整備により地域間交流に大きく寄与した
福井県	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲県道に準ずるような機能を有する幹線道路であること               <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 国及び検討のプロジェクトや重要施策に関連する路線</li> <li>(2) 幹線道路網として位置づけられた路線、あるいは緊急災害時の代替路線</li> <li>(3) 活性化に大きく寄与するものと認められる路線</li> </ul> </li> <li>▲市町村単独では財政的に事業実施が困難であること</li> <li>▲事業実施に多額の費用と技術力を要する</li> <li>▲1市町村1路線とする</li> <li>▲事業の取り組みに対する地元紙町村の熱意が高く、円滑な事業執行環境が整っていること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲市町村単独費で実施済みであることを確認</li> <li>▲土木事業所及び道路建設課</li> </ul>	▲市町村が実施するよりも短期間に事業完了することにより、事業効果を上げることができる
長野県	▲特になし	▲十分な調整時間をとり実施を行っている	▲重点実施による投資効果の早期発現に努めている（年平均1～2本程度実施）
滋賀県	▲特になし	▲特になし	▲特になし
岐阜県	<ul style="list-style-type: none"> <li>▲下記のうち①～④を必須条件とし、⑤～⑩のいずれかに適合する路線で市町村の財政力・技術水準を勘案し採択すること               <ul style="list-style-type: none"> <li>①法に定められた条件に適合する路線であること</li> <li>②1市町村1路線を原則とする</li> <li>③対象工種は、道路改良・橋梁整備とする</li> <li>④法指定を受けている市町村の財政力指数の平均値以下の市町村</li> <li>⑤国道道と合わせ、重要な幹線道路網をなす路線の事業</li> <li>⑥国、県、または広域的（2市町村以上）施策に関連する路線の事業</li> <li>⑦法の趣旨に大きく寄与する計画に密接に関連する路線の事業</li> <li>⑧定期バス路線の事業</li> <li>⑨孤立の可能性のある集落に連結する路線で財政上または技術上施行が困難な事業</li> <li>⑩大規模かつ高度な技術を要し、市町村の技術による施行が困難な事業</li> <li>⑪その他特別な場合で、事業が適当と認められたもの</li> </ul> </li> </ul>	▲県豪雪地帯対策基本計画推進モデル事業作成時に市町村と事業課と調整が必要	▲実績なし

No. 1 - 3 豪雪地帯対策特別措置法第 14 条に基づく特別豪雪地帯道路改築事業の道県別需要調

	14 条関係		
	需 要		
	路線数	指定延長 (km)	備 考
北海道	8	21.4	平成 11 年度～平成 23 年度
青森県	10	30	平成 12 年度～平成 23 年度
岩手県	3	9	平成 14 年度～平成 23 年度
宮城県	0	0	
秋田県	0	0	
山形県	0	0	
福島県	0	0	
群馬県	2	0.56	平成 14 年度～平成 23 年度
新潟県	0	0	
富山県	0	0	
石川県	0	0	
福井県	2	6	平成 14 年度～平成 23 年度
長野県	4	8.1	平成 12 年度～平成 18 年度
岐阜県	0	0	
滋賀県	0	0	
合 計	29	75.06	

No. 1 - 3 - ① 平成 12・13 年度の事業計画調

道県名	項目	平成 12 年	平成 13 年	合計	備考
北海道	基幹道路指定路線	1	0	1	0 : 未定
	指定延長 (km)	6.700	0	6.700	0 : 未定
青森県	基幹道路指定路線	1	0	1	平賀町町道 21 号線 12 年度分として要望中、内示まだ
	指定延長 (km)	2.650	0	2.650	
岩手県	基幹道路指定路線	0	1	1	
	指定延長 (km)	0	5.100	5.100	
群馬県	基幹道路指定路線	1	1	2	
	指定延長 (km)	0.121	0.121	0.242	
福井県	基幹道路指定路線	0	1	1.000	
	指定延長 (km)	0	1.000	1.000	
長野県	基幹道路指定路線	0	3	3	
	指定延長 (km)	0	2.600	2.600	
合計	基幹道路指定路線	3	3	8	
	指定延長 (km)	9.471	8.821	18.292	

※事業計画のある道県/特別豪雪地帯市町村所在道県 = 6/15

No. 1 - 3 - ② 平成 14 年度までに指定路線の事業が完了しない事業計画調

道県名	路線名	指定路線延長	実施済路線延長	事業実施見込み期間
北海道	勇駒別温泉道路	4.400 km	2.100 km	平成 2 年度～平成 16 年度
	中字莫別明治線	6.000 km	3.200 km	平成 2 年度～平成 14 年度
	250 号線	0.200 km	2.300 km	平成 2 年度～平成 14 年度
小計	3 路線	10.600 km	7.600 km	
岩手県	安ヶ沢線	6.540 km	1.100 km	平成 7 年度～平成 14 年度
	小繁沢湯田線	2.930 km	0.980 km	平成 6 年度～平成 15 年度
小計	2 路線	9.470 km	2.080 km	
山形県	小漆川小見線	0.900 km	0 km	平成 8 年度～平成 16 年度
	土合滝の沢線	0.600 km	0 km	平成 6 年度～平成 15 年度
	葛蒲萩野線	1.900 km	0 km	平成 5 年度～平成 14 年度
小計	3 路線	3.40 km	0 km	
福島県	(館岩村道) 唐沢線	1.447 km	0.203 km	平成 8 年度～平成 16 年度
小計	1 路線	1.447 km	0.203 km	
群馬県	村道鎌田立沢線	0.121 km	0 km	平成 10 年度～平成 14 年度
小計	1 路線	0.121 km	0 km	
新潟県	虫亀間平内線	2.050 km	0.900 km	昭和 61 年度～平成 17 年度
小計	1 路線	2.050 km	0.900 km	
合計	11 路線	25.641 km	10.783 km	

※残事業のある道県/特別豪雪地帯市町村所在道県 = 6/15



No. 1 - 3 - ③ 平成 14 年度以降の新規事業計画

道県名	路 線 名	指定路線延長	指定予定年度	備 考
群馬県	片品村 村道摺沢花咲線	0.121 km	平成 15 年度	
福井県	和泉村 桑島線	1.000 km	平成 14 年度	
	勝山市 指導 5 - 21 号	1.000 km	平成 14 年度	
	池田町 稲荷水海線	2.000 km		
長野県	(市) 瑞穂北竜湖線 (仮称)	5.500 km	平成 14 年度	
合 計		9.621 km		

※平成 14 年度以降事業計画のある道府県/前回基礎調査時事業需要のあった道府県 = 3/5

No. 1 - 4 豪雪地帯対策特別措置法第 14 条の平成 13 年度末以降の取り扱いに対する意見調

道県名	要 旨	コ メ ン ト
北海道	1. 意見…10 年単純延長 2. 理由 (1) 北海道の 44.3 % が特別豪雪地帯に指定されている (2) 近年の道費財源の悪化により、代行事業要望に応えられなくなっている	▲ 特豪代行事業の要望について平成 14 年度から 10 年間に具体的にどの程度あるのかを把握する必要がある ▲ 財政状況の逼迫と特豪代行制度の単純延長を結びつける具体的理由を把握する必要がある ▲ 市町村の技術力、周辺コンサルタントの管理が不可能なのかを確認する必要がある
青森県	1. 意見…10 年単純延長 2. 理由 (1) 県内市町村道の 2 重線以上の整備水準が 19.6 % と低い (2) 財政力・技術力の弱い市町村には積極的な支援が今後も必要	▲ 具体的な需要を把握する必要がある ▲ 財政状況の逼迫と特豪代行制度の単純延長を結びつける具体的理由を把握する必要がある ▲ 市町村の技術力、周辺コンサルタントの管理が不可能なのかを確認する必要がある
岩手県	1. 意見…10 年単純延長 2. 理由 (1) 特豪指定市町村が山間地域に位置し冬期交通確保に大きな労力を必要とする (2) 財政力が乏しい	▲ 具体的な需要を把握する必要がある ▲ 財政状況の逼迫と特豪代行制度の単純延長を結びつける具体的理由を把握する必要がある ▲ 市町村の技術力、周辺コンサルタントの管理が不可能なのかを確認する必要がある
宮城県	1. 意見…10 年単純延長 2. 理由 (1) 町の財政支援による冬期交通確保	▲ 財政状況の逼迫と特豪代行制度の単純延長を結びつける具体的理由を把握する必要がある ▲ 市町村の技術力、周辺コンサルタントの管理が不可能なのかを確認する必要がある ▲ 新規路線指定の需要を明確にする必要がある
秋田県	1. 意見…制度廃止 2. 理由 (1) 現在実施中の事業が平成 13 年度に終了するため	▲ 特豪市町村の意向、他の代行制度との関連性を見極める必要がある
山形県	1. 意見…10 年単純延長 2. 理由 (1) 平成 13 年度末までに事業が完了しない (2) 新規採択路線は不確定であるが新たな需要が予想されるため、平成 14 年度以降も事業を実施したい	▲ 平成 14 年度以降に実施の特豪代行事業で実施希望路線を具体的に把握する必要がある ▲ 新規路線指定の需要を明確にする必要がある ▲ 市町村の技術力、周辺コンサルタントの管理が不可能なのかを確認する必要がある
福島県	1. 意見…10 年単純延長 2. 理由 (1) 基幹的市町村道の整備率が低いため、代行事業が廃止されると社会資本整備が遅れる	▲ 基幹的市町村の道路整備率を把握する必要がある ▲ 今後の特豪代行の需要を明確にする必要がある ▲ 市町村の技術力、周辺コンサルタントの管理が不可能なのかを確認する必要がある
群馬県	1. 意見…5 年以上単純延長 2. 理由 (1) 財政上の理由から大規模事業が不可能な市町村が多いため、県との協力関係を維持する必要がある	▲ 財政状況の逼迫と特豪代行制度の単純延長を結びつける具体的理由を把握する必要がある ▲ 市町村の技術力、周辺コンサルタントの管理が不可能なのかを確認する必要がある
新潟県	1. 意見…内容を見直し継続 2. 理由 (1) 平成 10 年度末に未開小集落は 15 集落 101 戸まで減少している（うち 25 戸以上の集落は 1 つだけ）ため、事業継続箇所を除く今後の需要はかなり減少する (2) 従来の基幹道路指定基準に加え、中山間地域の活性化のため克雪利雪等による地域興しを模索する市町村に対し代行事業による支援が必要と思われる	▲ 現在の特豪代行制度の運用、指定基準の問題点を確認する必要がある ▲ 今後見込まれる克雪利雪等の観点に資する事業として見込まれる今後の事業需要を明確にする必要がある
富山県	1. 意見…無回答 2. 理由…無回答	▲ 照会中
石川県	1. 意見…10 年単純延長 2. 理由 (1) 採択要件を満たす道路事業の要望があった場合の対応として制度を継続する必要がある	▲ 今後の特豪代行の需要を明確にする必要がある ▲ 市町村の技術力、周辺コンサルタントの管理が不可能なのかを確認する必要がある
福井県	1. 意見…10 年単純延長 2. 理由 (1) 市町村からの代行要望が根強い (2) 大規模工事や特に技術を必要とする工事については今後も県が支援していく必要がある	▲ 市町村からの特豪代行事業に対する要望を具体的に把握する必要がある ▲ 市町村の技術力、周辺コンサルタントの管理が不可能なのかを確認する必要がある
長野県	1. 意見…5 年単純延長 2. 理由 (1) 産業の発展が停滞的かつ住民の生活水準の向上が現在も阻害されている	▲ 積雪による産業発展や住民の生活水準に対する阻害要因・課題を明確にする必要がある ▲ 市町村の技術力、周辺コンサルタントの管理が不可能なのかを確認する必要がある
岐阜県	1. 意見…10 年単純延長 2. 理由 (1) 延長が不可欠	▲ 特豪代行事業を実施することが不可欠な要因を明確にする必要がある
滋賀県	1. 意見…無回答 2. 理由…無回答	▲ 照会中

No. 1 - 5 豪雪地帯対策特別措置法第 15 条に係る公立文教施設等道県別現況調

	15 関係																								
	学校数 (校)								児童・生徒数 (人)								寄宿舎設置学校数 (校)				寄宿舎入居者数 (人)				
	小学校				中学校				小学校				中学校				小学校		中学校		小学校		中学校		
	本校	分校	冬期分校数	対象集落数	本校	分校	冬期分校数	対象集落数	本校	分校	冬期分校数	対象集落数	本校	分校	冬期分校数	対象集落数	通年	冬期	通年	冬期	通年	冬期	通年	冬期	
北海道																									2
青森県	464	7	0	0	190	1	0	0	92,834	41	0	0	54,819	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	39	0
岩手県	11	1	0	0	3	0	0	0	851	6	0	0	565	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	27	0
宮城県	4	1	0	0	3	0	0	0	536	23	0	0	322	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田県	93	2	0	0	32	1	0	0	12,711	19	0	0	2,687	0	0	0	2	0	0	2	0	0	0	37	0
山形県	193	30	6	8	79	2	0	0	32,190	180	24	8	18,907	7	0	0	0	2	1	8	0	11	2	47	0
福島県	52	18	3	0	29	1	0	0	587	74	8	0	3,519	5	0	0	0	0	0	0	0	0	4	63	0
群馬県	4	2	0	0	1	0	0	0	415	28	0	0	251	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新潟県	337	17	9	1	110	0	0	0	58,126	31	3	0	33,431	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	60	0
富山県	50	3	1	0	16	0	0	0	7,585	0	0	0	4,517	0	0	0	0	1	1	3	0	14	9	40	0
石川県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福井県	26	3	1	2	10	0	0	0	5,187	10	2	85	3,043	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
長野県	34	2	0	0	13	0	0	0	5,787	50	0	0	3,485	0	0	0	0	1	0	2	0	14	0	11	0
岐阜県	12	0	0	0	8	0	0	0	1,000	0	0	0	572	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋賀県	3	0	0	0	1	0	0	0	316	0	0	0	163	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
合計	1,285	88	20	11	495	5	0	0	218,415	481	37	93	126,281	13	0	0	2	5	7	26	0	39	54	285	0

※対象集落数は分校全体

No. 1 - 6 豪雪地帯対策特別措置法第 15 条に基づく公立文教施設等の整備実績調

No. 1 - 6 - ① 公立文教施設等整備施設別実績調

(単位: 千円)

15 条関係 (実績)			平成 4 年			平成 5 年			平成 6 年			平成 7 年			平成 8 年		
			小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
分校新増築	校舎	面積 (㎡)	580	0	580	377	0	377	459	0	459	0	0	0	0	0	0
		基本額	58,418	0	58,418	63,397	0	63,397	52,589	0	52,589	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	5,841	0	5,841	6,340	0	6,340	5,259	0	5,259	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危険改築	分校	面積 (㎡)	339	0	339	161	0	161	638	0	638	0	0	0	0	0	0
		基本額	23,150	0	23,150	18,217	0	18,217	51,908	0	51,908	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	15,048	0	15,048	11,842	0	11,842	33,741	0	33,741	0	0	0	0	0	0
	寄宿舎	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄宿舎	新増築	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員住宅	面積 (㎡)	5,254	3,909	9,163	8,163	4,783	12,946	5,785	3,305	9,090	4,416	2,579	6,995	2,530	1,186	3,716	
	基本額	326,182	268,782	594,964	605,460	374,428	979,888	437,373	318,744	756,117	331,242	171,961	503,203	177,583	101,087	278,670	
	かさ上げ分	87,093	48,290	135,383	269,191	136,206	405,397	169,584	39,020	208,874	126,785	97,831	224,616	58,446	10,105	68,551	
	計	413,275	317,072	730,347	874,651	510,634	1,385,285	607,227	357,764	964,991	458,027	269,792	727,819	236,029	111,192	347,221	

(単位：千円)

15条関係(実績)			平成9年			平成10年			平成11年			合計		
			小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
分校新増築	校舎	面積(m <sup>2</sup> )	291	0	291	0	0	0	0	0	0	1,707	0	1,707
		基本額	27,803	0	27,803	0	0	0	0	0	0	202,207	0	202,207
		かさ上げ分	2,780	0	2,780	0	0	0	0	0	0	20,220	0	20,220
		計	30,583	0	30,583	0	0	0	0	0	0	222,427	0	222,427
	屋内体育館	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かさ上げ分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
危険改築	分校	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,138	0	1,138
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93,275	0	93,275
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60,631	0	60,631
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	153,906	0	153,906
	寄宿舎	面積(m <sup>2</sup> )	254	0	254	0	0	0	0	0	0	254	0	254
		基本額	16,178	0	16,178	0	0	0	0	0	0	16,178	0	16,178
かさ上げ分		10,516	0	10,516	0	0	0	0	0	0	10,516	0	10,516	
計	26,694	0	26,694	0	0	0	0	0	0	26,694	0	26,694		
寄宿舎	新増築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	危険改築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かさ上げ分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
教員住宅	面積(m <sup>2</sup> )	1,971	835	2,806	1,427	1,716	3,143	240	519	759	29,786	18,832	48,618	
	基本額	169,943	72,276	242,219	145,224	178,901	324,125	0	0	0	2,193,007	1,486,179	3,679,186	
	かさ上げ分	38,375	23,291	61,666	19,622	17,883	37,505	0	0	0	769,366	372,626	1,141,992	
	計	208,318	95,567	303,885	164,846	196,784	361,630	0	0	0	2,962,373	1,858,805	4,821,178	

No. 1 - 6 - ② 公立文教施設等整備施設別実績調道県別内訳調

(単位：千円)

15 条関係 (実績)			平成 4 年			平成 5 年			平成 6 年			平成 7 年			平成 8 年				
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計		
北 海 道	分校新増築	校 舎	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館	面 積 (㎡)	基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	分 校	基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 宿 舎	面 積 (㎡)	基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寄 宿 舎	新 増 築	基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寄 宿 舎	危 険 改 築	基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教員住宅	面 積 (㎡)	基本額	3,407	2,973	6,380	5,023	2,898	7,921	3,820	2,349	6,169	2,700	1,440	4,140	1,735	1,020	2,755		
		かさ上げ分	248,171	214,536	462,707	409,081	242,990	652,071	321,583	213,474	535,057	230,971	127,451	358,422	145,514	84,733	230,247		
		計	24,796	21,437	46,233	38,866	24,269	63,135	31,605	21,327	52,932	23,073	12,732	35,805	14,543	8,470	23,013		
		計	272,967	235,973	508,940	447,947	267,259	715,206	353,188	234,801	587,989	254,044	140,183	394,227	160,057	93,203	253,260		

(単位：千円)

15 条関係(実績)			平成9年			平成10年			平成11年			合 計		
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計
分校新增築	校 舎	面 積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館	面 積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危険改築	分 校	面 積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄 宿 舎	面 積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 宿 舎	新 増 築	面 積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	面 積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員住宅		面 積(m)	1,620	420	2,040	720	1,080	1,800	240	420	660	19,265	12,600	31,865
		基 本 額	148,375	36,414	184,789	72,187	111,081	183,268	0	0	0	1,575,882	1,030,679	2,606,561
		かさ上げ分	14,836	3,641	18,477	7,216	11,103	18,319	0	0	0	154,935	102,979	257,914
		計	163,211	40,055	203,266	79,403	122,184	201,587	0	0	0	1,730,817	1,133,658	2,864,475

No.1-6-② 公立文教施設等整備施設別実績調道県別内訳調

(単位:千円)

			15 条関係 (実績)																
			平成4年			平成5年			平成6年			平成7年			平成8年				
			小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計		
青森県	分校新增築	校舎	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		屋内体育館	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	分校	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		寄宿舎	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄宿舎	新增築	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	危険改築	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教員住宅		面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	



(単位：千円)

15条関係(実績)														
			平成9年			平成10年			平成11年			合計		
			小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
分校新増築	校舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危険改築	分校	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄宿舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄宿舎	新増築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員住宅		面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

No.1-6-② 公立文教施設等整備施設別実績調道県別内訳調

(単位：千円)

15条関係(実績)			平成4年			平成5年			平成6年			平成7年			平成8年			
			小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	
岩手県	分校新增築	校舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		屋内体育館	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	分校	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄宿舍	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寄宿舍	新增築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教員住宅		面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	60	0	60	120	0	120	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	7,375	0	7,375	12,108	0	12,108	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	737	0	737	1,210	0	1,210	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	8,112	0	8,112	13,318	0	13,318	0	0	0	0	0	0	0

(単位：千円)

15 条関係（実績）			平成9年			平成10年			平成11年			合 計		
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計
分校新增築	校 舎	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危険改築	分 校	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄 宿 舎	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 宿 舎	新 増 築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員住宅		面 積 (㎡)	0	0	0	0	120	120	0	0	0	180	120	300
		基 本 額	0	0	0	0	12,144	12,144	0	0	0	19,483	12,144	31,627
		かさ上げ分	0	0	0	0	1,214	1,214	0	0	0	1,947	1,214	3,161
		計	0	0	0	0	13,358	13,358	0	0	0	21,430	13,358	34,788

No. 1 - 6 - ② 公立文教施設等整備施設別実績調道県別内訳調

(単位：千円)

15条関係(実績)			平成4年			平成5年			平成6年			平成7年			平成8年				
			小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計		
宮 城 県	分校新增築	校舎	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館		面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	分校	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄宿舎		面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寄宿舎	新增築	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寄宿舎	危険改築	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教員住宅		面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単位:千円)

15条関係(実績)			平成9年			平成10年			平成11年			合計		
			小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
分校新増築	校舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危険改築	分校	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄宿舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄宿舎	新増築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員住宅		面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

No. 1 - 6 - ② 公立文教施設等整備施設別実績調道県別内訳調

(単位：千円)

15 条関係 (実績)			平成 4 年			平成 5 年			平成 6 年			平成 7 年			平成 8 年				
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計		
秋 田 県	分校新增築	校 舎	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	危険改築	分 校	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寄 宿 舎	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
寄 宿 舎	新 増 築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
寄 宿 舎	危 険 改 築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
教員住宅	面 積 (㎡)	60	60	120	60	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		基 本 額	4,862	4,862	9,724	6,389	0	6,389	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		計	4,862	4,862	9,724	6,389	0	6,389	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(単位：千円)

15条関係(実績)														
			平成9年			平成10年			平成11年			合計		
			小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
分校新增築	校舎	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危険改築	分校	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄宿舎	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄宿舎	新增築	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員住宅		面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	120	60	180
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,251	4,862	16,113
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,251	4,862	16,113

No. 1 - 6 - ② 公立文教施設等整備施設別実績調道県別内訳調

(単位：千円)

15 条関係 (実績)			平成 4 年			平成 5 年			平成 6 年			平成 7 年			平成 8 年			
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	
山形県	分校新增築	校 舎	面積 (m <sup>2</sup> )	125	0	125	0	0	0	459	0	459	0	0	0	0	0	0
			基本額	9,430	0	9,430	0	0	0	52,589	0	52,589	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	943	0	943	0	0	0	5,259	0	5,259	0	0	0	0	0	0
			計	10,373	0	10,373	0	0	0	57,848	0	57,848	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館		面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	分 校	面積 (m <sup>2</sup> )	55	0	55	0	0	0	638	0	638	0	0	0	0	0	0
			基本額	2,766	0	2,766	0	0	0	51,908	0	51,908	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	1,798	0	1,798	0	0	0	33,741	0	33,741	0	0	0	0	0	0
			計	4,564	0	4,564	0	0	0	85,649	0	85,649	0	0	0	0	0	0
寄 宿 舎	新 増 築	面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寄 宿 舎	危 険 改 築	面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教員住宅		面積 (m <sup>2</sup> )	104	0	104	90	90	180	0	0	0	142	0	142	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	8,196	0	8,196	9,389	9,389	18,778	0	0	0	9,595	0	9,595	0	0	0	
		計	8,196	0	8,196	9,389	9,389	18,778	0	0	0	9,595	0	9,595	0	0	0	



(単位：千円)

15 条関係 (実績)			平成 9 年			平成 10 年			平成 11 年			合 計		
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計
分校新增築	校 舎	面 積 (㎡)	291	0	291	0	0	0	0	0	0	875	0	875
		基 本 額	27,803	0	27,803	0	0	0	0	0	0	89,822	0	89,822
		かさ上げ分	2,780	0	2,780	0	0	0	0	0	0	8,982	0	8,982
		計	30,583	0	30,583	0	0	0	0	0	0	98,804	0	98,804
	屋内体育館	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
危険改築	分 校	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	693	0	693
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	54,674	0	54,674
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35,539	0	35,539
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90,213	0	90,213
	寄 宿 舎	面 積 (㎡)	254	0	254	0	0	0	0	0	0	254	0	254
		基 本 額	16,178	0	16,178	0	0	0	0	0	0	16,178	0	16,178
		かさ上げ分	10,516	0	10,516	0	0	0	0	0	10,516	0	10,516	
		計	26,694	0	26,694	0	0	0	0	0	26,694	0	26,694	
寄 宿 舎	新 増 築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教員住宅		面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	336	90	426
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,180	9,389	36,569
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27,180	9,389	36,569

No. 1 - 6 - ② 公立文教施設等整備施設別実績調査道県別内訳調

(単位：千円)

15 条関係 (実績)			平成 4 年			平成 5 年			平成 6 年			平成 7 年			平成 8 年				
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計		
福 島 県	分校新增築	校 舎	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			屋内体育館	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	危険改築	分 校	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 宿 舎		面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
寄 宿 舎	新 増 築	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	危険改築	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
かさ上げ分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
教員住宅		面積 (㎡)	300	156	456	1,000	892	1,892	235	118	353	240	120	360	0	0	0		
		基本額	25,633	13,288	38,921	144,144	116,080	260,224	35,566	17,858	53,424	33,645	16,822	50,467	0	0	0		
		かさ上げ分	2,563	1,329	3,892	14,414	11,608	26,022	3,557	1,786	5,343	3,364	1,682	5,046	0	0	0		
		計	28,196	14,617	42,813	158,558	127,688	286,246	39,123	19,644	58,767	37,009	18,504	55,513	0	0	0		

(単位：千円)

15 条関係 (実績)														
			平成 9 年			平成 10 年			平成 11 年			合 計		
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計
分校新増築	校 舎	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危険改築	分 校	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄 宿 舎	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 宿 舎	新 増 築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員住宅	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	99	99	1,775	1,385	3,160	
	基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	238,988	164,048	403,036	
	かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23,898	16,405	40,303	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	262,886	180,453	443,339	

No. 1 - 6 - ② 公立文教施設等整備施設別実績調道県別内訳調

(単位：千円)

15 条関係 (実績)				平成 4 年			平成 5 年			平成 6 年			平成 7 年			平成 8 年					
				小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計			
新潟県	分校新増築	校 舎	面積 (㎡)	455	0	455	377	0	377	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			基本額	48,988	0	48,988	63,397	0	63,397	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			かさ上げ分	4,898	0	4,898	6,340	0	6,340	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			計	53,886	0	53,886	69,737	0	69,737	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	屋内体育館	面 積 (㎡)	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	危険改築	分 校	面 積 (㎡)	面積 (㎡)	284	0	284	161	0	161	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
				基本額	20,384	0	20,384	18,217	0	18,217	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				かさ上げ分	13,250	0	13,250	11,842	0	11,842	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
				計	33,634	0	33,634	30,059	0	30,059	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 宿 舎	面 積 (㎡)	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
寄 宿 舎	新 増 築	面 積 (㎡)	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寄 宿 舎	危 険 改 築	面 積 (㎡)	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教員住宅	面 積 (㎡)	面積 (㎡)	660	360	1,020	1,510	723	2,233	1,193	462	1,655	768	731	1,499	633	0	633				
		基本額	7,973	8,622	16,595	0	0	0	23,925	46,492	70,417	9,247	0	9,247	16,043	0	16,043				
		かさ上げ分	47,585	22,777	70,362	201,939	89,406	291,345	129,064	11,815	140,879	85,015	80,649	165,664	42,301	0	42,301				
		計	55,558	31,399	86,957	201,939	89,406	291,345	152,989	58,307	211,296	94,262	80,649	174,911	58,344	0	58,344				

(単位：千円)

15 条関係 (実績)			平成 9 年			平成 10 年			平成 11 年			合 計		
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計
分校新增築	校 舎	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	832	0	832
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112,385	0	112,385
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11,238	0	11,238
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	123,623	0	123,623
	屋内体育館	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かさ上げ分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
危険改築	分 校	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	445	0	445
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38,601	0	38,601
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25,092	0	25,092
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	63,693	0	63,693
	寄 宿 舎	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 宿 舎	新 増 築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危 険 改 築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員住宅	面 積 (㎡)	351	415	766	52	0	52	0	0	0	5,167	2,691	7,858	
	基 本 額	21,568	35,862	57,430	0	0	0	0	0	0	78,756	90,976	169,732	
	かさ上げ分	23,539	19,650	43,189	5,103	0	5,103	0	0	0	534,546	224,297	758,843	
	計	45,107	55,512	100,619	5,103	0	5,103	0	0	0	613,302	315,273	928,575	

No. 1 - 6 - ② 公立文教施設等整備施設別実績調道県別内訳調

(単位：千円)

15条関係(実績)			平成4年			平成5年			平成6年			平成7年			平成8年			
			小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	
富 山 県	分校新增築	校舎	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		屋内体育館	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	分校	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		寄宿舎	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄宿舎	新增築	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	危険改築	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教員住宅		面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単位：千円)

15 条関係（実績）			平成9年			平成10年			平成11年			合 計		
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計
分校新增築	校 舎	面 積 (m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館	面 積 (m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危険改築	分 校	面 積 (m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄 宿 舎	面 積 (m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 宿 舎	新 増 築	面 積 (m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	面 積 (m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員住宅		面 積 (m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

No. 1 - 6 - ② 公立文教施設等整備施設別実績調道県別内訳調

(単位：千円)

15 条関係 (実績)			平成 4 年			平成 5 年			平成 6 年			平成 7 年			平成 8 年			
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	
石川 県	分校新增築	校 舎	面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		屋内体育館	面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	分 校	面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		寄 宿 舎	面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 宿 舎	新 増 築	面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	危険改築	面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教員住宅		面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	



(単位：千円)

15条関係(実績)			平成9年			平成10年			平成11年			合計		
			小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
分校新増築	校舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	屋内体育館	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
危険改築	分校	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	寄宿舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
寄宿舎	新増築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	危険改築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
教員住宅		面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

No. 1 - 6 - ② 公立文教施設等整備施設別実績調道県別内訳調

(単位：千円)

15条関係(実績)			平成4年			平成5年			平成6年			平成7年			平成8年			
			小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	
福 井 県	分校新增築	校舎	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館		面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	分校	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄宿舎		面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寄宿舎	新增築	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寄宿舎	危険改築	面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教員住宅		面積(m)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(単位：千円)

15 条関係 (実績)			平成9年			平成10年			平成11年			合 計		
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計
分校新增築	校 舎	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危険改築	分 校	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄 宿 舎	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 宿 舎	新 増 築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危 険 改 築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員住宅		面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

No. 1 - 6 - ② 公立文教施設等整備施設別実績調道県別内訳調

(単位：千円)

15 条関係 (実績)																		
			平成 4 年			平成 5 年			平成 6 年			平成 7 年			平成 8 年			
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	
長野県	分校新增築	校 舎	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		屋内体育館	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	分 校	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		寄 宿 舎	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄 宿 舎	新 増 築	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かさ上げ分計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
危険改築		面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教員住宅		面積 (㎡)	723	360	1,083	420	60	480	221	120	341	326	168	494	162	166	328	
		基本額	39,543	27,474	67,017	38,471	5,802	44,273	21,268	10,980	32,248	29,552	13,811	43,363	16,026	16,354	32,380	
		かさ上げ分	3,953	2,747	6,700	3,846	580	4,426	2,126	1,098	3,224	2,955	1,381	4,336	1,602	1,635	3,237	
		計	43,496	30,221	73,717	42,317	6,382	48,699	23,394	12,078	35,472	32,507	15,192	47,699	17,628	17,989	35,617	

(単位：千円)

15条関係(実績)														
			平成9年			平成10年			平成11年			合計		
			小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
分校新増築	校舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危険改築	分校	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄宿舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄宿舎	新増築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員住宅		面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	539	360	899	0	0	0	2,391	1,234	3,625
		基本額	0	0	0	59,336	37,250	96,586	0	0	0	204,196	111,671	315,867
		かさ上げ分	0	0	0	5,933	3,724	9,657	0	0	0	20,415	11,165	31,580
		計	0	0	0	65,269	40,974	106,243	0	0	0	224,611	122,836	347,447

No. 1 - 6 - ② 公立文教施設等整備施設別実績調道県別内訳調

(単位：千円)

15 条関係（実績）			平成 4 年			平成 5 年			平成 6 年			平成 7 年			平成 8 年				
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計		
岐 阜 県	分校新增築	校 舎	面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			屋内体育館	面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	危険改築	分 校	面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 宿 舎		面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寄 宿 舎	新 増 築	面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	危険改築	面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
かさ上げ分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教員住宅		面積 (m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	120	120	0	0	0	240	120	360	0	0	0	0	
		基本額	0	0	0	0	9,556	9,556	0	0	0	27,827	13,877	41,704	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	954	954	0	0	0	2,783	1,387	4,170	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	10,510	10,510	0	0	0	30,610	15,264	45,874	0	0	0	0	

(単位：千円)

15条関係(実績)			平成9年			平成10年			平成11年			合計		
			小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計
分校新增築	校舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
危険改築	分校	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄宿舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄宿舎	新增築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		基本額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		かさ上げ分計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教員住宅		面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	116	156	272	0	0	0	356	396	752
		基本額	0	0	0	13,701	18,426	32,127	0	0	0	41,528	41,859	83,387
		かさ上げ分	0	0	0	1,370	1,842	3,212	0	0	0	4,153	4,183	8,336
		計	0	0	0	15,071	20,268	35,339	0	0	0	45,681	46,042	91,723

No.1-6-② 公立文教施設等整備施設別実績調道県別内訳調

(単位：千円)

15 条関係 (実績)			平成 4 年			平成 5 年			平成 6 年			平成 7 年			平成 8 年				
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計		
滋 賀 県	分校新増築	校 舎	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		屋内体育館	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	危険改築	分 校	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		寄 宿 舎	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 宿 舎	新 増 築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	危険改築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教員住宅		面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	



(単位：千円)

15 条関係 (実績)														
			平成9年			平成10年			平成11年			合 計		
			小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計	小学校	中学校	合 計
分校新増築	校 舎	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	屋内体育館	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
危険改築	分 校	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	寄 宿 舎	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
寄 宿 舎	新 増 築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	危 険 改 築	面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
教員住宅		面 積 (㎡)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		基 本 額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		かさ上げ分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

No. 1 - 7 豪雪地帯対策特別措置法第 15 条に係る道県別公立文教施設等危険建物現況調

(平成 11 年 4 月現在)

			15 条関係 (危険建物状態)					
			小学校 (校)		中学校 (校)		小・中学校 (校)	
				面積 (㎡)		面積 (㎡)		面積 (㎡)
北海道	分校校舎・ 屋内体育館	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	3	731	0	0	3	731
	寄宿舎	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	0	0	0	0	0	0
青森県	分校校舎・ 屋内体育館	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	2	0	0	0	2	265
	寄宿舎	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	0	265	0	0	0	0
岩手県	分校校舎・ 屋内体育館	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	0	0	0	0	0	0
	寄宿舎	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	0	0	0	0	0	0
宮城県	分校校舎・ 屋内体育館	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	0	0	0	0	0	0
	寄宿舎	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	0	0	0	0	0	0
秋田県	分校校舎・ 屋内体育館	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	3	240	1	40	4	280
	寄宿舎	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	0	0	1	40	2	40
山形県	分校校舎・ 屋内体育館	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	26	5,349	0	0	26	5,349
	寄宿舎	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	0	0	1	150	2	150
福島県	分校校舎・ 屋内体育館	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	12	1,640	0	0	12	1,640
	寄宿舎	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	0	0	0	0	0	0
群馬県	分校校舎・ 屋内体育館	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	0	0	0	0	0	0
	分校校舎・ 屋内体育館	非木造 (5,500 点以下)	0	0	0	0	0	0
		木造 (6,000 点以下)	0	0	0	0	0	0

			15条関係(危険建物実態)					
			小学校(校)		中学校(校)		小・中学校(校)	
				面積(m <sup>2</sup> )		面積(m <sup>2</sup> )		面積(m <sup>2</sup> )
新潟県	分校校舎・ 屋内体育館	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 3	0 403	0 0	0 0	0 3	0 403
	寄宿舎	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
富山県	分校校舎・ 屋内体育館	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 1	0 203	0 0	0 0	0 1	0 203
	寄宿舎	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
石川県	分校校舎・ 屋内体育館	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	寄宿舎	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
福井県	分校校舎・ 屋内体育館	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 0	0 0	1 0	231 0	1 0	231 0
	寄宿舎	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
長野県	分校校舎・ 屋内体育館	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	寄宿舎	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
岐阜県	分校校舎・ 屋内体育館	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	寄宿舎	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
滋賀県	分校校舎・ 屋内体育館	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	寄宿舎	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
合計	分校校舎・ 屋内体育館	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 50	0 8,831	1 1	231 40	1 51	231 8,871
	分校校舎・ 屋内体育館	非木造(5,500点以下) 木造(6,000点以下)	0 0	0 0	0 2	0 190	0 2	0 190

No. 1 - 8 豪雪地帯特別措置法第 15 条に基づく道県別公立文教施設整備施設別需要調 (平成 14 ~ 23 年度)

			15 条関係 (需要)							備 考		
			H. 14 - H. 18			H. 19 - H. 23			H. 14 - H. 23			
			小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	合 計			
北海道	分校増新築	校 舎	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
		屋内体育館	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
	危険改築	分 校	件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
		寄 宿 舎	件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
	寄 宿 舎	新 増 築	件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
		危険改築	件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
	教員住宅		件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
	青 森 県	分校新增築	校 舎	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
			屋内体育館	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		危険改築	分 校	件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	1 440	0 0	1 440	1 440	
寄 宿 舎			件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
寄 宿 舎		新 増 築	件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
		危険改築	件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
教員住宅		件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
岩 手 県		分校新增築	校 舎	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
			屋内体育館	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		危険改築	分 校	件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	寄 宿 舎		件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
	寄 宿 舎	新 増 築	件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
		危険改築	件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
	教員住宅		件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	2 240	0 0	2 240	2 240		

				15条関係(需要)							備考		
				H. 14 - H. 18			H. 19 - H. 23			H. 14 - H. 23			
				小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	合計			
宮城県	分校増新築	校舎	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
		屋内体育館	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
	危険改築	分校	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
		寄宿舎	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
	寄宿舎	新增築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
		危険改築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
	教員住宅		件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
	秋田県	分校新增築	校舎	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		0 0	
			屋内体育館	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		0 0	
		危険改築	分校	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		0 0	
寄宿舎			件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
寄宿舎		新增築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
		危険改築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
教員住宅		件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0				
山形県		分校新增築	校舎	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	H. 14 - H. 19	
			屋内体育館	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
		危険改築	分校	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
	寄宿舎		件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
	寄宿舎	新增築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
		危険改築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
	教員住宅		件数 面積 (㎡)	2 600	0 0	2 600	0 0	0 0	0 0	2 600			

				15条関係(需要)						備考	
				H. 14 - H. 18			H. 19 - H. 23				H. 14 - H. 23
				小学校	中学校	計	小学校	中学校	計		合計
福島県	分校増新築	校舎	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		屋内体育館	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	危険改築	分校	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		寄宿舎	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	寄宿舎	新增築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		危険改築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	教員住宅		件数 面積 (㎡)	4 200	2 100	6 300	2 100	1 50	3 150	9 450	
	群馬県	分校新增築	校舎	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
屋内体育館			分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
危険改築		分校	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		寄宿舎	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
寄宿舎		新增築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		危険改築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
教員住宅		件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
新潟県		分校新增築	校舎	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	屋内体育館		分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	危険改築	分校	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		寄宿舎	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	寄宿舎	新增築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		危険改築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	教員住宅		件数 面積 (㎡)	3 800	1 520	4 852	0 0	0 0	0 0	4 852	

			15条関係(需要)							備考	
			H.14 - H.18			H.19 - H.23			H.14 - H.23		
			小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	合計		
富山県	分校増新築	校舎	分校数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		屋内体育館	分校数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	危険改築	分校	件数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		寄宿舎	件数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	寄宿舎	新增築	件数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		危険改築	件数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	教員住宅	件数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	石川県	分校新增築	校舎	分校数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
屋内体育館			分校数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
危険改築		分校	件数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		寄宿舎	件数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
寄宿舎		新增築	件数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		危険改築	件数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
教員住宅		件数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
福井県		分校新增築	校舎	分校数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
	屋内体育館		分校数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	危険改築	分校	件数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		寄宿舎	件数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	寄宿舎	新增築	件数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		危険改築	件数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	教員住宅	件数 面積(m <sup>2</sup> )	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	

				15条関係(需要)							備考	
				H. 14 - H. 18			H. 19 - H. 23			H. 14 - H. 23		
				小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	合計		
長野県	分校増新築	校舎	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
		屋内体育館	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
	危険改築	分校	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
		寄宿舎	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
	寄宿舎	新增築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
		危険改築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
	教員住宅		件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
	岐阜県	分校新增築	校舎	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
			屋内体育館	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		危険改築	分校	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
寄宿舎			件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
寄宿舎		新增築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
		危険改築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
教員住宅		件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0			
滋賀県		分校新增築	校舎	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
			屋内体育館	分校数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
		危険改築	分校	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
	寄宿舎		件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
	寄宿舎	新增築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
		危険改築	件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
	教員住宅		件数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		



			15条関係(需要)							備 考	
			H. 14 - H. 18			H. 19 - H. 23			H. 14 - H. 23		
			小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	合 計		
合 計	分校増新築	校 舎	分 校 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	山形県は H. 14 - H. 19	
		屋内体育館	分 校 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		
	危険改築	分 校	件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	1 440	0 0	1 440		1 440
		寄 宿 舎	件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		0 0
	寄 宿 舎	新 増 築	件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		0 0
		危険改築	件 数 面積 (㎡)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0		0 0
	教員住宅	件 数 面積 (㎡)	9 1,600	3 152	12 1,752	4 340	1 50	5 390	17 2,142		

No. 1 - 8 - ① 平成 12 年度・平成 13 年度事業計画調

項 目			平成 12 年度			平成 13 年度		
			小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
分校 (新增築)	校 舎	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0
	屋内体育館	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0
危険改築	分 校	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0
	寄 宿 舎	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0
寄 宿 舎	新 增 築	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0
	危険改築	面積 (㎡)	0	0	0	0	0	0
教 員 住 宅		面積 (㎡)	1,040	1,060	2,100	2,508	1,503	4,011

※平成 12・13 年度に整備計画のある道県/特別豪雪地帯市町村所在道県 = 4/15

No.1-8-② 平成12年度・平成13年度事業計画道県別内訳調

道県名	項 目		平成12年度			平成13年度			
			小学校	中学校	計	小学校	中学校	計	
北海道	分校(新增築)	校舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
		屋内体育館	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
	危険改築	分校	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
		寄宿舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
	寄宿舎	新增築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
		危険改築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
教員住宅		面積(m <sup>2</sup> )	720	900	1,620	1,653	993	2,646	
岩手県	分校(新增築)	校舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
		屋内体育館	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
	危険改築	分校	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
		寄宿舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
	寄宿舎	新增築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
		危険改築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
教員住宅		面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	420	420	
福島県	分校(新增築)	校舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
		屋内体育館	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
	危険改築	分校	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
		寄宿舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
	寄宿舎	新增築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
		危険改築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
教員住宅		面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	855	90	945	
福井県	分校(新增築)	校舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
		屋内体育館	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
	危険改築	分校	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
		寄宿舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
	寄宿舎	新增築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
		危険改築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
教員住宅		面積(m <sup>2</sup> )	320	160	480	0	0	0	
合 計	分校(新增築)	校舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
		屋内体育館	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
	危険改築	分校	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
		寄宿舎	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
	寄宿舎	新增築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
		危険改築	面積(m <sup>2</sup> )	0	0	0	0	0	0
教員住宅		面積(m <sup>2</sup> )	1,040	1,060	2,100	2,508	1,503	4,011	

※平成12年度・平成13年度に整備計画のある道県/特別豪雪地帯市町村所在道県=4/15

No. 1 - 8 - ③ 平成 14 ~ 23 年度の需要調市町村内訳調

(単位：㎡)

県名	市町村名	分校(新增築)		危険改築		寄宿舎		教員住宅
		校舎	屋内体育館	校舎	屋内体育館	新增築	危険改築	
青森県	鱒ヶ沢町	0	0	263	177	0	0	0
岩手県	湯田町	0	0	0	0	0	0	240
山形県	大蔵村	0	0	0	0	0	0	600
新潟県	下田村	0	0	0	0	0	0	200
	能生町	0	0	0	0	0	0	600
	黒川村	0	0	0	0	0	0	52
合計		0	0	263	177	0	0	1,692

※平成 14 年度以降に事業需要がある県/前回基礎調査時事業需要のあった県 = 4/5

道 県 名	意 見 要 旨	コメント（意見に内在する問題点等）
北海道	1. 10 ヶ年延長 2. 事 由 ① 道内公立小・中学校のへき地学校指定率 43.0 % ② へき地校の 45.4 %が特別豪雪地帯に設置 ③ へき地校の教職員住宅の整備が不可欠 ア 冬期間の積雪、凍結による通勤が困難 イ 公共交通機関の未整備 ウ へき地での借家不足 エ 既設教職員住宅の老朽化 オ 児童生徒の教育上、学校近くの教職員住宅が必要 カ 遠距離通勤による健康上の管理	1. 孤立集落の解消、特豪指定と実情との乖離の前に 15 条の延長を求める基本的理由付け（延長意見全部に共通） 2. 教職員住宅の必要性だけで実績、需要の見込みがない（少ない）分校寄宿舍を抱き合わせて行くための理由付け
青森県	1. 10 ヶ年延長 2. 事 由 ① H 22 年に分校校舎等の危険改築を予定	1. 延長後 9 年左記の需要見通して 10 年延長を主張するには、それまでの分校の役割、児童・生徒数の推移の見込み等のデータによる説明が必要
岩手県	1. 延長と本校までの拡大 2. 事 由 ① 今後、本校の大量改築需要	1. 特豪制度の創設趣旨を踏まえて、本校まで法の対象とできる理由付け
宮城県	1. 廃 止 2. 事 由 ① 特豪地域と一般積雪地域の積雪状況の勘案から特豪地域に対する特別措置は不要	1. コメントなし
秋田県	1. 10 ヶ年延長 2. 事 由 ① 改築計画はないが、分校が存在 ② 法 16 条による本校分の補助率引き上げと整合を取る必要	1. ①については、青森県へのコメントと同じ 2. ②については、岩手県へのコメントと同じ
山形県	1. 10 ヶ年延長 2. 事 由 ① な し	1. 事由を照会中

道 県 名	意 見 要 旨	コ メ ン ト (意見に内在する問題点等)
群 馬 県	1. 5ヵ年期間延長を要望 2. 事 由 ① 国の厳しい財政状況を勘案	1. 青森県へのコメントと同じ
新 潟 県	1. 10ヵ年延長 2. 事 由 ① 今後も教員宿舎の需要が見込まれる ② 特豪地域の本校校舎等の補助率嵩上げ(予算補助)の根拠となっている	1. ①については、北海道へのコメントと同じ 2. ②については、岩手県へのコメントと同じ
富 山 県	1. 回答なし(再照会中) 2. その他 ① 冬期間バス通学困難となり寄宿舎が必要 ② 寄宿舎が老朽化(耐力度調査未実施)	1. 回答待ち
石 川 県	1. 回答なし	1. な し
福 井 県	1. 回答なし	1. な し
長 野 県	1. 教員宿舎のみを対象に変更 2. 事 由 ① 分校、寄宿舎は不要事情が拡大、改築計画なし ② 教員宿舎は不足、整備が必要	1. 北海道へのコメントと同じ
岐 阜 県	1. 10～20年の延長 2. 事 由 ① 教員確保のため教員住宅は不可欠 ② 学校統廃合の進展により通学の安全対策に問題が生じ、今後分校、寄宿舎が必要 ③ 市町村の財政規模が小さい	1. ①については、北海道へのコメントと同じ 2. ②については、再照会中 3. ③については、財政力は特豪の追加指定のために持ち出された指標であり、特豪地域全部で検証された指標ではないので、理由としては無理がないか
滋 賀 県	1. 学校統合に係る校舎、屋体の新增築を対象とした特例措置 2. 事 由 ① 交通事情の改善等により分校、寄宿舎の必要性は解消 ② 豪雪地帯における義務教育施設の規模の適正化を促進する学校統合対策の特例措置が必要	1. 特豪制度の趣旨とは、全く異なる事業展開の方向であり、別の次元で検討する以外ないのではないか

No. 1 - 10 特別豪雪地帯に限り行われる国の特例措置に関するメリット調

分 類	措 置 名 称	所 管	道 県 名
補助率等のかさ上げ	小中学校等の本校の校舎等の危険建築物改築	文 部 省	新潟県 福井県
	社会福祉施設等設備整備事業	厚 生 省	北海道 岩手県 福島県 新潟県
採択基準の緩和等	土地改良総合整備事業	農林水産省	富山県 福井県
	道府県営一般農道整備事業	農林水産省	北海道 福島県 富山県 福井県
	防災ダム事業	農林水産省	北海道 新潟県 福井県
	基盤整備促進事業	農林水産省	北海道 岩手県 福井県
特別豪雪地帯に限って行われる事業	特別豪雪地帯対策モデル事業	国 土 庁	福井県
	民間社会福祉施設の除雪費補助	厚 生 省	岩手県 福島県
	社会福祉施設措置費補助	厚 生 省	北海道
税 制	積雪対策用に建築された高床式住宅に対する不動産取得税または固定資産税の軽減に係る床面積要件の判定	自 治 省	北海道 岩手県
金 融	地域産業融資	日本政策投資銀行・中小企業金融公庫・国民金融公庫	福島県

※道県から挙げられたメリットとなっている特例措置

## No. 2 特別豪雪地帯における冬期課題の現況に関するケース・スタディー報告

### No. 2 - 1 特別豪雪地帯における集落の冬期課題

#### No. 2 - 1 - ① 新潟県十日町市・関川村・松之山町におけるケース・スタディー報告

十日町市の集落における雪対策に関する事例研究報告書

1. 集落の現況（別紙のとおり）
2. 集落の課題と対策
3. 集落選定要件（別紙のとおり）

#### (1) 願入集落（集落選定要件1該当）

願入集落においては、次の4つの課題があった。

- ① 冬期交通確保に関する課題
- ② なだれ等集落の雪害に関する課題
- ③ 集落の少子化・高齢化に関する課題
- ④ 集落の人口減少に関する課題

これらの4つの課題への対応策は道路状況の改善が大きなポイントとなる。

道路改良により冬期の生活改善をはかり、少子化・高齢化に対応する。

#### (2) 南鏡坂集落（集落選定要件2該当）

南鏡坂集落には雪処理に関する次の課題があった。

- ① 冬期交通確保に関する課題

家屋密集地帯においての雪処理の問題は、豪雪地帯共通の問題である。南鏡坂集落は集落内幹線道路の除排雪および集落内の屋根雪処理が問題になっている。

この対応策としては、道路の整備、拡張、雪捨て場の設置など行政の関与が必要であり、集落内の屋根雪処理は、小型除雪機の整備など自己処理できる体制作りを進めることで対応する。

#### (3) 東枯木又集落（集落選定要件3該当）

東枯木又集落は次の2つの課題があった。

- ① 冬期交通確保に関する課題
- ② なだれ等集落の雪害に関する課題

これら2つの課題は上記願入集落と同様であり、対応策についても同じである。しかし、東枯木又は集落の人口減少という課題に対しては、上記二集落とは逆に新しい動きが見られている。

それは、地域間交流による地域の活性化・転入者受け入れによる人口減少の鈍化がみられることである。

「枯木又エコミュージアム」活動による都市との交流が引き金となっている。



## ケース・スタディー検討結果

### I 集落の現状と変化予測

#### 1. 集落名

集 落 名	願 入 (がんにゅう)
集落の特徴・役割	市の北部、市街地から約 20 km の山間地に位置する市内でも人口の減少、集落全体の高齢化の著しい地区

### II 当該集落における現況と課題

#### 1. 人口・世帯数

	全人口	世帯数	0～14歳人口	15～64歳人口	65歳以上人口(率)	世帯数(そのうち独居世帯数)
平成11年4月1日	32人	7戸	7人	16人	9人(28.1%)	2戸(1戸)

#### 2. 就業構造・産業構造の現況

##### ① 就業構造

第1次産業就業者数	9人	64.3%	そのうち専業	1人	そのうち兼業	第1種 2人	第2種 6人
第2次産業就業者数	5人	35.7%	そのうち集落内就業者		—	集落外就業者	5人
第3次産業就業者数	—	—	そのうち集落内就業者		—	集落外就業者	—
合 計	14人						

##### ② 産業構造

第1次産業	農業 100.0%	水田 88.0%	畑作 12.0%	園芸 —	林業 —	その他 ( — )		
第2次産業	鉱業 —	建設業 —	製造業 100.0%	その他 ( — )				
第3次産業	靴・小売業 —	金融保険業 —	不動産業 —	運輸通信業 —	電気ガス水道業 —	サービス業 —	公務 —	その他 —

## ケース・スタディー検討結果

### I 集落の現状と変化予測

#### 1. 集落名

集 落 名	南鏡坂（みなみあぶさか）
集落の特徴・役割	信濃川左岸の段丘面に広がる、市街地から西側約8kmに位置する集落。信濃川左岸地域の中核をなす集落。

### II 当該集落における現況と課題

#### 1. 人口・世帯数

	全人口	世帯数	0～14歳人口	15～64歳人口	65歳以上人口（率）	世帯数（そのうち独居世帯数）
平成11年4月1日	410人	96戸	65人	243人	102人（24.9％）	8戸（2戸）

#### 2. 就業構造・産業構造の現況

##### ① 就業構造

第1次産業就業者数	66人	26.0％	そのうち専業	1人	そのうち兼業	第1種 5人	第2種 60人
第2次産業就業者数	106人	41.7％	そのうち集落内就業者	9人		集落外就業者	97人
第3次産業就業者数	82人	32.3％	そのうち集落内就業者	3人		集落外就業者	79人
合 計	254人						

##### ② 産業構造

第1次産業	農業 100.0％	水田 89.3％	畑作 10.4％	園芸 0.3％	林業	—	その他（ — ）		
第2次産業	鉱業 1.9％	建設業 38.7％	製造業 59.4％	その他（ — ）					
第3次産業	販・小売業 35.4％	金融保険業 1.2％	不動産業 —	運輸通信業 2.4％	電気ガス水道業 2.4％	サービス業 45.1％	公務 13.5％	その他 —	

## ケース・スタディー検討結果

### I 集落の現状と変化予測

#### 1. 集落名

集 落 名	東枯木又（ひがしかれきまた）
集落の特徴・役割	市の北東部、市街地から約 25 km に位置する集落で人口の減少、集落の高齢化が著しい集落であったが、近年、恵まれた自然を生かした様々な形での都会との交流を通じ集落が活性している。

### II 当該集落における現況と課題

#### 1. 人口・世帯数

	全人口	世帯数	0～14歳人口	15～64歳人口	65歳以上人口（率）	世帯数（そのうち独居世帯数）
平成 11 年 4 月 1 日	61人	15戸	13人	28人	20人（32.8%）	－戸（－）

#### 2. 就業構造・産業構造の現況

##### ① 就業構造

第 1 次産業就業者数	11人	68.8%	そのうち専業	1人	そのうち兼業	第 1 種 1人	第 2 種 9人
第 2 次産業就業者数	4人	25.0%	そのうち集落内就業者		－	集落外就業者	4人
第 3 次産業就業者数	1人	6.2%	そのうち集落内就業者		－	集落外就業者	1人
合 計	16人						

##### ② 産業構造

第 1 次産業	農業 100.0%	水田 87.5%	畑作 10.8%	園芸 1.7%	林業	－	その他（－）								
第 2 次産業	鉱業	－	建設業 100%	製造業	－	その他（－）									
第 3 次産業	卸・小売業	－	金融保険業	－	不動産業	－	運輸通信業	－	電気ガス水道業	－	サービス業 100.0%	公務	－	その他	－

## 関川村の集落における雪対策に関する事例研究報告書

### 1. 集落の現況（別紙のとおり）

### 2. 集落の課題と対策

### 3. 集落選定要件（別紙のとおり）

#### (1) 幾地集落（集落選定要件1ないし2）

幾地集落には次の2点の課題があります。

- ① 冬期道路確保
- ② 少子化・高齢化の進展

冬期間の道路確保課題については、主要幹線道路から幾地集落までの生活道路は幅員が狭く、大型機械による除雪が困難であり道路改良による幅員の拡張等が必要である。

また、少子化・高齢化については、幾地、鵜谷、上野新の各選定集落共通の課題として存在しており、高齢化については介護保険制度運営と制度対象外者の対応を地域ボランティア等の育成と確保により対処する。

少子化については学区や学校の統廃合による再編、学校と地域の連携強化などで対処する。

#### (2) 鵜谷集落（集落選定要件1ないし2）

鵜谷集落には次の2点の課題があります。

- ① 冬期道路確保
- ② 少子化・高齢化の進展

冬期間の道路確保問題については、集落内の屋根雪処理をいったん道路へ落とし一斉に処理する方法が現在とられているが、防災上の（消防、救急）点で不安がある。

そこで対策としては、屋根雪の一斉処理ではなく各人が手軽に使える小型除雪機を設置して、自己処理できるようにすることである。

#### (3) 上野新集落（集落選定要件1ないし2）

上野新集落には次の2点の課題があります。

- ① 冬期道路確保
- ② 少子化・高齢化の進展

冬期間の道路確保については、消雪パイプ等による融雪方法も行われているが、上野新集落においては地下水の水量不足により設置できない。よって、道路確保対策としては、小型除雪機によるきめ細かな除雪体制の整備が考えられる。

(課題：今後の集落の雪対策)

## ケース・スタディー検討結果

### I 集落の現状と変化予測

#### 1. 集落名

集 落 名	関川村 幾地 (イクヂ)
集落の特徴・役割	関川村の東南にあり、隣の山本集落から幾地川に沿って約2kmの最上流高台にあります。

### II 当該集落における現況と課題

#### 1. 人口・世帯数

	全人口	世帯数	0～14歳人口	15～64歳人口	65歳以上人口(率)	世帯数(そのうち独居世帯数)
平成11年4月1日	81人	17戸	13人	49人	19人(23.5%)	14戸(一戸)

#### 2. 就業構造・産業構造の現況

##### ① 就業構造

第1次産業就業者数	11人	24.5%	そのうち専業	—	そのうち兼業	第1種 1人	第2種 10人
第2次産業就業者数	19人	42.2%	そのうち集落内就業者	—		集落外就業者	19人
第3次産業就業者数	15人	33.3%	そのうち集落内就業者	—		集落外就業者	15人
合 計	45人						

##### ② 産業構造

第1次産業	農業 100.0%	水田 —	畑作 —	園芸 —	林業 —	その他 ( )			
第2次産業	鉱業 —	建設業 11.1%	製造業 73.7%	その他 ( )				15.2%	
第3次産業	鉱・小売業 26.7%	金融保険業 6.7%	不動産業 —	運輸通信業 6.7%	電気ガス水道業 6.7%	サービス業 39.9%	公務 13.3%	その他 —	

(課題：今後の集落の雪対策)

## ケース・スタディー検討結果

### I 集落の現状と変化予測

#### 1. 集落名

集 落 名	鮎 谷 (カジカダニ)
集落の特徴・役割	荒川の支流大石川の左岸にあり、川沿い (24戸) と高台 (6戸) に家屋がある。

### II 当該集落における現況と課題

#### 1. 人口・世帯数

	全人口	世帯数	0～14歳人口	15～64歳人口	65歳以上人口 (率)	世帯数 (そのうち独居世帯数)
平成11年4月1日	131人	30戸	23人	74人	34人 (26.0%)	23戸 (2戸)

#### 2. 就業構造・産業構造の現況

##### ① 就業構造

第1次産業就業者数	19人	29.2%	そのうち専業	1人	そのうち兼業	第1種 3人	第2種 15人
第2次産業就業者数	23人	35.4%	そのうち集落内就業者		—	集落外就業者	23人
第3次産業就業者数	23人	35.4%	そのうち集落内就業者		—	集落外就業者	23人
合 計	65人						

##### ② 産業構造

第1次産業	農業 89.5%	水田 —	畑作 —	園芸 —	林業 10.5%	その他 ( )			
第2次産業	鉱業 —	建設業 39.1%	製造業 60.9%	その他 ( )					
第3次産業	観光・小売業 39.1%	金融保険業 —	不動産業 —	運輸通信業 8.7%	電気ガス水道業 —	サービス業 43.5%	公務 8.7%	その他 —	

(課題：今後の集落の雪対策)

## ケース・スタディー検討結果

### I 集落の現状と変化予測

#### 1. 集落名

集 落 名	上野新
集落の特徴・役割	女川郷のほぼ中心に位置し、女川左岸の典型的な河岸段丘の中位段丘に広く開けた台地にあります。

### II 当該集落における現況と課題

#### 1. 人口・世帯数

	全人口	世帯数	0～14歳人口	15～64歳人口	65歳以上人口(率)	世帯数(そのうち独居世帯数)
平成11年4月1日	131人	31戸	20人	81人	30人(22.9%)	23戸(-戸)

#### 2. 就業構造・産業構造の現況

##### ① 就業構造

第1次産業就業者数	22人	30.1%	そのうち専業	-	そのうち兼業	第1種 9人	第2種 13人
第2次産業就業者数	27人	37.0%	そのうち集落内就業者	-		集落外就業者	37.0人
第3次産業就業者数	24人	32.9%	そのうち集落内就業者	-		集落外就業者	32.9人
合 計	73人						

##### ② 産業構造

第1次産業	農業 81.8%	水田 -	畑作 -	園芸 -	林業 18.2%	その他( )			
第2次産業	鉱業 3.7%	建設業 25.9%	製造業 70.4%	その他( )					
第3次産業	販・小売業 41.7%	金融保険業 4.2%	不動産業 -	運輸通信業 4.2%	電気ガス水道業 -	サービス業 33.3%	公務 16.6%	その他 -	

## 松之山町の集落における雪対策に関する事例研究報告書

1. 集落の現況（別紙のとおり）
2. 集落の課題と対策
3. 集落選定要件（別紙のとおり）
  - (1) 中尾集落（集落選定要件1ないし2）

中尾集落には次の課題があります。

### ① 冬期交通確保に関する課題

中尾集落は、集落人口の減少・高齢化により自力での道つけ（除雪）、屋根雪処理が困難である。また、各家が点在しているため集中的な除雪ができず各戸ごとの対応ができない。

これに対する対策としては、現除雪体制をさらに整備し、できるだけ各戸まで除雪する。また、機械除雪が不可能な場合、人力除雪により対応する。

財源は、県費、市町村費により対応するが、利用者負担金も考えられる。



(課題：今後の集落の雪対策)

## ケース・スタディー検討結果

### I 集落の現状と変化予測

#### 1. 集落名

集 落 名	中尾集落
集落の特徴・役割	町の中でも高齢化率の高い集落です。『鏡が池伝説』の舞台である「鏡が池」があります。

### II 当該集落における現況と課題

#### 1. 人口・世帯数

	全人口	世帯数	0～14歳人口	15～64歳人口	65歳以上人口(率)	世帯数(そのうち独居世帯数)
平成11年4月1日	83人	34戸	1人	31人	51人(61.4%)	18戸(7戸)

#### 2. 就業構造・産業構造の現況

##### ① 就業構造

第1次産業就業者数	49人	74.2%	そのうち専業	—	そのうち兼業	第1種 —	第2種 49人
第2次産業就業者数	7人	10.6%	そのうち集落内就業者	—	—	集落外就業者	7人
第3次産業就業者数	10人	15.2%	そのうち集落内就業者	—	—	集落外就業者	10人
合 計	66人						

##### ② 産業構造

第1次産業	農業 100.0%	水田 —	畑作 —	園芸 —	林業 —	その他( )
第2次産業	鉱業 —	建設業 100.0%	製造業 —	その他( )		
第3次産業	観光・小売業 10.0%	金融保険業 —	不動産業 —	運輸通信業 —	電気ガス水道業 —	サービス業 90.0% 公務 — その他 —

ま と め

共 通 課 題	対 応 策
(1) 生活道路の整備	行政による道路状況の改善
(2) 除雪体制の整備	除雪路線の延長
(3) 屋根雪処理	小型除雪機の普及、操作の簡便化、除雪能力の向上
(4) 集落人口の減少・高齢化	地域間交流による地域活性化

## 集 落 の 選 定 要 件

1. 冬期気象条件・交通・集落の人口減少・高齢化・地域の担い手の減少・農業等集落の主要産業基盤の衰退等の面から見て集落の自力維持が極めて困難な状態にあり、近い将来集落の再編が必要と考えられる集落
2. 混在化（1次産業と2・3次産業の就業者が混在してきている）により、都市化が進展し共同体秩序が喪失した集落
3. 何らかの事情の変化により、新たに集落の活性化が始まっている集落

以上の要件から、集落規模の大小にこだわらず3集落を抽出

No.2-1-② 長野県飯山市・福島県南郷村におけるケース・スタディー報告

1. 抽出された課題

(1) 長野県飯山市

- ① 高齢化により除雪機操作が困難になってきている
- ② 家屋等の雪処理について自力で高齢化により対応できない世帯がある
- ③ 家屋等の雪処理の相互扶助体制が高齢化により対応が困難になってきている

(2) 福島県南郷村

- ① 国道に通じる路線の幅員が狭く勾配もきついことから機械除雪が困難
- ② 高齢化により除雪機操作が困難になってきている
- ③ 家屋等の雪処理について高齢化により自力で対応できない世帯がある
- ④ 夜間の救急体制に不安がある

2. ヒアリングから得られた次期冬期集落対策の実現可能性

(1) 集落の実態・変化予測による集落状況の分類

集落の年齢構造や産業構造等の実態から、次の二つの集落形態に分類できると予想される。

- ① 当面定住が可能な集落 → 自立的継続が可能な集落
- ② 近い将来定住が困難な集落 → 自立的継続が不可能な集落

(2) 集落状況の分類による対策の分類

① 自立的継続が可能な集落

集落の年齢構造や産業構造の現況から自立的継続が可能と想定される集落に対しては、自助努力で国土保全や歴史文化等の集落の機能を冬期において維持するために、一定の支援をする必要があると考えられる。従って、次のような課題が考えられる。

- \* 第1次産業に対する自立支援対策
- \* 市街地への冬期モビリティの維持

② 自立的継続が不可能な集落

集落の年齢構造や産業構造の現況から自立的継続が不可能と想定される集落に対しては、集落における継続生活の意向が強い等の住民意識を尊重しながら、集落再編事業へと移行していくことが望ましいと考えられる。従って、次のような対策が必要と考える。

- \* 集落継続が不能になるまでの集落冬期保安対策（福祉対策）
- \* 集落再編の受け皿対策

## No. 2 - 2 特別豪雪地帯における都市部の冬期課題

### No. 2 - 2 - ① 青森県青森市・弘前市におけるケース・スタディー報告

#### I 青森県における高次都市機能提供圏の特徴

青森県において地方中核都市と呼べる都市は、実質的に青森市、弘前市、八戸市の3市があり、人口はそれぞれ、青森市：294,167人、弘前市：177,972人、八戸市：242,654人となっている。この中核をなしている地域が、そのまま高次都市機能提供圏として位置付けられている。

いずれの都市も、古くから、その地域の商業、交通、文化、医療、教育等の中心となっており、周辺市町村から定住人口の流入はもちろん、交通網が整備された現在では、通勤、通学、通院等で高次都市機能サービスを受けようとする人口も増加してきている。

このうち、弘前市と八戸市は地方拠点法による地方拠点都市地域の中核都市として、高次都市機能を提供するべく整備が進められており、青森市は県都として、また、周辺の東津軽郡を含む地域の中核都市として、高次都市機能を提供できる施設等が集約しているという状況である。

それぞれの都市は、青森市が商業、行政、八戸市が工業、通信、弘前市が文化、教育、医療と全県的に見ると、比較的バランスのとれた機能分配になっているといえるものである。

青森市は特別豪雪地帯、弘前市と八戸市は豪雪地帯に指定されているが、八戸市は太平洋側に面していることから、雪による都市機能の停滞は、青森市や弘前市ほどは大きくない状況である。

II 青森市地方中核都市圏の高次都市機能の現状と冬期の課題

青森市が有する高次都市機能			左記機能の圏域		冬期の現況と課題（アクセス課題を除く）		
機能の種類	機能を提供する施設等	当該施設等の内容	圏域内の市町村	圏域内の人口	冬期機能に生ずる問題	対策の実績と課題	所要事業費と財源方策
経 済	青森産業会館	鉄骨鉄筋コンクリート造平屋建（一部2階） 展示場面積 2,596 m <sup>2</sup> 天井高 7.9～10 m 会議室 4室 控室 3室 駐車場 330台	平内町 蟹田町 今別町 蓬田村 平館村 三厩村 青森市	2,900人 4,800人 5,300人 4,000人 2,600人 3,300人 299,000人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用率の低下</li> <li>・駐車場の確保</li> <li>・暖房によるコストの増大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント、展示会の誘致</li> <li>・除排雪の充実</li> <li>・経費の節減</li> </ul>	年間運営費 約7,300万円 除排雪費 120万円

II 青森市地方中核都市圏の高次都市機能の現状と冬期の課題

青森市が有する高次都市機能			左記機能の圏域		冬期の現況と課題（アクセス課題を除く）		
機能の種類	機能を提供する施設等	当該施設等の内容	圏域内の市町村	圏域内の人口	冬期機能に生ずる問題	対策の実績と課題	所要事業費と財源方策
文化・観光	ねぶたの里	大型ねぶた 10台 常設設置 センターハウス レストハウス	平内町 蟹田町 今別町 蓬田村 平舘村 三厩村 青森市	2,900人 4,800人 5,300人 4,000人 2,600人 3,300人 299,000人	・冬期観光客の入込数の減少 ・圏内の各施設の連絡路の確保	・冬期イベントの創設（かまくら） ・圏内除排雪の充実	民間施設のため経費については不明

II 青森市地方中核都市圏の高次都市機能の現状と冬期の課題

青森市が有する高次都市機能			左記機能の圏域		冬期の現況と課題（アクセス課題を除く）		
機能の種類	機能を提供する施設等	当該施設等の内容	圏域内の市町村	圏域内の人口	冬期機能に生ずる問題	対策の実績と課題	所要事業費と財源方策
交通	青森空港	(位置) 青森市大谷地内～ 浪岡町王余魚沢地内 (規模) ・滑走路 L = 2,500 m W = 60 m ・誘導路 L = 2,858 m W = 30 m ・エプロン5バース 57,000 m <sup>2</sup> ・駐車場 750台 23,000 m <sup>2</sup> (その他) ・旅客ターミナルビル 10,655 m <sup>2</sup> ・国内線施設 8,195 m <sup>2</sup> ・国際線施設 2,460 m <sup>2</sup>	平内町 蟹田町 今別町 蓬田村 平館村 三厩村 青森市	2,900人 4,800人 5,300人 4,000人 2,600人 3,300人 299,000人	・強風、吹雪により飛行機の離発着に影響が出る ・東津軽郡においては空港までのアクセス道路280号線の幅員が狭いため積雪期、バス等の交通に支障が出る。 ※雪による発着率の低下が見られない	・平成2年7月滑走路を500m延長し前面開港 (県土木部港湾空港課)	



II 青森市地方中核都市圏の高次都市機能の現状と冬期の課題

青森市が有する高次都市機能			左記機能の圏域		冬期の現況と課題（アクセス課題を除く）		
機能の種類	機能を提供する施設等	当該施設等の内容	圏域内の市町村	圏域内の人口	冬期機能に生ずる問題	対策の実績と課題	所要事業費と財源方策
医療	青森市民病院	(位置) 青森市勝田 1-14-20 (内容) 病床数 538床 診療科目 18科 (外来患者数) 平成10年度 330,011人	平内町 蟹田町 今別町 蓬田村 平館村 三厩村 青森市	2,900人 4,800人 5,300人 4,000人 2,600人 3,300人 299,000人	・市民病院までのアクセス道路、国道280号線の幅員が狭いため、積雪期にバス等交通ダイヤが乱れ、病院に支障をきたす ・駐車場の確保	一般国道280号 バイパス (県土木部道路建設課)	

Ⅲ 地方中核都市圏の中心となる青森市へのアクセス

青森市の高次都市 機能提供の圏域	当該市町村中心部からの ア ク セ ス 距 離	アクセス所要時間		積雪期のレベル ダウンの要因	冬期アクセス改善 のための対策	所要事業費と財源 (費用負担区分)
		非積雪期	積雪期			
平 内 町 蟹 田 町 今 別 町 蓬 田 村 平 舘 村 三 厩 村 青 森 市 (1市3町3村)	青森市古川 ↓ 三厩村本町 アクセス区間(90 km)	120分	180分	国道280号線の幅員が狭いことから、積雪期にバス等の交通ダイヤに支障をきたす。 ① 2車線 平内→4号線がある	青森市-三厩村間には緊急に改良事業(拡幅)を実施するか、雪寒道路事業による流雪溝等の整備を必要とする。	

Ⅲ 弘前市地方中心中核都市圏の高次都市機能の現状と冬期の課題

青森市が有する高次都市機能			左記機能の圏域		冬期の現況と課題（アクセス課題を除く）		
機能の種類	機能を提供する施設等	当該施設等の内容	圏域内の市町村	圏域内の人口	冬期機能に生ずる問題	対策の実績と課題	所要事業費と財源方策
医療	弘前大学医学部 付属病院	各種医療技術に関する研究 機能 病棟	弘前市、黒石市 岩木町、藤崎町 大鰐町、尾上町 浪岡町、平賀町 板柳町、鶴田町 森田村、柏村 相馬村、常盤村 西目屋村、 田舎館村、 碓ヶ関村	376,473人 (平成7年国調)	当該医療機関は最新の医療技術を誇っていることから、弘前市内の住民のみならず周辺市町村からも多くの方が入院や通院をしている。  主な交通手段は、自家用車やタクシーによるところが多く、特に早朝や夕方には、来院者の自家用車等が道路の路肩に並び交通渋滞を引き起こしている。  とりわけ冬期間においては、除雪のため極端に幅員が狭溢となり、車・歩行者双方にとって非常に危険な状況となっている。	駐車場用地の確保 と整備拡充 マイカー規制 消流雪溝の整備 道路の拡幅	3億   1億 15億 計19億

IV 地方中心都市圏の中心となる弘前市へのアクセス

弘前市の高次都市 機能提供の圏域	当該市町村中心部からの ア ク セ ス 距 離	アクセス所要時間		積雪期のレベル ダウンの要因	冬期アクセス改善 のための対策	所要事業費と財源 (費用負担区分)
		非積雪期	積雪期			
岩木町(岩木橋) ↓ 弘前市	約4 km	10分	30分以上	<p>当該岩木町と弘前市市街地を結ぶ岩木橋は、物流等経済活動の拠点でもあり、また一方で通勤、通学車両の往来も激しい地域である。</p> <p>このような現状と合わせ、冬期まには橋上ということもあり、路面が凍結し、慢性的な交通渋滞を引き起こしている。</p>	(仮称) 第2城西大橋の 早期完成	25億

## No.2-2-② 山形県米沢市におけるケース・スタディー報告

### 1. 米沢地方中心都市圏域の概要

#### (1) 米沢地方中心都市圏域の位置

資料 P 11 参照

#### (2) 米沢地方中心都市圏域の構成

資料 P 11 参照

#### (3) 米沢地方中心都市圏域の基本指標

資料 P 11 及び P 13～14 参照

### 2. 米沢地方中心都市圏計画の概要と特徴

#### (1) 米沢地方中心都市圏の将来像と計画の基本目標等

資料 P 1～3 及び参照資料 P 9～10

#### (2) 拠点機能の配置状況

資料 P 11 参照（参考：米沢市内図）

#### (3) 拠点機能整備のための重点課題

資料 P 11～12

#### (4) 重点課題に係る雪対策の方策

資料 P 4～8 参照

### 3. ケース・スタディー検討結果

別紙のとおり

### 4. 米沢地方中心都市機能整備の展望と雪対策課題の検討

本圏域では、平成 12 年度に置賜広域ふるさと市町村圏計画の目標年度が終了するため、新たな計画の策定を予定しているところである。この計画については、今後検討に入ることとしているが、当面する課題への取り組みを継続しながらも、新たに各市町間の広域連携等に係る施策等についても検討が行われるものと思われる。

そのような中、各市町が実施している雪対策については、今回の調査で聴き取った企業等の声でもアクセス面の向上に対する意見が多かったところであり、市町道に対する木目細かい除雪体制の維持という流れに大きな変化はないと思われる。

今後、このような流れに変化が生じるとすれば、広域合併等による都市構造の変化が考えられるが、本圏域では現在各市町間を 30 分で移動できる道路整備の実現が大きな課題であり、現在の都市機能を活かした施策を優先していくものと考えられる。

(課題：都市レベル毎の広域都市サービス提供のための機能整備と冬期対策)

## ケース・スタディー検討結果

## I 米沢市の地方中心都市圏サービスの特徴

- ・本市は、山形県南3市5町で構成される置賜地域の中心都市である。
- ・通勤、通学による昼間人口は102,954人であり、常在人口95,587人と比較して7,367人、7.7%多い。
- ・山形県の買い物動向調査での本市の都市吸引力指数は、111.3(平成9年度)である。
- ・行政機関及び民間施設の集中がみられる。(II参照)

## II 米沢地方中心都市圏の都市機能の現況と冬期の課題

米沢市が有する高次都市機能			左記機能の圏域		冬期の現況と課題(アクセス課題を除く)		
機能の種類	機能を提供する施設等	当該施設等の内容	圏域内の市町村	圏域内の人口	冬期機能に生ずる問題	対策の実績と課題	所要事業費と財源方策
生産機能	◎代表的企業 ・旭コマガ(株)米沢工業 (情報処理用薄膜ハードディスク等の製造、従業員714人) ・日立米沢電子(株) (半導体集積回路LSI等製造、従業員791人) ・米沢日本電気(株) (ノートパソコン等製造、従業員1,091人)	左記参照	*就業 3市5町 他 *商品 全国	250,816人	・建物及び駐車場等の積雪 (参考) ・社員の通勤の遅れが業務に支障。部材、商品の搬入、搬出に支障	・耐雪構造建築の実施 ・建物の雪下ろし及び排雪 ・駐車場の除雪及び排雪	*除雪費等 旭コマガ 約680万円 (隣接系列会社との計) 日立米沢電子 約300万円 米沢日本電気 約500万円 (平成10年度概算)
流通機能	米沢サティ (売場面積18,163㎡)	大型ショッピングセンター	3市5町 他	250,816人	・駐車場の積雪	・駐車場の除雪、排雪 排雪が追いつかず、駐車場の2～3割が使用できないことがある。	*除雪費等 約1,000万円 (平成10年度概算)

米沢市が有する高次都市機能			左記機能の圏域		冬期の現況と課題（アクセス課題を除く）		
機能の種類	機能を提供する施設等	当該施設等の内容	圏域内の市町村	圏域内の人口	冬期機能に生ずる問題	対策の実績と課題	所要事業費と財源方策
交通機能	JR 米沢駅	山形新幹線、米坂線等	3市5町	250,816人	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホーム等の積雪及び凍結</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>米沢駅ホームの除雪 米沢駅では、米沢線のホームが特に積雪がひどいことから、除雪作業を委託している。（人力）</li> <li>その他の駅 米沢駅は、管理駅であり、周辺16駅のホーム等の除雪も担当している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*除雪費等 約370万円 (平成10年度概算)</li> </ul>
情報・通信機能	(株)ニューメディア米沢	CATV会社 (インターネットサービスも 行っている)	2市2町	180,130人	<ul style="list-style-type: none"> <li>*施設 ・建物及び駐車場等の積雪</li> <li>*事業 ・ケーブル布設工事等における降雪及び積雪</li> <li>・ケーブルへの着雪</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*施設 ・建物の雪下ろし及び排雪</li> <li>・駐車場の除雪及び排雪</li> <li>*事業 ・工事の前に必用箇所の除雪及び排雪</li> <li>・着雪落下式ケーブルの採用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*施設除雪費等 約50～100万円</li> </ul>
	NTT 米沢支店	電信電話	<ul style="list-style-type: none"> <li>*営業 1市2町 (南陽市を除く)</li> <li>*施設 2市2町</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*営業 143,320人</li> <li>*施設 180,130人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*施設 ・倒木及び雪下ろしによるケーブルの断線</li> <li>・除雪及び事故での電柱破損及びケーブル断線</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*施設 ・状況に応じた修理体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*施設 ・修理費は、過失による場合は、原因者負担</li> </ul>

米沢市が有する高次都市機能			左記機能の圏域		冬期の現況と課題（アクセス課題を除く）		
機能の種類	機能を提供する施設等	当該施設等の内容	圏域内の市町村	圏域内の人口	冬期機能に生ずる問題	対策の実績と課題	所要事業費と財源方策
娯楽機能	ワーナーマイカル・シネマズ米沢	映画館	3市5町	250,816人	・建物及び駐車場等の積雪	・建物の雪下ろし及び排雪 ・駐車場の除雪及び排雪	*除雪費等 約300万円
広域行政機能 (国)	置賜学院(矯正施設) 米沢森林管理センター (管轄:小国町除く) (参考) 山形地方検察庁米沢支部 山形地方法務局米沢支局 米沢税務署 国立療養所米沢病院 米沢労働基準監督所 米沢公共職業安定所 山形地方・家庭裁判所米沢支部 米沢簡易裁判所 米沢警察審査会	国の出先機関 国の出先機関 国の出先機関 国の出先機関 国の出先機関 国の出先機関 国の出先機関 国の出先機関 国の出先機関 国の出先機関	東北6県他 3市4町 3市5町 3市5町 2市2町 全 国 3市5町 2市2町 3市5町 2市2町 3市5町	983万人 240,101人 250,816人 250,816人 180,130人 — 250,816人 180,130人 250,816人 180,130人 250,816人	◎置賜学院 ・降雪及び積雪により、収容者の農作業ができない。 ◎森林管理センター ・降雪及び積雪により、冬期間森林管理業務が困難 ・降雪及び積雪による樹木の折損(少数) ・治山事業を実施しているが、大雪により現場へのアクセスに支障がでる場合がある ・治山事業での工事費の増額	◎置賜学院 ・従事させる仕事を室内での作業に変更する。 (陶芸など) ◎森林管理センター ・冬期は、内部業務中心となる。	◎森林管理センター ・事業の工事費は、上級官庁の基準に沿って増額している。何らかの要因で変更が必要な場合は、変更契約を行っている。



米沢市が有する高次都市機能			左記機能の圏域		冬期の現況と課題（アクセス課題を除く）		
機能の種類	機能を提供する施設等	当該施設等の内容	圏域内の市町村	圏域内の人口	冬期機能に生ずる問題	対策の実績と課題	所要事業費と財源方策
広域行政機能 (県)	内水面水産試験場 置賜地区水道事業所 (参考) 東南置賜地方事務所 東南置賜福祉事務所 米沢社会保険事務所 置賜保健所 工業技術センター賜置試験場 米沢建設事務所 東南置賜教育事務所 米沢警察署(南陽市除く) 米沢高等技術専門学校	県の機関 県の機関 県の機関 県の機関 県の機関 県の機関 県の機関 県の機関 県の機関 県の機関 県の機関	全 県 2市2町 2市2町 2市2町 3市5町 3市5町 全 県 2市2町 2市2町 1市2町 全 県	126万人 180,130人 180,130人 180,130人 250,816人 250,816人 126万人 180,130人 180,130人 143,320人 126万人	◎内水面水産試験場 ・建物、管理通路及び駐車場等の積雪 ・降雪及び積雪により、魚に行く各種試験の日程がスローペースになる。 ・養魚場の池に供給する水の渇水 ◎置賜地区水道事業所 ・建物及び駐車場等の積雪	◎内水面水産試験場及び置賜地区水道事業所 ・建物の雪下ろし及び排雪 ・管理通路及び駐車場の除雪及び排雪 ◎内水面水産試験場 ・試験日程の調整 ・渇水期における水確保のため井戸水のほかダム水を引いている。	—
社会基盤機能	東北電力(株)米沢営業所	電力	*配電 2市3町 (2市2町に飯豊の一部含む) *サービス 3市5町	*配電 189,668人 *サービス 250,816人	・降雪及び積雪により、検針業務に影響がでる。山中では、困難な場合がある。 ・電線への着雪 ・山中巡視に影響がでる。 ・雪下ろし等による引込線の断線	・街中の検針は冬期でも実施しているが、山中の場合は、春先に冬期分をまとめて行う場合がある。 ・難着雪電線の採用	・難着雪電線の採用について20年以上前から採用しており、一般の電線とコスト比較はできない。

米沢市が有する高次都市機能			左記機能の圏域		冬期の現況と課題（アクセス課題を除く）		
機能の種類	機能を提供する施設等	当該施設等の内容	圏域内の市町村	圏域内の人口	冬期機能に生ずる問題	対策の実績と課題	所要事業費と財源方策
高次教育 文化機能	山形大学工学部	国立大学	全 国	—	◎山大工学部 ・建物及び駐車場等の積雪	◎山大工学部 ・建物の雪下ろし及び排雪 ・駐車場の除雪及び排雪 ・校舎及び庭園部分等への雪囲い（旧本館は重要文化財）	◎山大工学部 * 除雪費等 約 560 万円 * 除雪面積 約 9,000 ㎡
	米沢女子短期大学	県立大学	全 国	—			
	米沢興譲館高等学校	県立高校	3市5町他	250,816 人			
	米沢東高等学校	県立高校	3市5町他	250,816 人			
	米沢工業高等学校	県立高校	3市5町他	250,816 人			
	米沢商業高等学校	県立高校	3市5町他	250,816 人			
	九里学園高等学校	私立高校	3市5町他	250,816 人			
	米沢中央高等学校	私立高校	3市5町他	250,816 人			
	米沢養護学校	県立特殊学校	3市5町他	250,816 人			
	米沢調理師専門学校	専修学校	3市5町他	250,816 人			
三友堂病院看護専門学校	専修学校	3市5町他	250,816 人				

\* 人口は、平成 7 年度国税調査による。

\* 表中 3 市 5 町は、米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町とする。

\* 表中 2 市 2 町は、米沢市、南陽市、高畠町、川西町とする。

\* 圏域内の市町村欄で「他」と記入した圏域内人口には、他地域の人口を含めていない。

### Ⅲ 地方中心都市圏の中心となる米沢市へのアクセス

米沢市の都市機能提供の圏域	当該市町村からのアクセス距離	アクセスの所要時間		積雪期のレベルダウンの要因	冬期アクセス改善のための対策	所要事業費と財源 (費用負担区分)
		非降雪期	積雪期			
長井市	道路 25.5 km	約 40 分	約 55 分	道路及び鉄路軌道上に与える影響 *通常 ・降雪による視界不良 ・積雪による路面等不良 ・積雪による道路幅員の減少 ・風雪による視界不良 ・凍結による路面等不良 ・投雪による水路溢水での路面不良 以上のことにより、移動速度がレベルダウンする。 *突発 ・雪崩等 このことにより交通の途絶が生じる。	*通常 ・除雪、排雪及び消融雪 ・防雪柵の設置 ・融雪材の散布 *突発 ・雪崩防止柵及びスノーセット等の設置	
	鉄路 29.1 km	39 分(5)	—			
南陽市	道路 17.8 km	約 25 分	約 40 分			
	鉄路 16.9 km	15 分(4)	—			
高島町	道路 11.7 km	約 20 分	約 30 分			
	鉄路 9.8 km	7 分	—			
川西町	道路 12.8 km	約 20 分	約 30 分			
	鉄路 16.9 km	15 分	—			
小国町	道路 46.2 km	約 60 分	約 80 分			
	鉄路 58.3 km	74 分	—			
白鷹町	道路 35.6 km	約 50 分	約 65 分			
	鉄路 41.3 km	58 分(5)	—			
飯豊町	道路 22.9 km	約 40 分	約 55 分			
	鉄路 30.1 km	37 分	—			

\*アクセス距離

- ・道路は、米沢市役所から再短距離での各市役所、役場までの距離とする。
- ・鉄路は、本市旅費規定表より抜粋したもので、JR 米沢駅から各市町の市役所又は役場の最寄り駅までの距離とする。

\* アクセス時間

- 非積雪期の道路アクセス時間は、法定速度で走行した場合を想定し記入した。
- 降雪期の道路アクセス時間は、平均的な遅れとして市街地又は峠道を通過するものは15～20分を加え、その他は10分を加えた。
- 降雪期の鉄道アクセス時間は、気象状況により大きく変化すること及びポイント部分の凍結など2次的な要因もあることから記入しない。
- 鉄道アクセス時間のカッコ内の数字は待ち時間である。また、高畠町へは新幹線、川西町・小国町・飯豊町へはそれぞれ快速列車の利用を想定し記入した。

No.2-2-③ 新潟県新井市におけるケース・スタディー報告

I 新井市の都市圏サービスの特徴

- 新井頸南地域広域市町村圏の中心（新井頸南地域広域市町村圏は平成6年4月1日に上越地域広域市町村圏より分離独立）
- 広くは上越地域に包含されるが、この圏域は隣接する長野県とのつながりが強く（特にスキーや温泉などの観光面）、独自の圏域となっている。
- 新井市は、この圏域の中で、行政、教育、医療、文化、経済等の中心的役割を果たしている。
  - 行政：頸南広域行政組合、広域ごみ焼却所、広域し尿処理場、広域火葬場がある。
  - 教育：圏内唯一の高等学校がある。
  - 医療：主に圏域を対象とした厚生連の病院がある。
  - 文化：圏域を対象とした文化ホールがある。
  - 経済：圏域内外を通勤圏とした従業員1,000前後の企業がある。

II 新井市の都市圏の都市機能の現状と冬期の課題

新井市が有する都市機能			左記機能の圏域		冬期の現況と課題（アクセス課題を除く）		
機能の種類	機能を提供する施設等	当該施設等の内容	圏域内の市町村	圏域内の人口	冬期機能に生ずる問題	対策の実績と課題	所要事業費と財源方策
生産機能	近隣市町村からの通勤が多い工場	松下電子工業㈱	新井市	28,118人	• 冬期の通勤困難等により、住居を移す世帯がある。	• 住宅、アパートの供給	
		新井電気工業㈱	妙高高原町	7,129人			
		新井コロナ㈱	中郷村	5,572人			
流通機能	近隣市町村からの利用が多い商業施設	上越サティ	妙高村	5,497人	• ごみし尿等の回収に制限が加わる。	• 降雪期前に汲み取りを行うなど、自己防衛。	
			板倉町	7,843人			
広域行政機能	県の出先機関	新潟県新井砂防事務所	計	54,159人	• 文化施設等の利用度が落ちる。	• 冬期イベントの開催	
	広域行政組合	頸南広域行政組合 広域ごみ焼却所 広域し尿処理場	(H7国勢調査)				
高次教育・文化機能	高等学校	新井高等学校					
	国の研究機関	建設省土木研究所 新潟試験所					
高次医療・福祉機能	広域医療施設	頸南病院					
	特別養護老人ホーム	みなかみの里					
	在宅介護支援センター 老人保険施設						

新井市の都市機能提供の圏域	当該市町村からのアクセス距離	アクセスの所要時間		積雪期のレベルダウンの要因	冬期アクセス改善のための対策	所要事業費と財源 (費用負担区分)	
		非降雪期	積雪期				
板倉町	5.5 km	0:15	0:30	<b>要 因</b> ・出発前の準備に時間を要する。 (家の前の除雪等) ・除雪レベルの高い幹線に車が集中する。 ・確保車線幅や路線数が減ることにより、交通容量が減少する。 ・時間帯によっては、除雪車が一般通行の妨げになる。 ・車の性能アップ(四輪駆動等)や除雪のレベルアップにより、冬期車両交通が多くなった。 ・目的地の駐車場除雪が十分でない。 <b>特記したい問題点</b> ○幹線と接続する道路の除雪サービスレベルが異なる。 幹線は終日確保路線 接続道路は早期除雪体制 夜間勤務等に対応できない。 (男女区別なく夜間勤務あり。)	1. 終日確保路線の拡大 ・幹線市町村道除雪の 県代行 (除雪作業への支援) ・冬期のネットワーク管理 ・融雪施設設置路線の 拡大	10,000 千円 除雪事業の拡大 (国 1/3、県 1/3、 市町村 1/3)	
中郷村	7.1 km	0:15	0:35				
妙高村	12.7 km	0:25	0:45				
妙高高原町	19.6 km	0:35	0:55				
		<b>冬期所要時間</b> 出発前 0:15 所要時間 1.2倍 駐 車 0:05			2. 終日確保に準ずる 路線の拡大 ・早朝+夜間除雪体制 の確立	雪寒道路事業で対応 (無散水融雪の拡大)	
						30,000 千円 (国 1/2、市町村 1/2)	

## No.2-2-④ 新潟県長岡市におけるケース・スタディー報告

### 1. 長岡地域広域圏における広域圏計画における課題

長岡地域広域市町村計画における雪対策としては次のような基本的方針で進められている。

- ① 幹線道路については、堆雪スペースを持った広幅員道路として整備し、また消融雪施設、流雪溝、除雪機械の整備を推進し、生活道路、更には舗装道路まで含めた無雪化を図る。
- ② 各市町村と国・県等関係機関の連携によるシステム化された広域的除雪体制の確立に努める。
- ③ 克雪住宅の建設促進、雪処理空間の確保に努め、克雪都市構造の強化を図る。
- ④ 冬期間でも圏域住民が基本的サービスが受けられるよう、生活道路の無雪化はもとより、雪処理体制について地域ぐるみの連帯意識醸成を促し、除排雪体制の強化を図る。
- ⑤ 降雪期における鉄道輸送等の確保を図る。
- ⑥ ウィンタースポーツの振興を図るとともに、スキー場など、観光レクリエーション施設の整備開発を推進する。更に雪を利用した野菜などの雪中貯蔵施設等、雪の有効活用を促進する。
- ⑦ 雪国の文化、行事保存に努めるとともに、雪を活用したイベント等を開催し、地域活性化を図る。
- ⑧ 雪に関する総合的な調査、研究を促進し、雪の克服と雪国独特の地場産業への活用を促進する。

次に、長岡地方拠点都市地域整備基本計画における雪対策としては次のような課題に対応した克雪対策が挙げられている。

- ① 堆雪帯のある広幅員道路の整備
- ② 流雪溝の整備とダムによる安定した消流雪用水の供給の検討
- ③ 耐雪型、自然落雪型、消融雪型住宅の開発・普及
- ④ 降雪予報、除雪作業管理、消雪施設管理等の高度情報システムの導入

### 2. ヒアリングから得られた次期冬期集落対策の実現可能性

#### (1) ヒアリングから抽出された課題

- ① 歩道除雪レベル向上のための財政的支援
- ② 高齢化による家屋等の雪処理に対する支援体制整備
- ③ 公共交通機関の冬期の維持
- ④ 各構成市町村から長岡市に通じる幹線道路の除雪レベルの向上
- ⑤ 高齢化による全体的な雪に対する抵抗力の低下

#### (2) 地方中核・中心都市機能整備における雪対策の在り方

中核・中心都市の高次都市機能の整備と冬期対策は、地方をも巻き込む国土全体のグローバル化に対応できるレベルアップを図ることが必要である。

以上の観点から整理すると次のような対策が考えられる。

- ① 冬期における圏域内モビリティの高レベル確保
  - ア 圏域内ネットワーク幹線の高規格整備
  - イ 冬期におけるネットワーク幹線の高レベル管理
  - ウ 圏域内のネットワークの冬期一元管理
- ② 拠点機能が集中する中心市街地の冬期アメニティのレベルアップ
  - ア 消融雪施設等による無雪化
  - イ アーケード、地下街等による無雪空間化
  - ウ 電線共同溝（C・C・Box）の整備
- ③ 圏域内でのモビリティ、冬期の都市情報等に関する総合的雪情報システムの整備
- ④ 以上の課題に関連した各種事業の集中実施システムの構築



No. 3 冬期集落人的支援対策に関する現地調査報告

報告者：田邊 貴雄

No. 3 - 1 新潟県十日町市・松代町における現地調査

ヒアリング要旨	事務局調査員のコメント
<p>1. 冬期集落保安要員（参加者7名）とのヒアリング要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各集落には除雪組合があり、共同で圧雪や屋根雪下ろしを行っている。 保安要員の人夫賃金を組合に回すので、個人の手取りが少なく、結局ボランティア的な色合いが濃い。 しかし、今回の調査対象地区においては比較的高齢化は深刻でなく、当面、組合の存続については問題はない。</li> <li>・主な組合の作業内容は、公共施設、孤人世帯の雪下ろし作業や、除雪路線までの圧雪作業が主である。 除雪路線については、56豪雪以降、市道除雪が充実しているため、組合の除雪箇所は比較的少ない。 しかし、現在使用している小型除雪機の老朽化や必要台数の不足等の問題があり、行政に支援を求める。</li> <li>・当市における除雪組合の結束や実力は高く、また各世帯においても除雪可能者が存在する。しかしそれは、これまでに自力除雪の不可能な世帯が平場へ移転してしまったためであるとも言える。</li> </ul>	<p>1. 冬期集落保安要員や集落住民とのヒアリングで感じたこと</p> <p>保安要員や除雪組合の集落に対する役割は、重要であり、今現在、組織も円滑に機能している。しかし、費用面において県・市からの補助金だけでは不足しており自己負担も多いのが現状である。</p> <p>しかも県は、今後更に保安要員を減らしていく方針（道路事情の改善による孤立集落の減少のため）であり、地元の意向と逆行している。そもそも県が保安要員を設置した本来の目的（孤立集落の保護）と現在の役割に差異が生じているわけで、この辺の見直しの必要性も感じた。</p> <p>また、十日町市を例に挙げただけでも、それぞれ異なる実情を抱えた集落が多く、それを一つの法律の枠に当てはめるのはどうしても無理がある。今後は、各市町村からの情報の吸い上げや、特豪指定基準の見直し（地区・集落単位での指定）が効果的な特豪対策の鍵となると感じた。</p> <p>例えば、東枯木又の場合、冬期の道路アクセスが最大の改善必要事項であり、特別措置が求められている。このような、緊急的且つ、絶対的に必要な事業を全国でピックアップして優先的に行えるような法律の整備ができないものかと感じたし、住民も感じていると思う。</p> <p>前述したような道路改修は特例扱いとし、これからの特豪地域の措置法は、もっと地域の実情を反映でき少ない費用で大きな成果を挙げられる事業を行えるものが望ましいと思った。</p> <p>例えば、除雪小型ロータリーの助成、保安要員・除雪組合の活動費助成等が挙げられる。これらの実現により冬期の道路事情は整備改善され、また児童の安全な通学環境の確保が期待される。</p> <p>これらの事項は、特豪法第1条にも当てはまるし決して不可能ではないのではないかと素人目にも映った。だが一方で、決してそんなに甘くはないのではという疑念も混在している。</p> <p>※ 現在の中途半端な知識しかない中で、未熟な意見しか記述できず、申し訳ありませんでした。 4月までには、もう少し勉強しておきたいと思います。 精一杯頑張りますのでよろしくお願いします。</p>
<p>2. 集落住民とのヒアリング要旨</p> <p>① 東枯木又集落（参加者11名）</p> <p>特に冬場に、幹線道路までのアクセスが困難なため、生活に支障をきたしている。そのため、地元の要望としては、道路整備の早期改修及び、スノーロータリーの導入が挙げられた。</p> <p>県内でも稀な児童の冬期下宿生活を早急に解消してもらうためにも是が非でも実行してもらいたい。</p> <p>現在、都市との交流を図っており、雪国の大変さを認識してもらっている。</p> <p>② 小貫集落（参加者6名）</p> <p>高齢化が進み、過疎化しているが雪処理については、近隣に居住する身内に週末を利用して処理してもらっている。</p> <p>雪下ろしは各家それぞれ下ろし方があるため、なかなか他人に頼みづらい。</p> <p>今のところ、雪処理については各自対応しており、特に緊急的に対策措置を求めるには至っていない。</p>	

# 豪雪法等見直し検討現地調査素報告

青 森 県

## 1. 集落ヒアリング関係

集落名	ヒアリング要旨	調査員のコメント
東山集落 松代町から 13 km	<p>(日常生活)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 雪が降ると通院が最も困る。</li> <li>2. 除雪が遅れると通勤・通学ができない。冬場は学生は町の中に下宿する。</li> <li>3. 救急車が来ない。急病人に対応できない。月・水・金に町の車が来るが、回数をもっと増やして欲しい。</li> <li>4. 雪下ろしは、去年は8回やった。</li> <li>5. 現在の集落の住人の中では、53歳が最も若い。</li> <li>6. たばこ栽培を共同で行っているので、集落は共同意識が強く、戸数はここ30年ほとんど減っていない。</li> <li>7. 移動販売車が来る。食料自体は蓄えているので、移動販売車が雪のために何度も来られなくてもさほど問題はない。</li> </ol> <p>(保安要員)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 降雪時の雪は柔らかく、場所によっては圧雪しないと投雪機が通れない。</li> <li>2. 保安要員は家の前まで圧雪してくれるので大変ありがたい。いなくなると困る。</li> <li>3. 投雪機の数を増やして欲しい。</li> </ol> <p>(その他)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 将来的にもこの集落を離れるつもりはない。</li> </ol>	<p>○ 集落の立地条件からいえば、狭い連絡道路・7世帯・隣の集落まで3 kmの距離等かなり不利である。</p> <p>しかし、他の土地への転出は誰も考えていない。その理由としては</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地（集落）に対する執着が強い。</li> <li>・生活基盤がある。たばこ、米、内職、出稼ぎ等が考えられる。</li> </ul> <p>○ 保安要員の重要性を強く感じている。</p>

# 豪雪法等見直し検討現地調査素報告

青 森 県

集落名	ヒアリング要旨	調査員のコメント
海老集落 松代町から 10 km	<p>(日常生活)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 男性は出稼ぎが多い。屋根の雪下ろしの際には女性も屋根に上る。昨年は7回の雪下ろし。</li> <li>2. 一軒当たり道路までは、平均20～30 mくらいの圧雪の必要がある。時間にすれば40分程度の雪踏みが必要である。</li> <li>3. 湿った雪は重く、雪かきは重労働である。自然落下の家は多くなっているが、落ちた雪を片づけるのが大変。新築の家は高床式を併用しているものもある。</li> <li>4. 海老集落までは、かなり雪が降っても町の除雪車が午前7:30頃までには到着するため、通勤で困るということはない。交通の便は比較的よいと思う。</li> <li>5. 融雪屋根も進められるが、国民年金以外に収入がなければ、とても備え付けるわけにはいかない。</li> </ol> <p>(公共施設)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公共施設の屋根雪下ろしは集落の人間の仕事として理解しているが、過去において労災保険をかけてやったことがある。そのくらいきつい作業であったし、自然落下方式の建物にして欲しいと陳情した結果、公民館等が新築されて雪下ろしの必要がなくなって楽になった。</li> <li>2. 高齢化が公共施設の除雪を難儀にした。</li> </ol>	<p>○ 東山集落の手前にある集落。朝7:30までにはだいたい除雪が行われ、町までの道路は確保される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤・通学等については特に問題はない。</li> </ul> <p>○ 公共施設の除排雪がなくなって、住民の負担は半減した。かなり精神的、肉体的にも負担になっていたようである。</p>

## 豪雪法等見直し検討現地調査素報告

青 森 県

集落名	ヒ ア リ ン グ 要 旨	調 査 員 の コ メ ン ト
	<p>(保安要員)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 集落には22世帯47名が住んでおり、その内65歳以上が27名、70歳以上が10名である。今後さらに高齢化が進むことを考えれば、保安要員を増員して欲しい。</li> <li>2. 集落の中には、次の保安要員になるものはいない状況である。</li> <li>3. 保安要員の賃金は低いと思う。</li> <li>4. 保安要員の集落内の道路除雪はだいたい1kmぐらいである。特に住宅地の中を圧雪することにはしていないものの、状況によっては圧雪してやることもある。</li> <li>5. 救急患者を運んだこともある。</li> </ol> <p>(その他)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自然落下の屋根にすると250～400万円くらいかかる。なかなか容易には設置できない。</li> <li>2. このまま10年経てば、海老集落は半分くらいになってしまわないか。</li> <li>3. 松代町のデイサービスセンターからホームヘルプサービスを受けている家が1軒あるが、特に雪のため困ったということはない。</li> </ol>	<p>○ 高齢化の進展により、将来的には除排雪作業が立ち行かなくなる危険性は高い。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>住民の保安要員に対する依存度がさらに増していく。 雪に関すること以外にも住民の支えとしての位置付け。</p> <p>○ 家屋の改修に関する行政の補助の必要性。</p>

# 豪雪法等見直し検討現地調査素報告

青 森 県

## 2. マンパワーヒアリング関係

団体名	ヒアリング要旨	調査員のコメント
松 代 町	<p>(機材の配置)</p> <p>1. 昭和 60~61 年にかけて、各集落に合計 12 台のブルドーザーを配置した。管理は各集落に任せてある。</p> <p>(冬期保安要員になった理由)</p> <p>1. 前任者がブルドーザー等の免許を所持していなかったため。</p> <p>2. 集落が孤立するため、必ず誰かがやらなければならないと考えていた。その順番がきた。</p> <p>(免 許)</p> <p>1. 昭和 43 年度頃、出稼ぎ者を対象に職安とか役場で講習会を行ったときがあり、その際に免許を取得した。(松代町では、昭和 60 年頃に 1,000 人程度の出稼ぎがいた。)</p> <p>2. 将来的には保安要員をやらなければならないと考えて免許を取得した。</p> <p>(作業内容)</p> <p>1. 雪が降るとかんじきで約 1 時間 30 分ほど圧雪し、その後雪がやめば機械で行う。機械を出動させる前に、場所によっては人力で圧雪を行わなければならない場所が多い。</p>	<p>○ 維持管理は現状のままでよいと思われるが、将来の更新時期において行政は予算を確保することができるのか。</p> <p>○ 保安要員の条件に特殊車両の免許が必要なのであれば、免許取得に対する補助も必要では。</p> <p>○ 1 時間 30 分の作業はきついと思う。保安員も自宅の圧雪作業があることを考えれば、雪が降ったときの作業は大変である。</p>

# 豪雪法等見直し検討現地調査素報告

青 森 県

団体名	ヒ ア リ ン グ 要 旨	調 査 員 の コ メ ン ト
	<p>2. 屋根に上れない人の家については、屋根の雪下ろしと、その後の雪片づけを行う。</p> <p>3. 民生委員兼務が1名。雪だけではなく、すべての相談事を含めた形で住民に接している。集落内はほとんどが親戚であることから、助け合い等の連携意識が強い。</p> <p>4. 一晩に50cm以上降ると町の除雪が間に合わない。学生、通院患者、通勤者を雪上車で搬送したことがある。</p> <p>5. 業者による雪かきは町の中とか町道だけ。集落内の生活道路は保安要員が行う。</p> <p>6. 昔に比べれば、機械の導入などにより保安要員の仕事は楽になったと思う。</p> <p>7. 保安要員制度が廃止になれば、集落の半分は道路まででてくることができなくなる。民生委員か誰かがやらなければ集落がたちゆかなくなる。</p> <p>(その他)</p> <p>1. 新潟県では保安要員を減らす方向で検討しているが、これ以上進むと町単独での事業の実施を考えなければならなくなる。保安要員の必要性は高いので、新たに生活保安要員制度への移行も考慮。</p>	<p>○ 保安要員には、通院患者や救急患者の搬送を頼めるが、回数が多くなればそれも頼みづらくなる。</p> <p>しかし、身内で頼める人がいなければ、やはり公的な身分や業務を持っている人に頼むことになる。</p> <p>○ 保安要員制度の縮小や廃止は、高齢化の進んでいる集落の崩壊につながるものと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活道路の確保</li> <li>・生活道路までの圧雪</li> <li>・救急患者の搬送</li> <li>・高齢者世帯の除排雪</li> <li>・公的施設の除排雪</li> </ul> <p>これらの実績を考慮すれば、現段階では保安員の必要性は大きい。</p>

# 豪雪法等見直し検討現地調査素報告

青 森 県

## 1. マンパワーヒアリング関係

団体名	ヒアリング要旨	調査員のコメント
十日町市	<p>(除排雪体制)</p> <p>1. 除排雪組合を作って対応。保安要員としては1名だけが登録しているが、実態は集落内で協力体制を構築して圧雪や除雪等を行っている。</p> <p>2. 保安要員の賃金は、主としてブルドーザー等の機材の維持費に充てられ、その残った分を保安員等で分配することはある。</p> <p>(冬期保安要員について)</p> <p>1. 雪が降れば、圧雪や除雪の他に通学の子供達の送迎など集落の中には8人は必要と考えるが、現在は4名しかいない。</p> <p>2. 集落内で協力してくれる人を捜すのも保安要員の仕事である。</p> <p>(作業内容)</p> <p>1. 高齢者世帯の雪下ろしの手伝い、公共施設の雪かきには必ず保安要員がでる。</p> <p>2. 急傾斜地に塩化カルシウムを撒く。</p> <p>3. 通常の範囲を超える場合は、いくらかの料金をその世帯から徴収するが、それは機材の維持費に充てられる。</p>	<p>○ 市部においては、「保安要員」という名目のもとに、除排雪を始めとする地域の団結あるいはコミュニティ機能を強めるとともに確認している。</p> <p>「保安要員」は名誉職として捉えられている。</p> <p>○ 保安要員制度のあり方上問題はないか。</p> <p>○ 複数の保安要員というのは住民にとっては安心できる。</p> <p>○ 郡部に比べると除排雪にある程度金がかかるのは仕方がないという考えは強いように思われる。</p>

## 豪雪法等見直し検討現地調査素報告

青 森 県

団体名	ヒ ア リ ン グ 要 旨	調 査 員 の コ メ ン ト
	<p>4. 道路の除排雪は必要ない。雪掘りの段取りや市道・県道から入ったところの圧雪等。</p> <p>5. 冬期間の空き家（夏期には農作業のために人が住む）や作業場の周りの雪かき。</p> <p>（その他）</p> <p>1. 十日町市においては、県道・市道の除排雪は結構手厚く行われている。その他、各集落毎に経費の5%を負担しての除排雪も行っており、各集落とも生活道路の確保はされているが、ドカ雪が降れば通勤・通学時間に間に合わなくなることが多々ある。</p> <p>また、除雪後の降雪により夕方には道路が埋まってしまうことも多い。</p> <p>2. 各集落にロータリー除雪機を配備。維持は各集落に任せである。</p> <p>3. 冬期間は中学生等は市の中心部に寄宿する。雪の降りぐあいによっては、タクシーでも危険なときがある。</p> <p>4. 保安要員は集落内の道路確保以外でも必要である。市内にでるまでには雪崩等の危険箇所が多く、そのような場所がある限り、保安要員の存在意義は認められる。</p>	<p>○ この様な住民との関係もうまくいっている。</p> <p>○ 市道は行き止まりの道路が少ないため、比較的除雪作業は手厚く行われている。</p> <p>○ 更新時はどうなるのか。</p> <p>○ 「冬期保安要員」の業務の再検討が必要ではないか。</p>



3. 新潟県十日町市関係

ヒアリング要旨	事務局調査員のコメント
<p>1. 冬期保安要員とのヒアリング要旨</p> <p>* 委嘱されるまでの経緯等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 除雪組合で圧雪、通学の送迎をしてきた関係で委嘱された</li> <li>▲ 除雪組合の代表として保安要員に委嘱された</li> <li>▲ 保安要員の手当の問題から交代して保安要員になった</li> </ul> <p>* 作業内容等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 道路条件が良いので各世帯の雪処理が作業のメインになってきている</li> <li>▲ 公共施設、冬季分校への子供の送迎がメインの作業になっている</li> <li>▲ 消防器具置き場の圧雪、道路除雪遅滞時の道付け</li> <li>▲ 玄関アプローチの確保を中心として集落センター、消防小屋の雪処理をしている</li> <li>▲ 年間の屋根雪下ろしの回数：4回くらい</li> <li>▲ 公共施設、空き家の雪処理の作業負担が大きくなってきている</li> <li>▲ 通勤者、出稼ぎのものが集落で多くなっている</li> <li>▲ モビリティの確保について             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保安要員が通院の送迎をしている場合もある</li> <li>・ 六日町に抜ける県道が未除雪路線になっている</li> </ul> </li> </ul>	<p>1. 当団体における冬期保安要員設置対策事業実施上の特徴等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 集落の冬期対策は、公共施設の除雪、空き家の除雪等が重点。 →対応は保安要員が請け負うのではなく除雪組合が対応、保安要員は除雪組合の代表、手当の受け手。</li> <li>② 十日町市内、六日町が通勤圏内のため集落内の基幹労働力の比率が高く自力雪処理が可能な世帯が多い。</li> </ol> <p>2. 集落における冬期保安要員設置対策事業の実施状況等から見た特徴</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 東枯木又集落             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 遠距離、一般県道西枯木又線が未改良のため豪雪時のアクセス確保に問題がある（中学生は下宿）が、改良されればその他の大きな障害はない。</li> <li>② 若者による浦和市との民間交流事業等があり、集落に活性化が見られる。</li> </ol> </li> <li>(2) 小貫集落 戸数 21 → 5             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 一般県道西枯木又線際奥の東・西枯木又はなお定住余力があるが手前の小貫、殿畑は崩壊が進展→十日町市内が通勤圏であることから当面大きな問題は予測されず、一般県道西枯木又線の改良以外特に課題なし。</li> </ol> </li> </ol> <p>3. ヒアリングで得られた調査目的に資する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 除雪路線に家屋が貼り付く集落構造、通勤圏内のベッド集落は世帯単位の克雪力が強く（克雪力が弱い高齢者独居世帯や経済力のある世帯等は個別に消滅）共同体力は冬期の集落機能維持に向けられるので機械力の整備（更新）等の支援がメインでマンパワー支援は当面必要としない。</li> </ol>

ヒアリング要旨	事務局調査員のコメント
<p>2. 集落住民とのヒアリング要旨</p> <p>a 東枯木又集落</p> <p>*実態と課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲独居老人世帯は除雪組合で除雪している</li> <li>▲投雪場がなく、機械も入らないので雪処理が困難である</li> <li>▲各世帯に若い者がいるので、自力で雪処理が可能である</li> <li>▲自然落下屋根にしているが、落下した雪の処理が負担になっている</li> <li>▲小型除雪機が入らない世帯が多い</li> <li>▲道路の幅員が狭いため、スクールバスが通らず、中学生（3名）が冬期下宿して通学している</li> <li>▲「エコミュージアム」という浦和市との民間交流事業をしている</li> <li>▲除雪組合の人材は何とか確保できている</li> <li>▲通院は集落内の相互扶助によってモビリティが確保されている</li> <li>▲24時間の通行確保が必要である</li> <li>▲道路幅員が狭いので道路の拡幅をして欲しい</li> <li>▲除雪機械、雪上車の更新をして欲しい</li> </ul> <p>b 小貫集落</p> <p>*実態と課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲集落世帯の推移：21から5世帯</li> <li>▲自力での屋根雪処理が困難になってきている（一冬：3～4回）</li> <li>▲通勤者世帯の屋根雪処理が困難になってきている</li> <li>▲自然落下屋根：2世帯</li> </ul>	

ヒアリング要旨	事務局調査員のコメント
<ul style="list-style-type: none"> <li>▲表層雪崩によって車が埋まった事故があった</li> <li>▲雪崩が多いので道路の改修をして欲しい</li> <li>▲投雪機が4台配備されている</li> <li>▲雪掘りの方法が世帯によって異なるので、他の人に依頼できない</li> <li>▲徐々にリーダー的な人が移転して集落の戸数が減少した</li> <li>▲道路を冬期においてもしっかりと確保して欲しい</li> <li>▲道路沿道の木を伐採して欲しい</li> </ul>	

4. 新潟県松代町関係

ヒアリング要旨	事務局調査員のコメント
<p>1. 冬期保安要員とのヒアリング要旨</p> <p>* 委嘱された経緯等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 出稼ぎをやめて保安要員になった</li> <li>▲ 機械導入に伴って保安要員になった</li> <li>▲ 集落の一番若手ということで保安要員になった</li> <li>▲ 前任者の高齢化により出稼ぎをやめて保安要員になった</li> <li>▲ スクールバスの運転手だった関係で保安要員になった</li> <li>▲ 保安要員のほとんどが大型特殊の免許をもっている             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出稼ぎのために必要な資格であったことから、役場と職安で昭和43年から3年間くらい免許講習会を行った</li> <li>・ 将来的には保安要員として必要な資格という意識もあった</li> </ul> </li> </ul> <p>* 作業内容等について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 人力による雪踏み（圧雪）</li> <li>▲ 道路の機械除雪を基本的に行っていて、状況に応じて住宅周りの雪処理も行っている</li> <li>▲ 雪上車による圧雪、急患の移送</li> <li>▲ 集落道路の道付けだけではなく、冬期集落の保安責任者として幅広く活動している</li> <li>▲ 屋根雪下ろしの応援もしている</li> <li>▲ 降雪量が多くなるほど各世帯に対する作業が多くなる</li> <li>▲ 一人で屋根雪下ろし作業をすることもある</li> <li>▲ 近隣で投雪機を所有している人に排雪を手伝ってもらっている場合もある</li> <li>▲ 集落における雪処理は保安要員、民生委員、区長が連携協力して処理している</li> </ul>	<p>1. 当団体における冬期保安要員設置対策事業実施上の特徴等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 集落内道路の道付けがメイン作業、町が集落にブルドーザーを配備・作業に使用、昭和40年代に出稼ぎの要資格として大型特殊免許取得講習（老朽資産の有効活用による対策の維持）</li> <li>② 要員・作業が技能者→賃金が低い→雇用環境の改善により人材不足の発生可能性</li> <li>③ ブルドーザーの老朽化、要員の高齢化により、近い将来集落の冬期維持に大きな懸念</li> </ol> <p>2. 集落における冬期保安要員設置対策事業の実施状況等から見た特徴</p> <p>(1) 東山集落</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 集落の条件（遠距離、積雪度、アプローチの地形の厳しさ等）からは定住が困難→近い将来集落の消滅の気配なし（集落の歴史的背景による共同体結束が極めて強固、農家経済の安定）</li> <li>② 集落内道路の自力確保、高齢化による家屋の雪処理等のためマンパワーが不可欠→集落の結束状況、年令構成などから当面補充可能（状況によっては、除雪路線末端の集合住宅への集団移転?）</li> </ol> <p>(2) 海老集落</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 東山より条件は良いが、山間集落でもかなり厳しい環境</li> <li>② 高齢化の進展によりマンパワーの役割は増大（集落規模から要員は数名必要）→集落の結束力、年令構成、集落規模からマンパワーの集落内調達が可能→資金水準の改善、機械力の整備（更新）</li> </ol> <p>3. ヒアリングで得られた調査目的に資する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 積雪度が高く集落内道路の自力処理が必要な地域では、マンパワー対策とセットで機械力整備（更新）が必要</li> <li>② マンパワーを地域内調達する場合も60歳未満労働力がメインとなる地域では賃金水準が重要な課題である。</li> <li>③ 地域内の人材は採用形態にかかわらず、建設業等に従事してきた高齢者（50歳以上）への依存が高くなるのでシルバー人材の組織的活用が有効</li> </ol>

ヒアリング要旨

事務局調査員のコメント

\*作業上の問題点等

▲報酬

他の職業と比較すると水準は低く、生活給とはいえませんがボランティア的な考え方で引き受けている

▲要援護世帯に対する雪処理支援の制度は要望した経緯がある

▲人材確保については現役世代の確保は難しいが当面の人材確保は可能

2. 集落住民とのヒアリング要旨

a 東山集落

\*通院のモビリティ確保が困っている

\*降雪が多くなると早期除雪が遅滞し通勤通学が遅れるケースが多くなる

\*モビリティの確保

▲路線バスの本数…週3回の町営バス

\*豪雪時の緊急自動車の対応が可能かどうか心配

\*屋根の落雪処理が困難になっている（屋根雪下ろし8回）

\*集落の経済状況について

▲たばこの共同栽培をしている

▲冬期の現金収入としてしめ縄づくりの内職をしている

▲冬場だけでも集落が移転してしまえば集落は崩壊すると思われる

ヒアリング要旨	事務局調査員のコメント
<p>b 海老集落</p> <p>* 集落の雪処理の実態</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 屋根雪の処理が困難になってきている（自力対応不可能なのは1世帯）</li> <li>▲ 屋根雪下ろしの回数：7～8回</li> <li>▲ 道付けの距離：250～260 m位</li> <li>▲ 住宅の高さが高くないと自然落下にするのは難しい</li> <li>▲ 保安要員の道付けの距離：1 km位</li> <li>▲ 通勤者は除雪路線沿いの共同駐車場に</li> <li>▲ 冬期の移動は週3回のバスを利用している</li> <li>▲ 4 m以上の降雪になれば、集落内での対応は困難と考えられる</li> </ul> <p>* 今後の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 保安要員のための人材を街から確保しなければならない懸念がある</li> </ul>	

No.3-2 長野県山ノ内町・栄村における現地調査

団体名	ヒアリング要旨	調査員コメント
山ノ内町 雪害救助員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シルバー人材センターから派遣されている。</li> <li>・対象世帯は11世帯</li> <li>・10人体制で平均年齢60歳</li> <li>・1世帯5人体制で1日2世帯</li> <li>・屋根雪下ろしと家屋周辺の除排雪を主な活動としている。</li> <li>・作業の安全のため事前に下見をおこない、また作業は必ず複数でおこなっている。</li> <li>・家屋周辺の除排雪には小型除雪機械等の機械を使用している。(排雪作業に苦勞している)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪害救助員としてシルバー人材センターを活用していることが特徴である。</li> <li>・シルバー人材を活用するメリットは、経費が安い、人材確保が容易、迅速に対応できることが挙げられる。</li> <li>・救助員の高齢化という問題は解決されていない。</li> </ul>
栄村 雪害救助員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村が公募し、臨時職員として雇用されている。</li> <li>・地区別に班体制を組み活動をおこなっている。</li> <li>・賃金は作業量と比較して安いのが冬期の就業口として地元で仕事ができるので我慢している。</li> <li>・作業内容は屋根雪下ろしと家屋周辺の除排雪が中心である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪害救助員ではあるが、冬期の就職先としての意識がおおきいのではないか。</li> <li>・人材確保は現在ではできているが、将来的には不安が残る。</li> </ul>

2. 集落ヒアリング

団体名	ヒアリング要旨	調査員コメント
山ノ内町 須賀川 落合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雪処理が冬期における最も大きな問題である。</li> <li>・屋根雪処理は基本的には自力でおこなっているが体力的に不安がある。</li> <li>・業者等に雪下ろしを頼んでもなかなか来てもらえない。</li> <li>・雪下ろしが自力できなくなった場合は親戚等に依頼するしか方法はない。</li> <li>・冬期間だけ街に出る、あるいは自分の子供の所へ行くことは考えていない。</li> <li>・冬期間の交通手段がない(バスの本数が少なく不便である)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落住民の意識としては、自力で雪処理ができるうちは現状の対応で手一杯であり、将来については漠然とした不安はあるが、解決策にまで想いが及ばないようであった。</li> <li>・集落の雪処理問題が、集落の少子化・高齢化を受けてより一層深刻になっている。</li> <li>このヒアリング調査をおこなってこれからの冬期集落の請願がより明確になった。</li> </ul>
栄村 小天 滝代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小滝集落はほとんど落雪屋根の住宅で屋根雪下ろしより落ちた雪の処理が問題になっている。</li> <li>・集落内道路は改良され、道路除雪もされているが除雪路線まで出る道の雪踏みが大変である。</li> <li>・小滝集落では自力除雪ができない場合、受け皿があれば移転してもいいという意見もあった。</li> <li>・天代集落では戸数が少ないこともあり相互扶助の精神が残っている。</li> <li>・天代集落においては雪処理をすべて行政にやってもらうのではなく自力で解決を目指すことも必要ではないかという意見もあった。</li> </ul>	

# 豪雪法等見直し検討現地調査素報告

報告者：谷口 昭博

## 1. 長野県山ノ内町関係

ヒアリング要旨	事務局調査員のコメント
<p>1. 雪害救助員とのヒアリング要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 委嘱された経緯…シルバー人材センターを通じて</li> <li>* 派遣世帯と救助員の居住地との位置関係について             <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ シルバー人材センターから各対象世帯へセンター公用車で移動している</li> <li>▲ 対象世帯が救助員の地元にある場合は直接現地に集合する場合がある</li> </ul> </li> <li>* 出 動…対象世帯からの依頼に基づいて出動する</li> <li>* 対象世帯…対象世帯を民生委員を通して事前に把握、認定する</li> <li>* 作業体制             <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 対象世帯については事前に下調べをし、作業手順を確認する</li> <li>▲ 作業に出動する場合は、1人ベテランをリーダー役として必ず複数で出動している（1世帯につき5人程度）</li> </ul> </li> <li>* シルバー人材センターの救助員数…10人程度</li> <li>* 作業実態について             <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 道路からのアプローチの幅が狭かったり、造園されていることなどの理由から、機械の入らない世帯も多く、処理の困難な場合がある。</li> <li>▲ 屋根雪処理以外にも家屋周辺の除排雪も行っており、屋根雪下ろし以上におろした雪の処理と家屋周辺の除排雪の作業量が多い。</li> </ul> </li> <li>* 作業上の問題点と対策等について             <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 作業の安全対策                 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 雪止めがついていない場合は、ザイルを使っている</li> <li>・ 必ず複数で作業するようにしている</li> <li>・ 作業安全に関するパンフの配布、出動前の声掛けをしている</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p>1. 当団体における雪害救助員派遣事業実施上の特徴</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 救助員は救助対象世帯の責任で確保する（民生員の斡旋もある）。</li> <li>② シルバー人材センターへの労働依存が高い。</li> <li>③ シルバー人材センターでは、一括労災に加入作業段階では下見、複数作業等組織的安全配慮。</li> <li>④ 作業員不足により、建設業者への委託が増加傾向（作業員は他の自治体居住者も参入）。</li> <li>⑤ 長野市、中野市の雇用市場圏内にあり、救助員確保は雇用市場で競合状態にある。</li> <li>⑥ 賃金水準が高く（補助単価の2倍程度）、救助対象世帯は差額の全額を自己負担しなければサービスを受けられない。</li> </ol> <p>2. 集落における雪害救助員派遣事業の実施状況等から見た特徴</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 15～65歳人口が多いにもかかわらず、農村共同体的意識の希薄化や2種通勤兼業等のため冬期の克雪労働力が不足しており集落の克雪体力（家屋の雪処理等基礎的克雪活動）低下。</li> <li>② 表落合集落は①の傾向がより進展（救助員が多い、自然落下屋根への転換）。</li> </ol> <p>3. ヒアリングで得られた調査目的に資する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 通勤圏内に雇用市場があり且つ都市化の波に洗われている集落ほど克雪力が低下しており、弱者世帯に対する冬期マンパワー支援が必要。</li> <li>② このため労働コストの差により自己負担の格差が発生するので対策構築にあたり整理が必要。             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 自己負担の格差は全額行政が負担</li> <li>イ コストの差は全額被サービス者の負担</li> <li>ウ コストの差の一定額は被サービス者の状況に応じて行政負担</li> <li>エ コストの差は被サービス者で公平負担</li> </ul> </li> </ol>



ヒ ア リ ン グ 要 旨

事務局調査員のコメント

- ▲災害補償…シルバー人材センターで一括して傷害保険に加入している
- ▲報酬関係…（法定）事務費以外は全額支給している
- ▲業者委託については、雪処理の援助を周辺に自力でできない世帯で屋根が高い、家屋が狭いなど作業条件の厳しい世帯に対して行っており、費用については、県からの補助額（1万1千円）まで行政が負担し、差額は個人負担になっている。また、委託割合は増えてきている

2. 集落住民とのヒアリング要旨

a 中須賀川集落

\*集落における雪処理等の現状と問題点

- ▲屋根雪の処理が困難になってきている
- ▲道路までの道付けが困難になってきている
- ▲屋根雪を下ろしてくれる人がいない
- ▲雪害救助員を依頼するまでの手続きが面倒
- ▲作業が重労働のため、作業の受け手がない
- ▲モビリティの確保について
  - ・通院のための路線バスの本数が減少してきている（1月3本）
- ▲大雪になれば一気に対応が困難になると懸念される
- ▲集落の共同意識は希薄になってきている

\*今後必要なサービス等

- ▲依頼に応じてすぐに作業員が来るシステムが欲しい

ヒアリング要旨	事務局調査員のコメント
<p>b 表落合集落</p> <p>* 集落における雪処理等の現状と問題点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 家庭用除雪機を利用している家が10世帯ほどある（全15世帯）</li> <li>▲ ほとんどの世帯が自然落下屋根にしているが、落下した雪の処理が困難</li> <li>▲ 前冬の屋根雪下ろし回数：5回</li> <li>▲ 降雪量が少しでも多くなると急激に対応が困難になると考えられる</li> <li>▲ モビリティの確保について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1日のバスの本数：7本</li> </ul> </li> <li>▲ 集落の共同体意識は希薄になってきている</li> </ul>	

## 2. 長野県栄村関係

ヒアリング要旨	事務局調査員のコメント
<p>1. 雪害救助員とのヒアリング要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 委嘱された経緯           <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 公募により募集し決定する</li> <li>▲ 募集条件…概ね55歳までとしているが、実務経験を重視し事実上それ以上の年齢でも採用する</li> </ul> </li> <li>* 雪害救助員に多い経歴…元建設業従事者が多く、中には農業の人もいる</li> <li>* 派遣世帯との地理的關係…概ね派遣先は接近している</li> <li>* 作業内容等について           <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 住宅構造の弱い順に作業を実施している               <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅構造の判断基準 * 経験的に各般のリーダーが把握している</li> <li>・降雪状況については対象世帯に巡回して監視している</li> </ul> </li> <li>▲ 地域毎に担当する班を編成し、班単位で作業を実施している</li> <li>▲ 派遣世帯の推移…住宅改良や村全体の過疎等により数は安定している</li> <li>▲ 投雪場所を確保するのに苦慮する</li> </ul> </li> <li>* 問題点と対策           <ul style="list-style-type: none"> <li>▲ 安全面…出動時の朝にミーティングをしている</li> <li>▲ 事故の事例…ロータリーの雪づまりを取り除こうとして手が巻き込まれ、軽傷した</li> <li>▲ 補助員…人手が足りないときに一時的に依頼する救助員</li> <li>▲ 報酬…15日の出動保障（救助作業がなくても支払う報酬の保障）をしている</li> </ul> </li> </ul>	<p>1. 当団体における雪害救助員派遣事業実施上の特徴等</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 救助員の身分は臨時公務員に位置付け、業務は班体制で対象世帯と密着</li> <li>② 労働力確保のため村単独で15日保障制度</li> <li>③ ①、②、常時の班長会議等行政主導の業務体制</li> </ol> <p>2. 集落における雪害救助員派遣事業の実施状況等から見た特徴</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 小滝集落       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 集落の地理的位置、集落規模・年齢構成、就業構造、農村共同体的意識の継続等から定住志向が強いが、公共交通のアクセス条件が劣悪、積雪度が極めて高い、高齢化の進展、労働力不足等により高齢者世帯はマンパワー支援なしには生活困難。</li> </ol> </li> <li>(2) 天代集落       <ol style="list-style-type: none"> <li>① 高齢化率の高さ、集落規模、就業構造等から近い将来集落の維持が困難となり集落再編成が有効（公共交通によるアクセス条件が良いのでマンパワー支援が継続されれば当分定住は可能）。</li> </ol> </li> </ol> <p>3. ヒアリングで得られた調査目的に資する事項</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 当該団体の地域条件（積雪度が極めて高い、高齢化の急速な進展、都市からの遠距離等）では、要援護世帯を支援できるマンパワーを地域内で更新することは困難で、今後は外部からの人材調達、集落再編成、高齢者集合住宅への冬期収容が必要（住宅の克雪化を支援しているが高齢者世帯では困難ではないか）。</li> <li>② 地域内の限られた人材に依拠せざるを得ない地域では、身分保障、除雪オペレーターと同様休業保障制度等が必要。</li> </ol>

ヒアリング要旨	事務局調査員のコメント
<p>2. 集落住民とのヒアリング要旨</p> <p>a 小滝集落</p> <p>*現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▲道路から離れた住宅の雪踏みが困難になっている</li><li>▲モビリティの確保について<ul style="list-style-type: none"><li>・路線バスが1日1本しかないので移動が不便</li><li>・通院は親戚の車やタクシーを利用している</li><li>・半分近くの世帯で自家用車が利用できない</li></ul></li><li>▲集落の経済状況について<ul style="list-style-type: none"><li>・農業後継者がいる世帯…8世帯</li><li>・稲刈りを協業化している</li></ul></li><li>*その他<ul style="list-style-type: none"><li>・集落の至便位置に冬期入居できる高齢者向け集合住宅を作っ てほしい</li></ul></li></ul> <p>b 天代集落</p> <p>*現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▲以前よりは道付けが大変な家はなくなっている</li><li>▲除雪のため人材が高齢化し援護が必要な世帯が増えてきたとき どうなるのか不安がある</li><li>▲自力除雪が不可能な世帯…2世帯</li><li>▲屋根からおろした雪の処理が困難になってきている</li></ul>	

ヒアリング要旨

- ▲モビリティの確保
  - ・路線バスの本数：8本
- ▲集落の相互扶助機能は高い
- ▲集落の経済状況について
  - ・農業後継者がいる世帯…なし

事務局調査員のコメント

## No. 4 集落の冬期支援に関する住民意識調査

### 【調査概要】

1. 調査期日：平成 11 年 12 月 6 日～平成 12 年 1 月 18 日
2. 調査対象：新潟県・十日町市東枯木又集落、小貫集落、松代町海老集落、東山集落  
長野県・山ノ内町中須賀川集落、表落合集落、栄村小滝集落、天代集落
3. 回答率：73.2% (153/209)
4. 調査対象集落集落世帯数（「集落基礎調査」より）

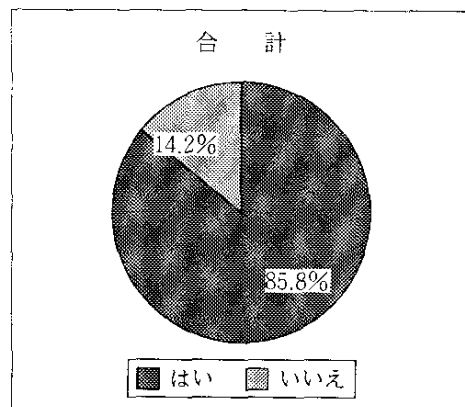
県名	市町村名	集落名	世帯数
新潟県	十日町市	東枯木又	14
		小貫	5
	松代町	海老	22
		東山	7
小計			48
長野県	山ノ内町	中須賀川	83
		表落合	52
	栄村	小滝	19
		天代	7
小計			161
合計			209

問 4

1. 屋根雪の処理について

(1) 自分の家族だけで屋根雪処理をしている。

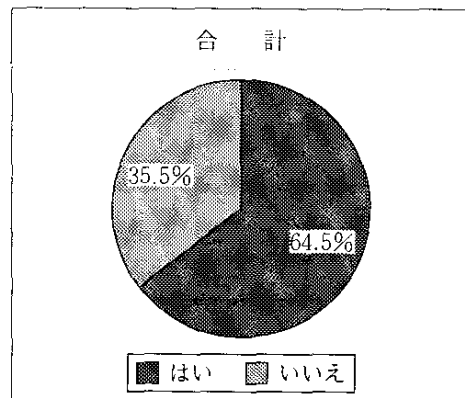
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	10	0
		小貫	3	0
	松代町	海老	17	1
		東山	7	0
	小計			37
長野県	山ノ内町	中須賀川	33	13
		表落合	27	3
	栄村	小滝	13	2
		天代	5	1
	小計			78
不明			6	0
合計			121	20



※無回答は含まれていない

(1)-① 近い将来、自分の家庭だけで屋根雪を処理することが難しくなると考えられますか。

県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	4	8
		小貫	2	1
	松代町	海老	13	6
		東山	4	3
	小計			23
長野県	山ノ内町	中須賀川	27	13
		表落合	20	10
	栄村	小滝	11	5
		天代	4	1
	小計			62
不明			4	2
合計			89	49

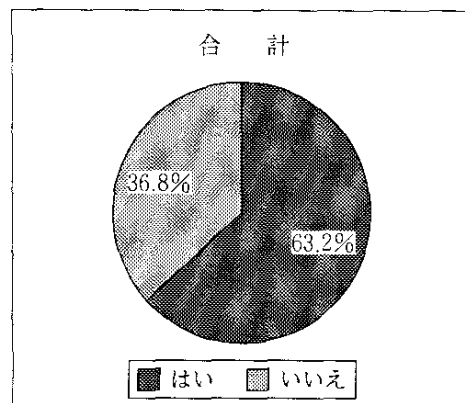


※1. ①の質問で「はい」と回答したもののみ

※無回答は含まれていない

(1)-② 屋根雪融雪装置や高床式住宅にするなど雪の処理に力仕事の必要が少ない住宅にしたり、家庭用除雪機械を準備するなどに対応して自分の家庭だけで屋根雪を処理する方が良いですか。

県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	4	0
		小貫	2	0
	松代町	海老	6	4
		東山	4	0
	小計			16
長野県	山ノ内町	中須賀川	20	13
		表落合	12	6
	栄村	小滝	4	4
		天代	1	4
	小計			37
不明			2	1
合計			55	32

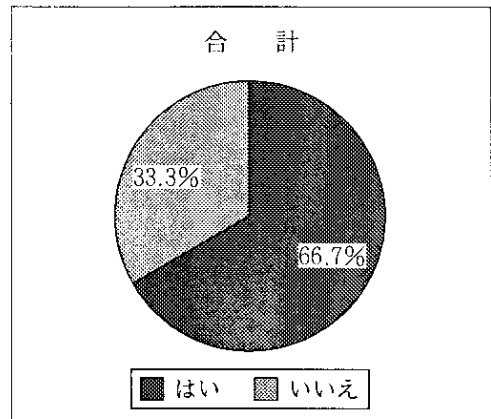


※1. ②の質問で「はい」と回答したもののみ

※無回答は含まれていない

(1)－③ 雪処理のための人を頼む方が良いですか。

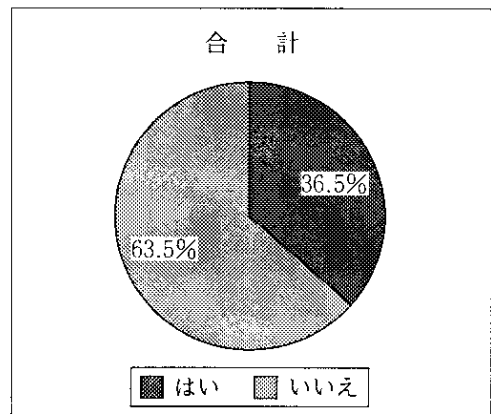
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	0	3
		小貫	1	1
	松代町	海老	9	3
		東山	1	2
小計			11	9
長野県	山ノ内町	中須賀川	18	0
		表落合	11	9
	栄村	小滝	7	3
		天代	4	2
小計			40	14
不明			1	3
合計			52	26



※1. -(1)－①の質問で「はい」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない

(2)－① 屋根雪の処理については、お金を払って知人や業者などに頼んで処理している。

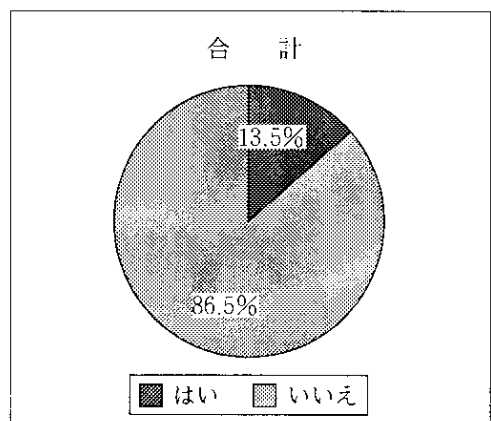
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	1	4
		小貫	0	1
	松代町	海老	2	12
		東山	0	1
小計			3	18
長野県	山ノ内町	中須賀川	12	5
		表落合	3	12
	栄村	小滝	2	3
		天代	1	1
小計			18	21
不明			2	1
合計			23	40



※1. -(1)の質問で「いいえ」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない

(2)－② 屋根雪の処理については、近所や知人などで頼める方に無料で処理を頼んでいる。

県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	0	4
		小貫	0	2
	松代町	海老	1	10
		東山	0	1
小計			1	17
長野県	山ノ内町	中須賀川	2	11
		表落合	3	10
	栄村	小滝	0	4
		天代	0	1
小計			5	26
不明			1	2
合計			7	45

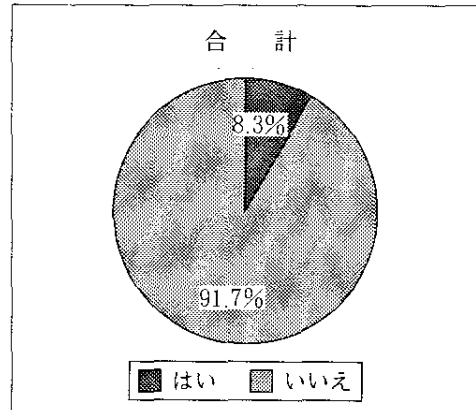


※1. -(1)の質問で「いいえ」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない



(2)-③ 屋根雪の処理については、役場から作業する人を出してもらっている。

県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	0	5
		小貫	0	1
	松代町	海老山	0	10
		東山	0	1
小計			0	17
長野県	山ノ内町	中須賀川	1	12
		表落合	2	8
	栄村	小滝	2	3
		天代	1	1
小計			6	24
不明			1	3
合計			7	44

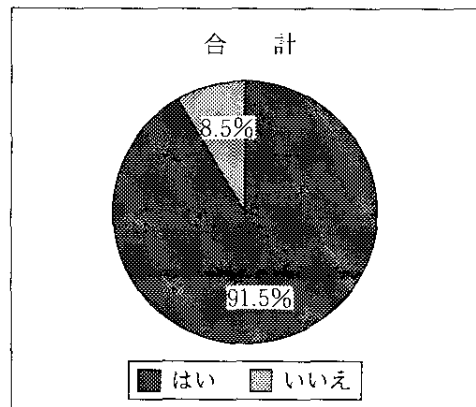


※1. -(1)の質問で「いいえ」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない

## 2. 玄関から道路までの雪の処理について

(1) 自分の家庭だけで玄関から道路までの雪を処理している。

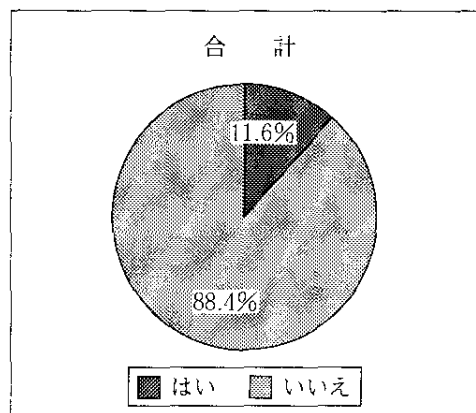
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	11	0
		小貫	3	0
	松代町	海老山	17	0
		東山	3	4
小計			34	4
長野県	山ノ内町	中須賀川	40	5
		表落合	27	2
	栄村	小滝	15	0
		天代	7	0
小計			89	7
不明			6	1
合計			129	12



※無回答は含まれていない

(1)-① 玄関から道路までの雪の処理は、散水施設や電熱線を取りつけたりして処理している。

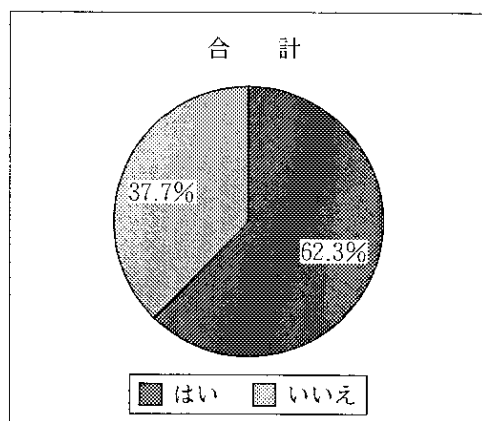
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	2	10
		小貫	1	2
	松代町	海老山	0	18
		東山	0	4
小計			3	34
長野県	山ノ内町	中須賀川	3	36
		表落合	5	21
	栄村	小滝	1	14
		天代	0	6
小計			9	77
不明			3	3
合計			15	114



※2-(1)の質問で「はい」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない

(1)-② 玄関から道路までの雪の処理は、家庭用除雪機械で処理している。

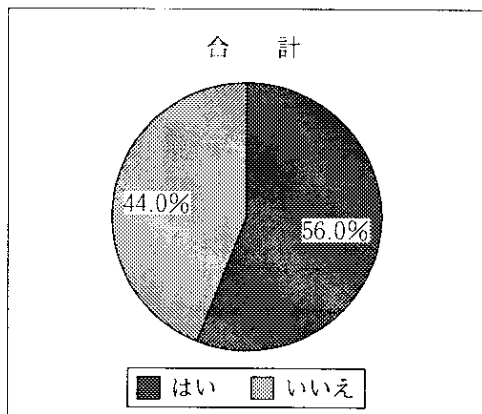
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	7	4
		小貫	1	3
	松代町	海老山	6	12
		東山	1	4
小計			15	23
長野県	山ノ内町	中須賀川	32	14
		表落合	21	8
	栄村	小滝	12	3
		天代	3	2
小計			68	27
不明			3	2
合計			86	52



※2. -(1)の質問で「はい」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない

(1)-③ 家庭用除雪機を操作することが近い将来難しくなると考えられますか。

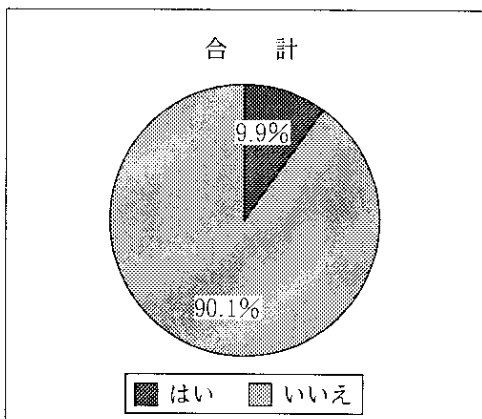
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	2	4
		小貫	1	0
	松代町	海老山	5	6
		東山	1	1
小計			9	11
長野県	山ノ内町	中須賀川	23	13
		表落合	12	12
	栄村	小滝	5	7
		天代	3	0
小計			43	32
不明			4	0
合計			56	43



※2. -(1)-②の質問で「はい」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない

(2)-① 玄関から道路までの雪の処理は、お金を払って知人や業者などに頼んで処理している。

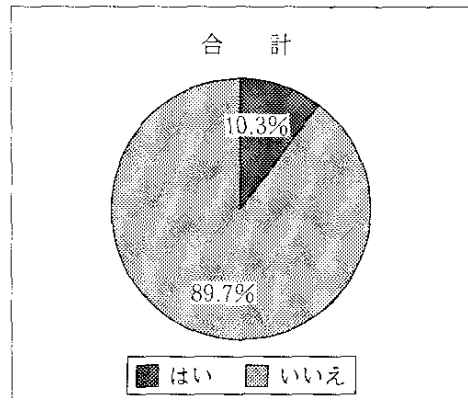
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	0	2
		小貫	0	1
	松代町	海老山	0	14
		東山	0	5
小計			0	22
長野県	山ノ内町	中須賀川	6	17
		表落合	1	14
	栄村	小滝	0	5
		天代	0	3
小計			7	39
不明			0	3
合計			7	64



※2. -(1)の質問で「いいえ」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない

(2)-② 玄関から道路までの雪の処理は、近所の方や知人などで頼める方に無料で処理を頼んでいる。

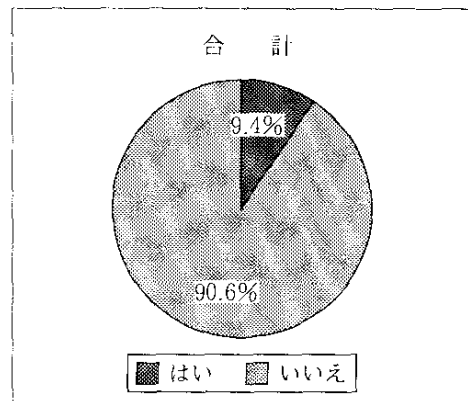
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	0	2
		小貫	0	1
	松代町	海老	0	14
		東山	1	3
小計			1	20
長野県	山ノ内町	中須賀川	2	20
		表落合	3	12
	栄村	小滝	0	4
		天代	0	3
小計			5	39
不明			1	2
合計			7	61



※2. -(1)の質問で「いいえ」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない

(2)-③ 玄関から道路までの雪処理は、役場から作業する人を出してもらっている。

県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	0	2
		小貫	1	0
	松代町	海老	0	14
		東山	2	1
小計			3	17
長野県	山ノ内町	中須賀川	1	18
		表落合	0	13
	栄村	小滝	1	5
		天代	0	3
小計			2	39
不明			1	2
合計			6	58

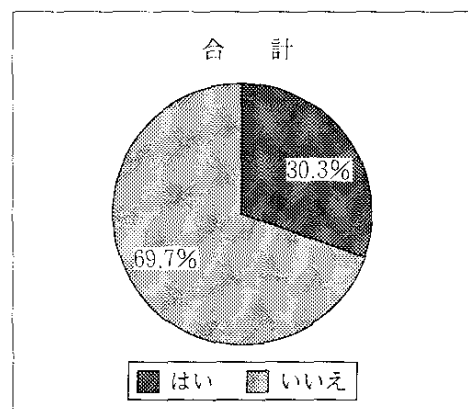


※2. -(1)の質問で「いいえ」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない

### 3. とより近所との冬期の交流について

(1) 冬になると、急に隣近所とのつきあいが難しくなる。

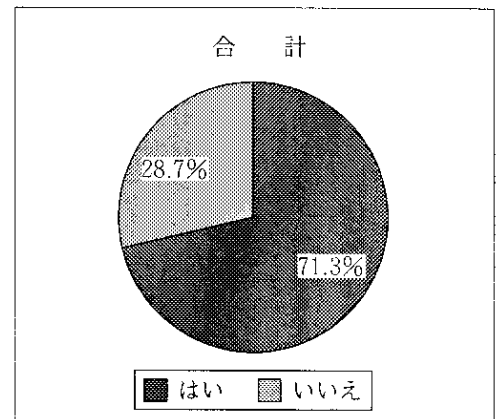
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	0	10
		小貫	1	2
	松代町	海老	5	14
		東山	2	3
小計			8	29
長野県	山ノ内町	中須賀川	19	24
		表落合	7	23
	栄村	小滝	2	11
		天代	1	5
小計			29	63
不明			3	0
合計			40	92



※無回答は含まれていない

(1) 自家用車を持っている。

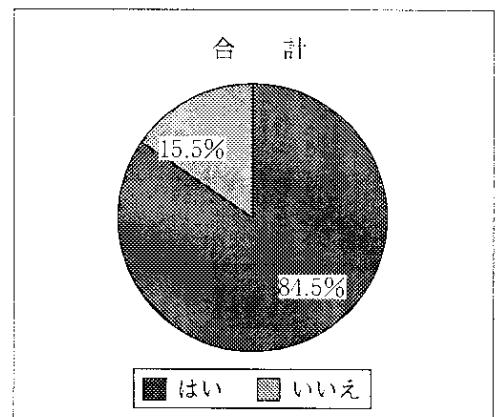
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	11	1
		小貫	3	0
	松代町	海老山	7	11
		東山	1	5
	小計			22
長野県	山ノ内町	中須賀川	40	10
		表落合	23	7
	栄村	小滝	9	4
		天代	5	1
	小計			77
不明			3	2
合計			102	41



※無回答は含まれていない

(1)-① 自家用車を止めるための決まった冬期駐車場がある。

県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	11	0
		小貫	3	0
	松代町	海老山	7	2
		東山	2	0
小計			23	2
長野県	山ノ内町	中須賀川	36	6
		表落合	20	5
	栄村	小滝	10	4
		天代	5	0
小計			71	15
不明			4	1
合計			98	18

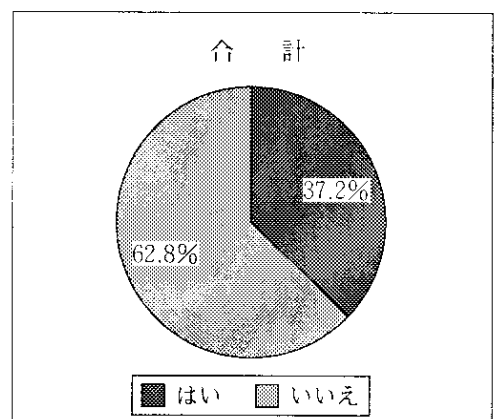


※4. -(1)の質問で「はい」と回答したもののみ

※無回答は含まれていない

(1)-② 近い将来、自家用車での移動に不安を感じている。

県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	0	11
		小貫	0	3
	松代町	海老山	5	3
		東山	0	3
小計			5	20
長野県	山ノ内町	中須賀川	17	23
		表落合	11	16
	栄村	小滝	3	8
		天代	4	2
小計			35	49
不明			2	2
合計			42	71

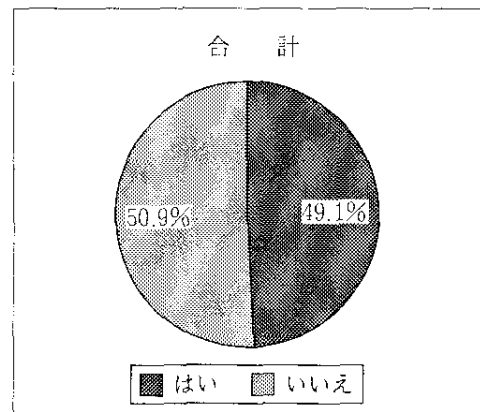


※4. -(1)の質問で「はい」と回答したもののみ

※無回答は含まれていない

(1)－③ 近い将来、あなたが免許証を更新することに不安を感じているから。

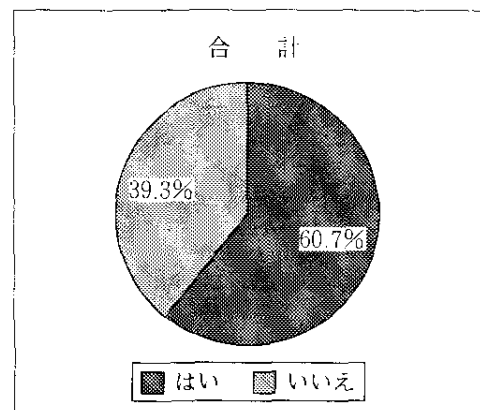
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東 枯木 又	0	1
		小 貫	0	1
	松代町	海 老	1	3
		東 山	1	2
小 計			2	7
長野県	山ノ内町	中須賀川	11	10
		表 落 合	8	4
	栄 村	小 滝	1	4
		天 代	3	0
小 計			23	18
不明			2	3
合 計			27	28



※4. -(1)－②の質問で「はい」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない

(1)－④ 近い将来、あなたの家族で車を運転できる方がいなくなる不安があるから。

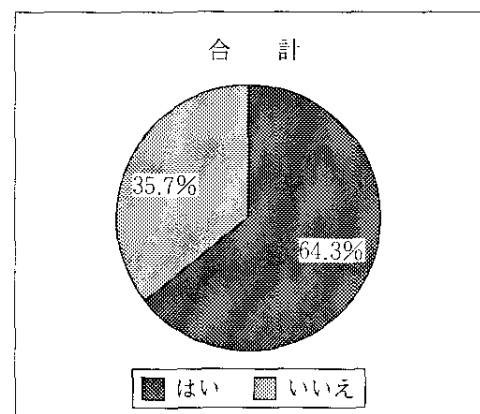
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東 枯木 又	0	0
		小 貫	0	1
	松代町	海 老	4	1
		東 山	2	0
小 計			6	2
長野県	山ノ内町	中須賀川	17	9
		表 落 合	7	9
	栄 村	小 滝	1	2
		天 代	4	0
小 計			29	20
不明			2	2
合 計			37	24



※4. -(1)－②の質問で「はい」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない

(2)－① 主な移動手段は、路線バスなどの公共交通機関である。

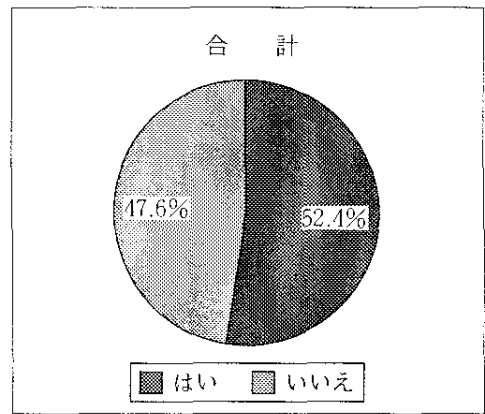
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東 枯木 又	0	2
		小 貫	0	1
	松代町	海 老	11	0
		東 山	3	0
小 計			14	3
長野県	山ノ内町	中須賀川	6	8
		表 落 合	4	7
	栄 村	小 滝	7	0
		天 代	3	0
小 計			20	15
不明			2	2
合 計			36	20



※4. -(1)の質問で「いいえ」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない

(2)-② 主な移動手段は、路線バスなどの公共交通機関である。

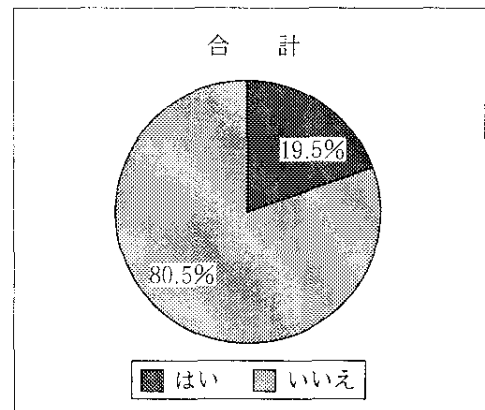
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	0	2
		小貫	0	1
	松代町	海老山	10	0
		東山	5	0
小計			15	3
長野県	山ノ内町	中須賀川	1	9
		表落合	2	5
	栄村	小滝	2	1
		天代	1	0
小計			6	15
不明			1	2
合計			22	20



※4. -①の質問で「いいえ」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない

(2)-③ 主な移動手段は、親戚やとなり近所やボランティアの方の自家用車である。

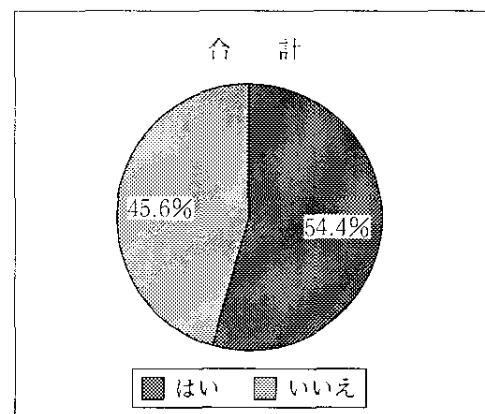
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	1	2
		小貫	0	1
	松代町	海老山	2	6
		東山	1	2
小計			4	11
長野県	山ノ内町	中須賀川	0	10
		表落合	0	6
	栄村	小滝	3	2
		天代	0	1
小計			3	19
不明			1	3
合計			8	33



※4. -①の質問で「いいえ」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない

(2)-④ あなたのご家庭からバスなどの公共交通機関や公共施設などから出されている専用の送迎バスは簡単に利用できますか。

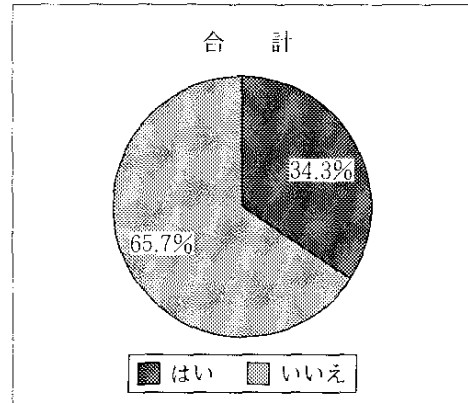
県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	1	3
		小貫	0	1
	松代町	海老山	9	2
		東山	2	3
小計			12	9
長野県	山ノ内町	中須賀川	9	6
		表落合	4	6
	栄村	小滝	2	3
		天代	2	0
小計			17	15
不明			2	2
合計			31	26



※4. -①の質問で「いいえ」と回答したもののみ  
 ※無回答は含まれていない

(3) 買い物は、おもに移動販売者や配達を利用している。

県名	市町村名	集落名	はい	いいえ
新潟県	十日町市	東枯木又	1	6
		小 貫	1	1
	松代町	海 老	12	3
		東 山	5	2
	小 計		19	12
長野県	山ノ内町	中須賀川	3	29
		表 落 合	3	18
	栄 村	小 滝	6	3
		天 代	3	2
小 計		15	52	
不 明			1	3
合 計			35	67



※無回答は含まれていない

問 5

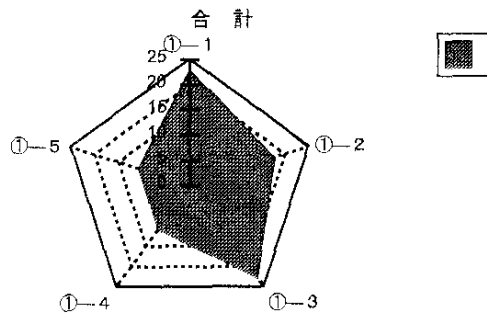
冬期に救急車、消防自動車などの緊急車両を呼ぶ必要が出てきた時、大雪によって生活に支障が出た場合、どのようにして欲しいと思いますか。①～⑤の中からして欲しい順番に記号をご記入下さい。

県名	市町村名	集落名	①-1	①-2	①-3	①-4	①-5	合 計
新潟県	十日町市	東枯木又	1	1	3	1	2	8
		小 貫	0	0	1	1	0	2
	松代町	海 老	4	0	2	2	1	9
		東 山	2	1	1	0	0	4
	小 計		7	2	7	4	3	23
長野県	山ノ内町	中須賀川	10	10	6	2	4	32
		表 落 合	3	1	5	4	3	16
	栄 村	小 滝	3	3	2	0	1	9
		天 代	0	2	2	1	0	5
小 計		16	16	15	7	8	62	
不 明			0	0	1	0	0	1
合 計			23	18	23	11	11	86

※①屋根雪下ろしや家や玄関までの除雪などの作業をしてくれる人をもっと多くして欲しい

※①-5～5：①の要望ランク

※その他、無回答は含まれていない

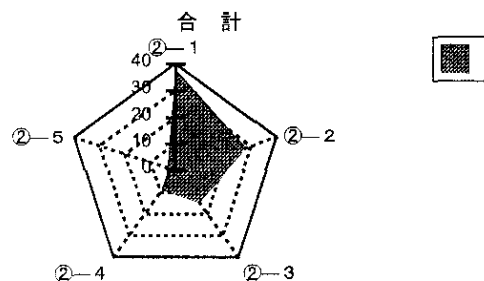


県名	市町村名	集落名	②-1	②-2	②-3	②-4	②-5	合計
新潟県	十日町市	東枯木又	2	5	1	1	1	10
		小貫	1	0	1	0	0	2
	松代町	海老	1	2	0	1	2	6
		東山	1	2	1	0	0	4
	小計			5	9	3	2	3
長野県	山ノ内町	中須賀川	14	10	7	4	0	35
		表落合	9	5	4	1	0	19
	栄村	小滝	6	4	0	1	0	11
		天代	3	0	1	1	0	5
	小計			32	19	12	7	0
不明			1	0	0	0		1
合計			38	28	15	9	3	93

※②家庭用除雪機械や融雪屋根・家の敷地の雪を溶かす機械（家庭用散水機やロードヒーティング）の取り付けなど、それぞれの家で雪に強い住宅にするための機械を貸してもらったり資金の貸付などの支援が欲しい

※②-1～5：②の要望ランク

※その他、無回答は含まれていない

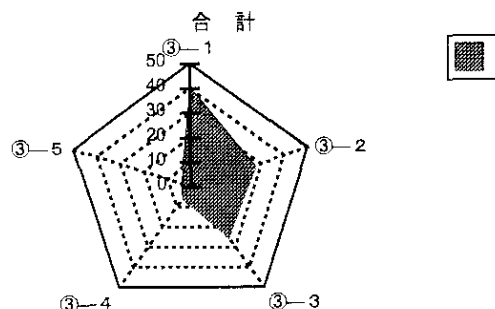


県名	市町村名	集落名	③-1	③-2	③-3	③-4	③-5	合計
新潟県	十日町市	東枯木又	4	2	4	0	0	10
		小貫	3	0	0	0	0	3
	松代町	海老	6	2	3	1	0	12
		東山	2	3	0	0	0	5
	小計			15	7	7	1	0
長野県	山ノ内町	中須賀川	11	9	8	4	2	34
		表落合	12	6	5	1	1	25
	栄村	小滝	1	4	5	0	0	10
		天代	2	1	1	0	1	5
	小計			26	20	19	5	4
不明			0	1	0	0	0	1
合計			41	28	26	6	4	105

※③大雪の時は、早朝除雪だけではなく、夜間除雪もするなど道路除雪をもっと良くして欲しい

※③-1～5：③の要望ランク

※その他、無回答は含まれていない



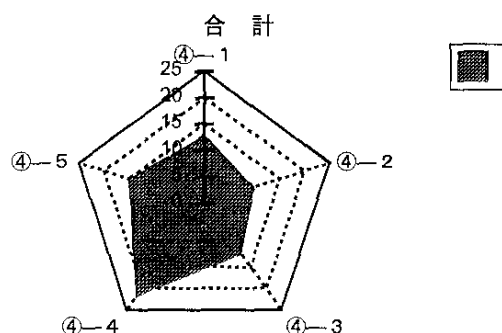


県名	市町村名	集落名	④-1	④-2	④-3	④-4	④-5	合計
新潟県	十日町市	東枯木又	1	1	1	2	0	5
		小貫	0	1	0	0	1	2
	松代町	海老	2	3	1	1	2	9
		東山	0	0	0	0	0	0
小計			3	5	2	3	3	16
長野県	山ノ内町	中須賀川	4	0	5	9	9	27
		表落合	3	4	2	7	2	18
	栄村	小滝	2	0	2	2	0	6
		天代	0	1	1	1	0	3
小計			9	5	10	19	11	54
不明			1	0	0	0	1	2
合計			13	10	12	22	15	72

※④緊急時にも心配のない交通の便の良いところに住む場所を建ててもらい、移り住むことができるようにして欲しい

※④-1～5：④の要望ランク

※その他、無回答は含まれていない

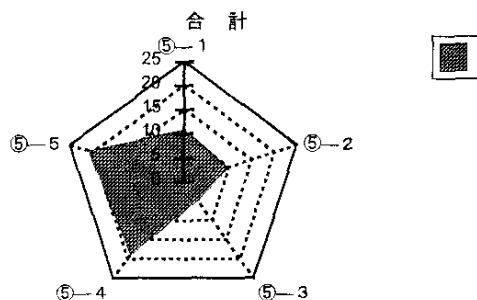


県名	市町村名	集落名	⑤-1	⑤-2	⑤-3	⑤-4	⑤-5	合計
新潟県	十日町市	東枯木又	1	1	0	1	2	5
		小貫	0	0	0	1	0	1
	松代町	海老	4	2	1	2	0	9
		東山	0	0	0	0	0	0
小計			5	3	1	4	2	15
長野県	山ノ内町	中須賀川	2	3	3	8	9	25
		表落合	2	3	1	3	7	16
	栄村	小滝	2	0	0	3	1	6
		天代	0	1	0	0	2	3
小計			6	7	4	14	19	50
不明			0	0	0	1	0	1
合計			11	10	5	19	21	66

※⑤緊急時にも心配のない交通の便の良いところに冬だけ過ごすことのできる施設を建てて欲しい

※⑤-1～5：⑤の要望ランク

※その他、無回答は含まれていない

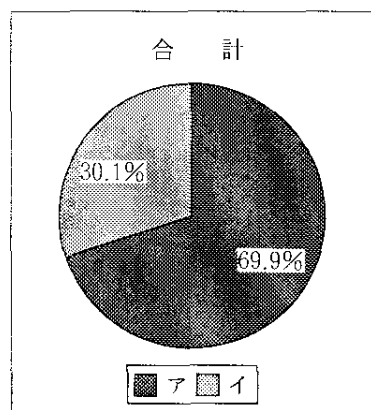


問 6

役所の財政が苦しくなっていることから、集落での冬の生活を守るために、みなさんにも経費を負担することが将来必要となってくるかもしれませんが、経費を負担することについてどのように思いますか。

① その住民だけで家庭の雪処理が難しい集落への作業員の派遣経費

県名	市町村名	集落名	ア	イ	その他
新潟県	十日町市	東枯木又	5	2	0
		小貫	2	1	0
	松代町	海老	9	3	0
		東山	2	1	0
小計			18	7	0
長野県	山ノ内町	中須賀川	20	11	0
		表落合	8	6	0
	栄村	小滝	10	0	0
		天代	2	0	0
小計			40	17	0
不明			0	1	0
合計			58	25	0

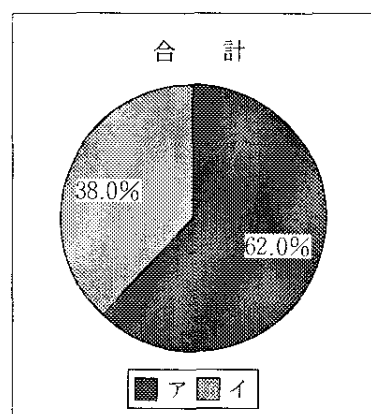


※ア 料金を負担しても行って欲しい

※イ 料金を負担するなら行く必要はない

② 集落から幹線道路（国道・県道）につながる道路の除雪経費

県名	市町村名	集落名	ア	イ	その他
新潟県	十日町市	東枯木又	6	1	0
		小貫	3	0	0
	松代町	海老	8	2	0
		東山	0	2	0
小計			17	5	0
長野県	山ノ内町	中須賀川	19	13	0
		表落合	5	6	0
	栄村	小滝	5	5	0
		天代	2	1	0
小計			31	25	0
不明			1	0	0
合計			49	30	0



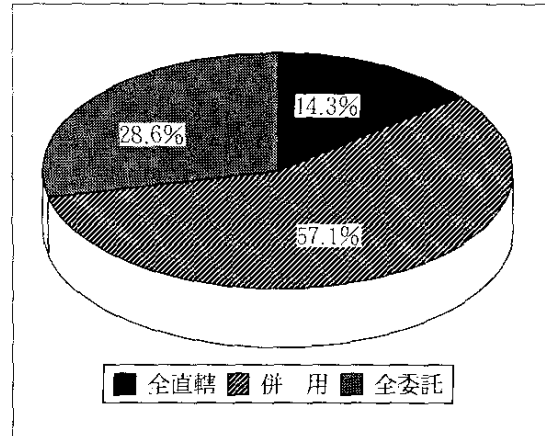
※ア 料金を負担しても行って欲しい

※イ 料金を負担するなら行く必要はない

## No. 5 特別豪雪地帯における除雪体制調査

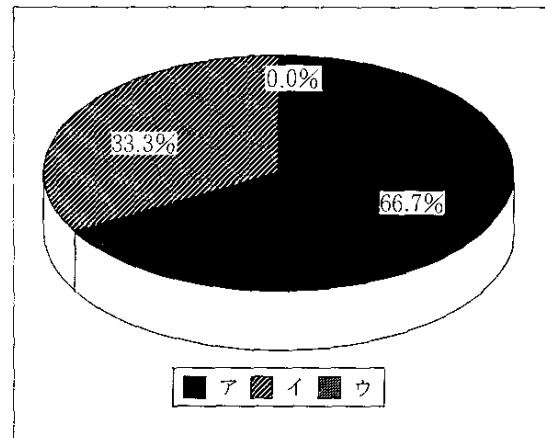
### 1. 市町村道の除雪体制について

	全直轄	併用	全委託
北海道	1	4	5
青森県	2	0	1
岩手県	1	0	0
秋田県	1	1	0
山形県	1	3	2
福島県	0	4	0
新潟県	0	5	2
富山県	0	3	0
福井県	0	1	0
長野県	0	2	1
岐阜県	0	1	1
合計	6	24	12
割合(%)	14.3	57.1	28.6



#### 1-(1)-① 全体が直轄事業

	ア	イ	ウ
北海道	0	1	0
青森県	2	0	0
岩手県	1	0	0
秋田県	1	0	0
山形県	0	1	0
福島県	0	0	0
新潟県	0	0	0
富山県	0	0	0
福井県	0	0	0
長野県	0	0	0
岐阜県	0	0	0
合計	4	2	0
割合(%)	66.7	33.3	0



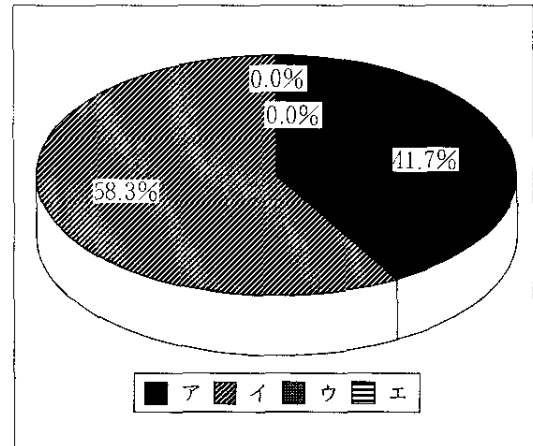
※ア：今後も全ての路線を直轄事業として実施することが可能である

イ：今後は随時委託事業へ切り替えていく必要がある

ウ：その他

1-(1)-② 直轄事業と業者委託の併用

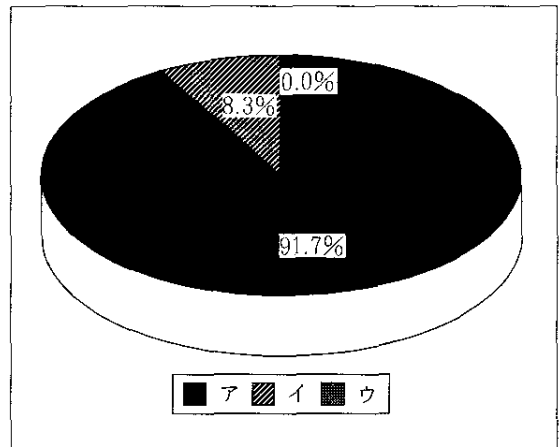
	ア	イ	ウ	エ
北海道	1	3	0	0
青森県	0	0	0	0
岩手県	0	0	0	0
秋田県	1	0	0	0
山形県	0	3	0	0
福島県	0	4	0	0
新潟県	4	1	0	0
富山県	1	2	0	0
福井県	1	0	0	0
長野県	1	1	0	0
岐阜県	1	0	0	0
合計	10	14	0	0
割合(%)	41.7	58.3	0	0



- ※ア：今後も現状の体制を維持することが可能である
- イ：今後は委託事業を増やす必要があると考えられる
- ウ：今後は直轄事業を増やす必要があると考えられる
- エ：その他

1-(1)-③ 全体が業者委託

	ア	イ	ウ
北海道	5	0	0
青森県	1	0	0
岩手県	0	0	0
秋田県	0	0	0
山形県	2	0	0
福島県	0	0	0
新潟県	2	0	0
富山県	0	0	0
福井県	0	0	0
長野県	1	0	0
岐阜県	0	1	0
合計	11	1	0
割合(%)	91.7	8.3	0

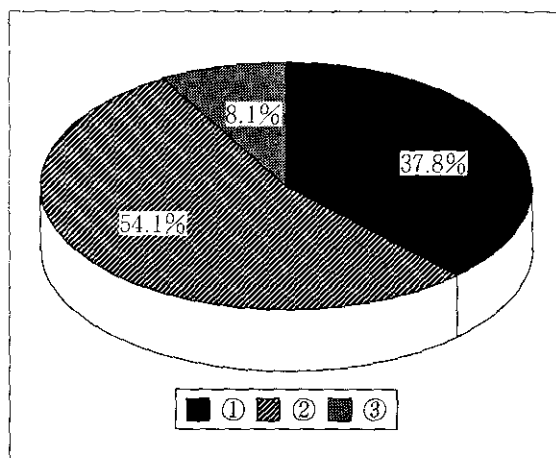


- ※ア：今後も全ての路線を委託事業として実施することが可能である
- イ：今後は一部の路線については直轄事業へ切り替えていく必要も考えられる
- ウ：その他

2. 除雪事業の委託の契約方法について

(1) 業者委託方法

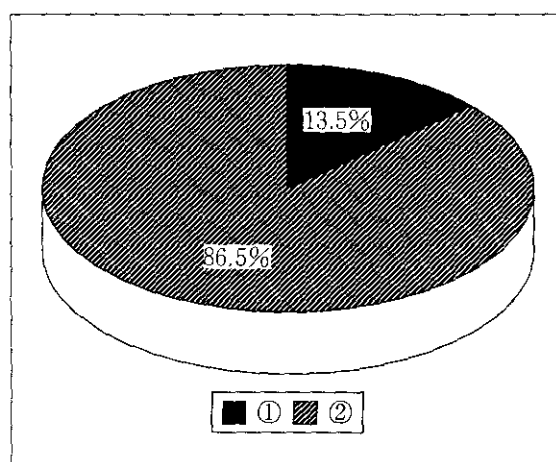
	①	②	③
北海道	4	5	0
青森県	0	0	1
岩手県	0	0	0
秋田県	0	1	0
山形県	2	3	1
福島県	2	2	0
新潟県	2	5	0
富山県	1	2	0
福井県	1	0	0
長野県	1	1	1
岐阜県	1	1	0
合計	14	20	3
割合(%)	37.8	54.1	8.1



- ※①：地域内をいくつかのブロックに分け、そのブロック毎に複数の業者に委託している
- ②：一定の除雪区間を一つの業者に委託している
- ③：その他

(2) 除雪オペレーターの病気等緊急時の除雪事業の混乱事例

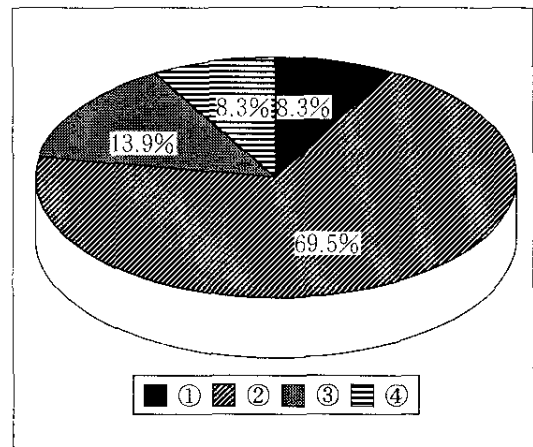
	①	②
北海道	1	8
青森県	0	1
岩手県	0	0
秋田県	0	1
山形県	1	5
福島県	0	4
新潟県	0	7
富山県	1	2
福井県	0	1
長野県	1	2
岐阜県	1	1
合計	5	32
割合(%)	13.5	86.5



- ※①：これまで除雪オペレーターの病気等により除雪作業が混乱したことがある
- ②：これまで除雪オペレーターの病気等により除雪作業が混乱したことはない

(3) 除雪オペレーターの病気等緊急時の除雪事業の調整体制

	①	②	③	④
北海道	2	4	2	1
青森県	0	1	0	0
岩手県	0	0	0	0
秋田県	0	0	1	0
山形県	0	5	0	1
福島県	0	4	0	0
新潟県	0	7	0	0
富山県	0	1	1	1
福井県	0	1	0	0
長野県	0	2	0	0
岐阜県	1	0	1	0
合計	3	25	5	3
割合(%)	8.3	69.4	13.9	8.3

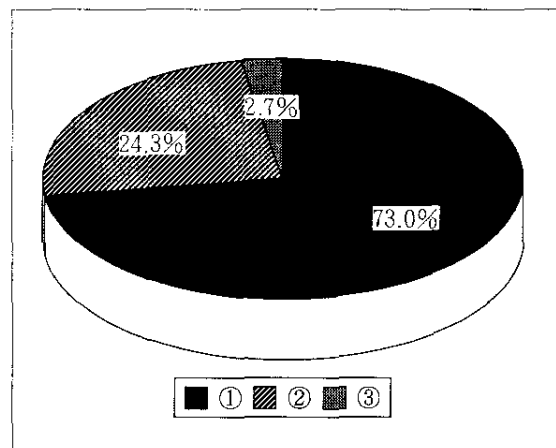


- ※①：除雪オペレーターの事故、病気等を想定した請負業者間の正式な調整体制を設けている
- ②：正式な調整体制はないが実質的に業者内で調整している
- ③：正式な調整体制はないが実質的に業者間で調整している
- ④：その他

3. 除雪委託業者の状況、見通しについて

(1) 除雪オペレーター確保の状況、見通し

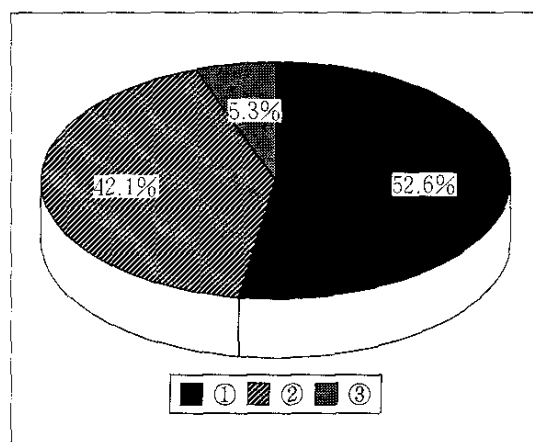
	①	②	③
北海道	9	0	0
青森県	1	0	0
岩手県	0	0	0
秋田県	0	1	0
山形県	3	3	0
福島県	2	2	0
新潟県	6	1	0
富山県	3	0	0
福井県	0	1	0
長野県	3	0	0
岐阜県	0	1	1
合計	27	9	1
割合(%)	73.0	24.3	2.7



- ※①：今後10年程度は、零細な業者（就業者2～3人の業者）でも委託事業が可能と考えられる
- ②：個々の業者の自助努力では除雪オペレーターの確保は困難になると考えられる
- ③：その他

(2) 除雪委託の状況、見通し

	①	②	③
北海道	6	3	0
青森県	0	1	0
岩手県	0	0	0
秋田県	0	1	0
山形県	2	3	1
福島県	1	3	0
新潟県	7	1	0
富山県	0	2	1
福井県	1	0	0
長野県	2	1	0
岐阜県	1	1	0
合計	20	16	2
割合(%)	52.6	42.1	5.3

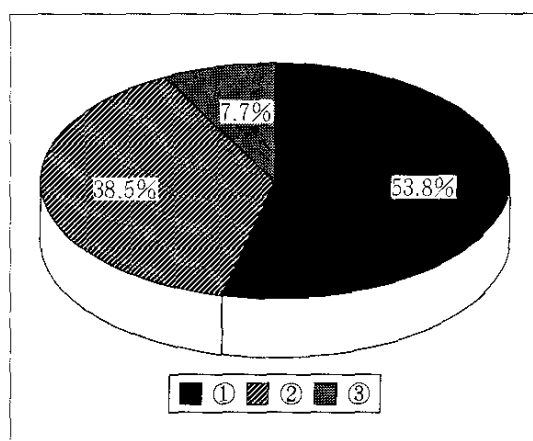


- ※①：今後10年程度は、零細な業者（就業者2～3人の業者）でも除雪委託が可能と考えられる
- ②：零細な業者（就業者2～3人の業者）は、除雪事業から撤退する可能性がある
- ③：その他

4. 今後の委託除雪体制のあり方

(1) 安定した委託除雪体制の維持について

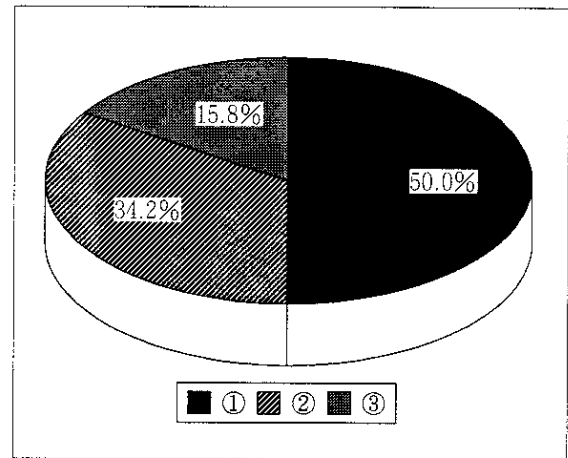
	①	②	③
北海道	5	4	0
青森県	1	0	0
岩手県	0	0	0
秋田県	1	0	0
山形県	2	3	1
福島県	2	2	0
新潟県	6	2	0
富山県	1	2	0
福井県	1	0	0
長野県	2	1	1
岐阜県	0	1	1
合計	21	15	3
割合(%)	53.8	38.5	7.7



- ※①：現行の除雪体制で特別問題はない
- ②：安定した委託除雪体制の維持のためには、地域をいくつかのブロックに分けて、そのブロック毎に複数の業者グループに委託し、万一の際の支援体制が必要
- ③：その他

(2) 除雪事業のブロック制度導入について

	①	②	③
北海道	5	4	0
青森県	1	0	0
岩手県	0	0	0
秋田県	1	0	0
山形県	4	0	2
福島県	1	2	1
新潟県	5	3	0
富山県	2	1	0
福井県	0	0	1
長野県	0	2	1
岐阜県	0	1	1
合計	19	13	6
割合(%)	50.0	34.2	15.8



※①：必要であれば市町村単独で処分が可能と考えられる

②：市町村単独では対処が困難なので、少なくとも道県道委託業者を含めたブロック契約体制を構築することが必要と考えられる

③：その他

備考

1. 調査期間：平成11年12月20～平成12年1月11日
2. 集約期日：平成12年1月19日現在
3. 調査対象：特別豪雪地帯市町村のおよそ20% (53/290)
4. 回答率：79.2% (42/53)



## No. 6 集落再編に関する地方単独事業調査

石狩、空知、網走、十勝市庁のみで該当事業（団体）有り。

事業名	市町村	実施年度
定住促進団地整備事業	新篠津村	8～9
単身者住宅建設事業	厚田村	5
三井芦別炭鉱閉山に伴う三井地区集落再編整備事業	芦別市	5、7～10
定住促進団地	東藻琴村	7～8
定住促進団地整備事業	訓子府町	10～12
若佐地区勤労者住宅用地分譲	佐呂間町	6年度
佐呂間町勤労者住宅用地分譲事業	佐呂間町	11年度
東浜他地区宅地造成整備事業	常呂町	10年度
興部町定住促進団地整備事業	興部町	6年度
さくら野団地造成事業	清水町	11

## 道単独集落再編対策関連事業調査票

道県名：北 海 道

(単位：戸、千円)

年度	市町村名	移転戸数	事業費	道補助金
49	穂 別 町	8	5,440	2,720
50	穂 別 町	5	4,871	2,435
50	常 呂 町	5	8,800	4,400
51	猿 払 町	5	4,873	2,400

## 過疎地域集落再編整備事業

### ア 制度の概要

区 分	内 容		
補 助 要 件	<b>① 集落移転事業</b> ・次のいずれかの条件を満たす集落等。 a 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること。 b 交通条件が悪く、人口が著しく減少していること。 c 交通条件が悪く、高齢化が著しいこと。 ・全体として移転戸数が概ね5戸以上であること。 ・各移転対象集落等にある相当の戸数が移転すること。 ・移転戸数のうち相当の戸数が移転先地において団地を形成すること。	<b>② へき地点在住居移転事業</b> ・交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。 ・全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先地において団地を形成すること。	<b>③ 定住促進団地整備事業</b> ・地域における定住を促進するための住居団地を整備するものであること。 ・5区画以上が団地を形成すること。
事 業 主 体	過疎地域市町村		
補 助 対 象 経 費	集落移転事業に必要な住宅用地造成費、移転先住宅建設等助成費及び生活関連施設整備費等 6,125千円/戸	へき地点在住居移転事業に必要な住宅団地用地造成費、住宅建設等助成費及び生活関連施設整備費等 6,125千円/戸	定住促進団地整備事業に必要な住宅用地造成費（譲渡する場合を除く）、生活関連施設整備費及び産業基盤施設整備費 3,877千円/戸
補 助 率	1/2以内		
事 業 期 間	2ヶ年度以内		

なお、昭和49年から集落整備事業のうち、国の補助基準に満たない5戸以上10戸未満の小規模集落を対象とした道費（市町村振興補助金（過疎地域活性化特別対策事業））による移転整備事業の制度を設け、その促進を図っている。

### イ 実施状況

#### 【国の制度】

（単位：戸、千円）

年 度	市町村名	戸 数	事業費
46～47	鷹 栖 町	34	88,472
48～49	小 平 町	22	65,174
48～49	釧 路 村	22	134,786
50～51	北 竜 町	12	42,922
52	芦 別 市	10	31,114
52～53	釧 路 村	13	134,841
54～55	芦 別 市	9	38,287
54～55	豊 浦 町	10	62,421
5～6	中 頓 別 町	7	44,852
6	興 部 町	6	42,047
7～8	東 藻 琴 村	21	387,635
8～9	訓 子 府 町	12	133,622
8	上 十 幌 町	3	89,290
9～10	歌 登 町	18	79,590
9～10	佐 呂 間 町	16	52,972
10～11	沼 田 町	14	54,842
11	積 丹 町	5	18,180
11	本 別 町	7	46,008
11	新 得 町	36	126,355

#### 【道の制度】

（単位：戸、千円）

年 度	市町村名	移転戸数	事業費	道費補助金
49	穂 別 町	8	5,440	2,720
50	穂 別 町	5	4,871	2,435
50	常 呂 町	5	8,800	4,400
51	猿 払 町	5	4,873	2,400

（注）1. 釧路村は昭和55年4月1日より町制施行。  
2. 平成11年度事業分については、予定額である。

市町村単独集落再編対策関連事業調査票

道県名：岩手県

事業名	市町村名
桧之沢集落再編事業（S49～50）	湯田町
巢郷集落再編事業（S51）	〃
南本内集落再編事業（S53）	〃

## 防災集団移転対策

地方公共団体が一定規模以上の住宅団地を整備し、移転促進区域内にある住居の集団的移転を促進することを目的とした「防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律」が昭和47年12月に制定されたが、同法の採択要件に該当しない9戸以下の集団移転を対象に、県でも昭和56年7月に「県防災のための住宅移転事業実施要綱」を制定し、災害発生地域及び災害が発生するおそれのある地域の住宅移転を促進することとした。

## (1) 防災集団移転促進事業（国補事業）

異常な自然現象により災害が発生した地域または建築基準法39条1項により災害危険区域として条例で指定された区域の住民が、10戸以上の住宅を集団的に建設する場合、市町村事業として行われる住宅団地取得造成、個人住宅建設費借入金利子補給、公共施設整備、跡地の買上げ、生産基盤及び近代化施設の整備、移転者への補助等の各事業について、移転戸数×16,581千円（平成9年度改正、C地域）の補助基本額の範囲内において4分の3の国庫補助が行われる。

## (2) 県単防災のための住宅移転事業

異常な自然現象により災害が発生した地域、建築基準法39条1項により災害危険区域として条例で指定された区域、住民が9戸以下の集団で移転する場合、国の防災集団移転制度に準じて、住宅団地取得造成、個人住宅建設費借入金利子補給、公共施設整備、跡地の買上げ、生産基盤及び近代化施設の整備、移転者への補助等の各事業について、移転戸数×15,818千円（平成7年度改正、C地域）の補助基本額の範囲内において4分の3の県費補助を行う。また、がけ地近接危険住宅事業の対象とならない個別移転に対しても、個人住宅建設費借入金利子補給と移転補助を行う。

以上のほかに、住宅移転に関する補助制度として、がけ地の崩壊、土石流、地すべり、なだれによる危険が著しいため建築基準法39条1項により災害危険区域として条例で指定された区域及び同法40条により条件で建築を制限している区域を対象とした「がけ地近接危険住宅移転事業」（国1/2 県補1/4）（建築住宅課所管）がある。

## (3) 県内実施事業一覧

年度	団体名	地区名	予防、被災別	戸数	防災集団移転促進事業（単位：戸）						がけ地近接危険住宅移転事業						備考			
					団地用地取得 造成費	個人住宅利子 補給	公共施設工事 費	跡地買 い上げ 費	生産基 盤整備 費	移転者へ の補助	団地用地取得 造成費	個人住宅利子 補給	公共施設工事 費	跡地買 い上げ 費	生産基 盤整備 費	移転者へ の補助	住宅建設 費助成	除却、移 転費繰越	集団 移転 戸数	戸別 移転 戸数
56	守門村	大倉	雪崩被害	21	20	20	20			離農 1 その他 19									20	1
56～57	長岡市	湯沢	地すべり被害	19	12	12	12			離農 1 その他 11						4	4	12	7	
56～57	新井市	上馬場	地すべり被害	9							4（が け近2 戸含む）	6	1（が け近2 戸含む）			その他 6	3（うち 2戸は団 地内へ）	3（うち 2戸は団 地内へ）	4	5
56	堀之内町	小早川	雪崩予防	9							6	7	6	6	6	その他 7	2	2	6	3
56	松之山町	松川	地すべり被害	1								1		0 町負担		その他 1				1
57	柏崎市	吉尾	地すべり予防	8							5	5				その他 5	3	3	5	3
59～60	長岡市	蓬平	地すべり予防	8							9	8	3			その他 8			3	5

## No. 7 特別豪雪地帯における道路改良に関する実態調査

### 【調査概要】

1. 調査期日：平成12年1月26日～平成12年2月10日
2. 調査対象：特別豪雪地帯のうち地方交付税における積雪級地区分4級以上の市町村
3. 回答状況：平成12年2月23日現在の有効回答数 32/60 (53.3%)

### No.7-1 ネットワーク幹線と集落を結ぶ路線の道路種別毎の整備状況県別内訳調

			総延長	未改良延長	防雪施設整備必要区間
北海道	一般県道		258.7	33.5	69.7
	市町村道	幹線	565.4	171.7	0
		その他	584.4	352.0	0.5
山形県	一般県道		42.4	2.9	0
	市町村道	幹線	67.5	0	0
		その他	32.6	0.2	0
福島県	一般県道		23.5	10.9	0
	市町村道	幹線	12.0	0	0
		その他	9.0	0	0
新潟県	一般県道		312.5	71.8	5.3
	市町村道	幹線	214.5	57.9	10.4
		その他	87.5	23.5	3.1
長野県	一般県道		42.4	16.7	0.3
	市町村道	幹線	14.0	1.5	0.5
		その他	611.2	314.3	3.1
全体	一般県道		679.5	135.8	75.3
	市町村道	幹線	873.4	231.1	10.9
		その他	1324.7	690.0	6.7

No.7-2 ネットワーク幹線と集落を結ぶ路線の道路種別毎の整備状況の市町村内訳調

			総延長	未改良延長	防雪施設整備必要区間	
北海道	留萌市	一般道県道	17.8	6.7	0	
		市町村道	幹線	78.1	57.0	0
			その他	136.9	120.5	0.5
	当別町	一般道県道	4.7	0	0	
		市町村道	幹線	96.9	11.9	0
			その他	27.6	7.8	0
	新十津川町	一般道県道	11.2	0	0	
		市町村道	幹線	173.9	74.6	0
			その他	264.6	194.8	0
	雨竜町	一般道県道	8.6	0	0	
		市町村道	幹線	11.3	0	0
			その他	2.0	0	0
	北竜町	一般道県道	2.3	0	0	
		市町村道	幹線	61.2	9.0	0
			その他	44.6	25.7	0
	幌加内町	一般道県道	2.1	0.1	0	
		市町村道	幹線	0	0	0
			その他	0	0	0
	音威子府村	一般道県道	8.3	0	0	
		市町村道	幹線	43.0	0	0
			その他	21.2	0	0
	中川町	一般道県道	32.9	1.3	0	
		市町村道	幹線	28.7	0.7	0
その他			1.0	0.9	0	
苫前町	一般道県道	52.2	12.4	0		
	市町村道	幹線	42.1	18.5	0	
		その他	25.5	2.3	0	
羽幌町	一般道県道	87.8	13.0	69.7		
	市町村道	幹線	0	0	0	
		その他	0	0	0	
歌登町	一般道県道	30.8	0	0		
	市町村道	幹線	30.2	0	0	
		その他	61.0	0	0	
北海道	一般道県道	258.7	33.5	69.7		
	市町村道	幹線	565.4	171.7	0	
		その他	584.4	352.0	0.5	



			総延長	未改良延長	防雪施設整備必要区間	
山形県	西川町	一般道県道	21.9	2.3	0	
		市町村道	幹線	24.0	0	0
			その他	3.5	0	0
	立川町	一般道県道	5.6	0	0	
		市町村道	幹線	29.3	0	0
			その他	23.6	0	0
	朝日村	一般道県道	14.9	0.6	0	
		市町村道	幹線	14.2	0	0
			その他	5.5	0.2	0
山形県	一般道県道		42.4	2.9	0	
	市町村道	幹線	67.5	0	0	
		その他	32.6	0.2	0	

			総延長	未改良延長	防雪施設整備必要区間	
福島県	只見町	一般道県道	23.5	10.9	0	
		市町村道	幹線	12.0	0	0
			その他	9.0	0	0

			総延長	未改良延長	防雪施設整備必要区間	
新潟県	小千谷市	一般道県道	39.5	11.5	0	
		市町村道	幹線	0	0	0
			その他	0	0	0
	十日町市	一般道県道	60.0	16.3	1.2	
		市町村道	幹線	10.7	0.3	0.3
			その他	7.2	0.1	0.3
	新井市	一般道県道	29.9	12.4	1.0	
		市町村道	幹線	28.3	7.0	0.3
			その他	5.3	2.2	0.2
	山古志村	一般道県道	0.3	0.1	0	
		市町村道	幹線	2.4	0.8	0
			その他	0	0	0
	堀之内町	一般道県道	15.3	1.2	0	
		市町村道	幹線	1.7	0	0
			その他	3.1	3.1	0
	湯沢町	一般道県道	31.4	1.8	0.8	
		市町村道	幹線	33	5.3	1.9
			その他	17.3	6.6	2.6
	六日町	一般道県道	28.3	0	0	
		市町村道	幹線	5.3	2.3	0
			その他	0	0	0
	大和町	一般道県道	14.1	0	0	
		市町村道	幹線	11.0	0	0
			その他	36.5	0	0
	川西町	一般道県道	19.0	11.1	0	
		市町村道	幹線	25.7	2.5	0
			その他	0.1	0	0
	中里村	一般道県道	21.6	0	2.0	
		市町村道	幹線	31.7	28.4	5.0
			その他	9.7	9.7	0
小国町	一般道県道	11.8	4.8	0		
	市町村道	幹線	6.1	0.4	2.3	
		その他	1.1	1.1	0	
安塚町	一般道県道	2.8	1.8	0		
	市町村道	幹線	10.2	3.7	0.2	
		その他	0	0	0	
松代町	一般道県道	23.3	5	0		
	市町村道	幹線	15.9	4.3	0	
		その他	3.4	0.7	0	
松之山町	一般道県道	13.4	5.8	0.3		
	市町村道	幹線	32.0	2.9	0.4	
		その他	2.1	0	0	
妙高高原町	一般道県道	1.8	0	0		
	市町村道	幹線	0	0	0	
		その他	1.7	0	0	
新潟県	一般道県道		312.5	71.8	5.3	
	市町村道	幹線	214.5	57.9	10.4	
		その他	87.5	23.5	3.1	

			総延長	未改良延長	防雪施設整備必要区間	
長野県	飯山市	一般道県道	42.4	16.7	0.3	
		市町村道	幹線	11.1	1.5	0.5
			その他	605.5	314.3	3.1
	野沢温泉村	一般道県道	0	0	0	
		市町村道	幹線	2.9	0	0
			その他	5.7	0	0
長野県	一般道県道		42.4	16.7	0.3	
	市町村道	幹線	14.0	1.5	0.5	
		その他	611.2	314.3	3.1	

豪雪法等見直し検討現地調査素報告

◎ 岩手県湯田町関係

ヒアリング要旨	調査員のコメント
<p>1 湯田町主管課担当者及び高齢者生活福祉センター管理者とのヒアリング</p> <p>(1) 町の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・湯田町は、岩手県の西部に位置し、秋田県と接している。岩手県では沢内村と共に特別豪雪地帯に指定されている。</li> <li>・岩手県でありながら、経済圏は秋田県の横手市側に属している。</li> <li>・湯田町から北上市、横手市までは、車で30～40分程度、鉄道では40～50分程度の時間がかかる。</li> <li>・自然、人口に関わる数字は、別紙資料のとおり</li> <li>・人口は、鉱山の繁栄と温泉（お湯トピア構想）により、昭和20年代から30年代にかけてピークを迎えたが、それ以後は現在まで徐々に減少している。</li> <li>・町の中心街は、ほっとゆだ駅のある川尻地区である。</li> <li>・町には町営の温泉施設が7箇所あり、車を使えばどの集落からでも、平均5分程度でいずれかの施設に行ける。</li> <li>・路線バスがほとんどないことから、町で週1回だけ各部落を回るバスを運行している。</li> </ul>	<p>1 湯田町主管課担当者及び高齢者生活福祉センター管理者とのヒアリングについて</p> <p>(1) 町の概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町は、周囲を山に囲まれ、大きな谷（川）によって区切られている。また、町の面積のうち山林が8割近くを占めており、平地は少ない。このため、町の中心部に行くためには大きな橋又はトンネルを通過する必要がある。</li> <li>・道路は良く整備されている。また、険しい山岳が少ないことから、除雪状況が良ければ車での移動は容易である。</li> <li>・公共交通機関は、鉄道とバスである。鉄道は、上下線あわせて1日19本の運行である。また、バスは川尻から沢内村までの区間しか運行されていない。</li> <li>・湯田町では落雪式屋根にしている住宅が多く、雪処理の主流は、雪下ろしよりも落雪後の雪処理である。</li> </ul> <p>◎地形と公共交通機関の状況を考えると、車を運転できない人の移動は容易でない。</p> <p>◎地形及び交通機関の状況からみて、町にとって集落移転を進めるメリットは高いと考えられる。</p> <p>◎就業状況から、マンパワーとなり得る主体は豊富とみられるが、高齢化が急速に進行しており、質の面で不安がある。</p>

## ヒアリング要旨

## (2) 高齢者生活福祉センター（愛称「悠々館」）の概要

## ○施設の方向性の検討

- ・施設の建設は、トップダウンで決まったものである。
- ・施設の方向性の検討経緯は、把握していない。
- ・夏山冬里方式を念頭において整備したものではない。

## ○建設費

- ・建設資金は、一般財源及び過疎債のほか、ふるさと創生資金を活用した。

## ○建設地の選定理由

- ・現在地に温泉が出たことが大きな理由である。始まりは川尻の住民から温泉を掘ってほしいとの要望があったもの。
- ・町における川尻地区の中心性を意図した訳ではない。

## ○悠々館のコンセプト

- ・福祉施設というより、保養センターと理解してもらおうと良い。デイサービス機能は後で付いたものである。

## ○悠々館の運営等

- ・施設は、町からの委託料と入居者の負担金で運営している。主な支出は、管理人の人件費、維持管理費である。
- ・施設には管理人を置き、午前7時と午後9時に巡視を行うほか、24時間体制の管理を実施している。
- ・冬里方式の入所期間は、12月から4月までが原則であるが、実際は雪がなくなるまで入所している。また、平成8、9年には夏期もずっと住んでいた方がいる。
- ・通常、冬期以外は、合宿の受入れなど多面的に活用している。

## 調査員のコメント

## (2) 高齢者生活福祉センター（愛称「悠々館」）の概要について

- ・立地条件は、非常に良い。
- ・施設は、建設して10年程になるが建物の汚れは目立たなかった。また、掃除も行き届いておりきれいである。
- ・入所には、一定の条件もあるが柔軟に対応している。
- ・どのような経緯で夏山冬里方式を導入するに至ったのか、施設のコンセプトを決定した理由が不明確であった。  
（住民からの要望か、行政主導か）
- ・現在のところ需要と供給のバランスがうまく図られている。
- ・バリアフリーには対応していない。
- ・他の地域で夏山冬里方式の施設がうまく機能していない中であって成功例といえる。成功の理由は1つではなく、多様な要因がうまく噛み合ったものと感じた。

◎財政規模の小さな自治体では、建設費や委託費の捻出が厳しいのではないか。

◎高齢者の入居施設であるため、管理体制の充実が望まれる。また、バリアフリーへの対応も必要である。

◎部外者との交流は、高齢者を取り巻く閉鎖性を考慮した場合、心身のケアに効果が期待できるのではないか。

◎共同生活への不安をいかに取り除くかが課題である。

◎立地条件は、入所後の生活を考えると中心部又はその周辺が望ましい。ただし、住民の居住地への執着意識が課題である。

◎夏山冬里方式だけを目的とした施設整備は難しいと思われる。

## ヒアリング要旨

## 調査員のコメント

## ○悠々館の特徴

- 国や県の補助事業が入っていないため、利用者の要望に柔軟に対応できる。(例：火事で焼け出された方のショートステイで活用)
- 施設には、温泉がある。
- 町の中心街である川尻地区に位置しており、入居者が買物をしたり、町の病院を利用するのに便利である。また、病院が近いことから往診してくれる医者がある。
- 隣がほっとゆだ駅であり、鉄道を近隣市への主な交通手段にしている入所者には都合が良い。
- デイサービスや公衆浴場の機能を合築した多目的施設であることから、入居者がこれらの利用者とふれあう機会を持つことができる。
- 入居者を対象に配食サービスを実施している。1人1食 812 円のところで、補助制度により 300 円で利用できる。
- 沢内村の施設と異なり、トイレや炊事場が共同になっており、他の入居者との交流スペースが多い。

## ○今後の課題と展開

- 施設は 2 階建てであり、高齢者の生活を考えると今後エレベーターを設置する必要がある。
- 今のところ大きなトラブルはないが、共同生活であることから入居者同士のけんかが心配である。特に厳しい規制は設定していないが、今後必要に迫られる場合もあり得る。
- 介護保険の開始により、制度上の在宅サービスが受けられない方や特別養護老人ホームに入る程ではない方々の受け皿になり得る可能性がある。

ヒアリング要旨

調査員のコメント

- (3) スノーバスターズ（詳細は、別紙資料による）
- ・平成12年1月現在、会員140名。利用世帯100件超。
  - ・町民によるボランティア組織である。
  - ・高齢者や身体の不自由な方の家の除雪を行っている。
  - ・スノーバスターズの会員は、ボランティア保険（けがや物損事故の保障）に加入している。
  - ・眼鏡の破損など細かいアクシデント等に対応するため、互助会によるお見舞制度を創設した。
  - ・悠々館の入居者は、対象外である。
- (4) 福祉除雪制度（詳細は、別紙資料による）
- ・主に高齢者を対象として、町が実施している除雪対策である。
- (5) 湯田町における福祉除雪体制
- ・福祉除雪体制は、スノーバスターズ、福祉除雪制度、近所同士の連携などで構築されている。
  - ・1人暮らしの高齢者に対して、見守り連絡員を配置している。受益者負担で1人100円を徴収しており、具体的な行動は、高齢者世帯への声かけ活動である。
  - ・消防署は1人暮らしの方を搬送した場合、社会福祉協議会に連絡を入れることになっている。

- (3) スノーバスターズについて
- ・組織化が進んでいる。
  - ・けがや事故などへの対応は、参考にする必要がある。
- (4) 福祉除雪制度について
- 特になし
- (5) 湯田町における福祉除雪体制について
- ・スノーバスターズ、福祉除雪制度など、雪に対して町の力をあわせて対処していくという意識の高さが感じられる。

## ヒアリング要旨

## 2 悠々館の入所者（9名）へのヒアリング

## (1) 入所の理由

- ・けがや病気が原因で入所した。
- ・高齢又はけがや病気で雪処理ができなくなり入所した。

## (2) 入所の動機

- ・自分で希望した。

## (3) 他の家族

- ・一人暮らしである。
- ・北上市、横手市など比較的近隣に子どもがいる。
- ・遠隔地に子どもがいる。

## (4) 入所中の家の状況

- ・玄関や窓をすべて雪囲いで固めて、誰も入れないようにする。冬期間は家に帰らない。

## (5) 入所中の家の管理

- ・親族（子供、兄弟）に頼んでいる。
- ・近所の人や自分の家の事情に詳しい人に頼んでいる。

## (6) 家の管理でおきたトラブル等

- ・水道管の凍結
- ・家の出窓部分が、雪と雪囲いの重みでそっくり落ちてしまった。
- ・雪下ろしで家のガラスが壊された。

## (7) 家の管理における課題

- ・雪処理を人に頼んでいるが、単価が高い。
- ・すぐに対応してもらうため、さらに、毎年お願いするためには、お金が高くてもやむを得ない。
- ・雪下ろしは危険があるし、下ろし方に工夫も必要である。費用の問題ではない。いつも同じ人に頼んでいる。

## 調査員のコメント

## 2 悠々館の入所者へのヒアリング

- ・入所者は、高齢化、けが及び病気などの理由で除雪ができなくなった方が多い。
  - ・入所者は各集落から来ており、一集落に偏っていない。
  - ・入所経験が豊富な方が多い。
  - ・入所の動機は、自ら希望したケースがほとんどであり、行政主導のケースは聴き取れなかった。
  - ・入所者同士の小さなトラブルはあるようだ。
  - ・除雪費は、一冬で4～6万円かかっている。
  - ・家の雪処理は、家族又は自分の家の構造を熟知している人に頼むケースが顕著であった。また、業者委託という話が出なかったことも特徴である。
  - ・雪処理は、親族内又は地域内で解決されており、マンパワーの不足はないように感じられた。
- ◎施設の共同生活からおこるトラブルをどのように位置付けるかが施設検討の課題である。
- ◎一度入所するとその入所理由からして、冬期間は継続して入所する傾向にあることから、需要と供給を見据えて計画を策定する必要がある。
- ◎行政主導で入所を進める場合は、家の管理対策を検討する必要がある。



ヒアリング要旨	調査員のコメント
<p>(8) 入所しての感想</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・温泉があり、けがや病気のリハビリになる。</li> <li>・皆と一緒に楽しい。入所者も親切である。</li> <li>・掃除が行き届いていてきれいである。</li> <li>・人の声かして寂しくないし、安心できる。</li> <li>・健康なうちは入所するのが申し訳なかったが、病気をしてからは、入所するのが楽しみに変わった。</li> <li>・人間関係が難しい。共有部分を汚す人もいる。</li> </ul> <p>(9) 施設への希望、課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふとんの上げ下げが大変である。部屋にベッドを置くスペースがほしい。</li> <li>・戸やカーテンを開けても人にふとんを見られないような工夫がほしい。</li> <li>・トイレや炊事場を共同でなく各部屋個別にしてほしい。</li> <li>・共同生活なのだから、人にあわせることも必要である。規制が厳しくないことが施設の特徴かもしれないが、ある部分では厳しくしても良いのではないか。</li> </ul> <p>3 鷺之巣集落に係るヒアリング</p> <p>(1) 集落の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町の東南部に位置している。</li> <li>・川尻集落から鷺之巣集落中心地まで、9.3 km (車で 15 分)。集落の一番奥 (甲子) までは、12 km (車で 20 分)。</li> <li>・甲子に住む 3 件の方々は、以前、鷺之巣集落の中心地で冬期間の寄宿舎生活を経験済み。</li> <li>・高齢化が進んでおり、10 年先は集落の存在自体がどうなるかわからない。</li> </ul>	<p>3 鷺之巣集落に係るヒアリングについて</p> <p>(1) 集落の概要について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地理的の用件及び交通条件は非常に悪く、少雪にも関わらず、町場に比べて雪は多い。</li> <li>・当日の道路状況は、悪くなかった。</li> </ul> <p>◎将来、集落再編の対象となる可能性が極めて高い。</p>

ヒアリング要旨	調査員のコメント
<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落への進入路である町道は、早朝と日中の計二回除雪される。</li> <li>・昔、ここに鉱山があった頃は居住世帯も多かったが、近年は減少している。今ここに残っているのは田や畑を所有しているものだけである。</li> </ul> <p>(2) 住民からのヒアリング</p> <p>○雪処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自家用小型機械での除雪やスノーダンプ等による人力除雪が主であるが、湧き水で消雪している家もある。</li> <li>・12世帯中4世帯が、スノーバスターズの世話になっている。</li> <li>・入院中で留守の家は、集落内の協力で除雪している。費用は町の負担である。また、娘夫婦がやってきて雪処理をしている家もある。</li> </ul> <p>○集落における移動手段</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間等の路線バスはない。</li> <li>・主な移動手段は自家用車であり、部落に住む者29人のうち10人が運転可能である。</li> <li>・町営バス（週一回運行）やタクシーを利用している。タクシー代は、川尻地区まで2,300円程かかる。</li> <li>・買い物は、主に移動販売を利用しているが、運転できる人が町に行く際に頼むこともある。</li> </ul> <p>○現状認識と将来</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活は大変だが、まだここでがんばるという人が大半だろう。</li> <li>・自分一人でがんばれるうちは、ここに住んでいたい、悠々館のような施設があるのは心強い。</li> </ul>	<p>(2) 住民からのヒアリングについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内の連携、協力の意識は高い。</li> <li>・高齢化が進行しているものの、マンパワーの不足など劣悪な環境はなく、スノーバスターズを始めとした町の福祉除雪対策がうまく活用されている。</li> <li>・雪への苦労は、実感としてあるようである。</li> <li>・将来への不安は持っているものの、現実的に直面している課題は交通手段の確保である。</li> <li>・集落移転、冬期間の限定移転への関心は低い。</li> <li>・生活のこともあり、農地へのこだわりは深い。</li> <li>・今の生活を放棄する場合は、子供のところに行くという意識（希望）がある。</li> <li>・子どもがいない方は、悠々館のような施設に期待がある。</li> <li>・集団意識、居住地への執着、経済性など多様な要因から、まだまだここで頑張るという意識が強い。</li> <li>・この集落は、今のところ雪対策で困窮している状態になく、集落移転への考え方を聴き取ることはできなかった。</li> </ul>

ヒアリング要旨	調査員のコメント
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 年を取っても雪処理はなんとかかなと思うが、運転できなくなったらここには住めない。</li> <li>• ここに住めなくなったら子供達のところに行く。</li> </ul>	<p>◎今回の調査集落は、比較的良好な除雪体制が構築されており、集落移転への関心は低かった。しかし、このような高齢化集落では、将来は移転しなければならないだろうという考えは必ず視野にあるはずである。事実、身よりのない方は悠々館への期待を持っており、移転対策が不要ということではないと考えられる。</p>

# 豪雪法等見直し検討現地調査素報告

谷口ワーキング員

1. 期 日 平成12年2月2日(水)～2月3日(木)2日間
2. 調査団体 岩手県湯田町
3. 調査員 村岡 学、馬場 世紀夫、谷口 昭博、村上 慶裕(オブザーバー) 計4名
4. 現地対応者 菅原 利明(湯田町企画情報課)、高橋 純一(湯田町社会福祉協議会事務局長)
5. 報告者 谷口 昭博
6. 調査方法 ヒアリング方式

ヒアリング主旨	調査員のコメント
<p>1 主管課担当者及び高齢者生活福祉センター管理者とのヒアリング</p> <p>(1) 高齢者生活福祉センター「悠々館」について</p> <p>① 湯田町の地域性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標高240mの高地に居住地区がある。</li> <li>・気温が低く、降雨が多い。</li> <li>・川に沿ってまちが開けている。</li> <li>・交通的には東西に国道107号線、秋田自動車道、JR北上線が走っている。</li> <li>・経済圏としては、北上市、横手市との交流が深い。</li> <li>・昭和20～30年頃は鉾山のまちとして栄え、最盛期には1万2千人の人口があった。</li> <li>・昭和61年「お湯～トピア」構想を制定し、温泉のまちとして展開しており平成7年には第3次産業の人口が就業人口の約半分になっている。</li> </ul> <p>② 悠々館設立のコンセプト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ふるさと創生資金を高齢者へ還元すべく、平成3年に設置。</li> <li>・冬期滞在施設を整備する共に、デイサービスセンターなど複合的施設として整備した。</li> <li>・悠々館の建設に当たって、町民の意見等は特に調べなかった。</li> </ul>	<p>1. 湯田町高齢者生活福祉センター「悠々館」の特徴</p> <p>(1) 施設面</p> <p>① 保養所的施設整備</p> <p>豊富な温泉資源に着眼して温泉を整備したことにより、福祉施設入居することによってしばしばいわれる負の印象が軽減され、保養所的な感覚で入居できる。</p> <p>② 施設の多様な活用</p> <p>デイサービスや学童保育などの事業や温泉施設の一般開放など多様な施設活用がされているため、居住者と住民との交流できる。</p> <p>③ 立地条件</p> <p>中核都市を連絡するJRほっとゆだ駅に隣接していることから、通院等で外出するのに便利だけでなく、逆に施設へ健診等で受け入れもしやすく利便性が高い。</p> <p>(2) 運用面</p> <p>① 町単独による施設整備</p> <p>ふるさと創生資金と町からの出資によって整備したことから、用途が地域事情に合わせて柔軟に施設活用ができる。</p> <p>② 特別な要望把握を行っていない。</p> <p>③ 冬期においても在宅介助の効果的かつ効率的な供給ができる。</p>

## ヒアリング主旨

## ③ 悠々館の特徴、評価

- ふるさと創生資金を活用し町単独で整備したため、柔軟な施設整備、運営が可能だった。
- 温泉が設置されていることから、保養所的な感覚で気軽に入所できる。
- 入居受け入れ当初の入居者数は少なかったが、口コミで評判が広がった。
- 北上、横手に子どもが在住している方が親は地元で生活した方がよいと判断した世帯の高齢者が多い。
- JR ほととゆだ駅が近いこと、通院のための交通条件が良い。
- 行事を催したり、温泉施設が一般住民でもできることにより、入居者同士、地域住民との交流ができる。
- 24時間体制で施設管理をしているので入居者が安心できる。
- ホームヘルパーの派遣対象者と一致している場合が多いので、施設に入居することでケアが円滑にできる。
- 部屋割りの方法については、身体条件等に応じて案を提示して調整している。
- 施設がバリアフリーになっていないため、身体機能の低下により対応できない場合があるので部屋割りが困難になってきている。
- 元の住宅への引き上げ時期については、軒下の雪が消えるまでなど弾力的に対応している。
- 介護の対象に入りきらない虚弱高齢者をを担う施設の役割を果たしていると考えられる。
- 1食300円の負担で週4回の通院等の虚弱高齢者配食サービスを受けられる。

## 調査員のコメント

## (3) その他

施設自体の存在によって居住者や関係者のみならず集落住民にも精神的な安心感を与えていた。

## 2. 居住者の住宅の雪処理について

今年度入居者の全てが自己の資力で住宅の雪処理をしており、前年度も14件のうち3件ほどしかスノーバスターズの対象になっておらず、それぞれ個別に対応しているのがほとんどである。

従って、ボランティアや業者斡旋などの制度的な雪処理が徹底しているという状況にはなっていない。

## 3. 集落の特徴

## (1) 年齢構造

現役の世代がある程度の人数が在住しているため、冬期生活における特出した課題は抽出できなかった。

## (2) 自立的な生活が困難になった場合の対応

これまでは、集落で一生を終えるというような反応が多かったが、子供のところへ移転するということを考えているという意見があった。

## (3) 過疎化の様態

鉱山があったことから、鉱員が多く在住していた集落の過疎化が著しい。

## (4) 集落の分布

ネットワーク幹線からの距離も短く、住宅も散居しているので道路除雪の効率もよく、雪捨て場の確保や除雪機械の導入が困難な世帯も少ない。

ヒアリング主旨

調査員のコメント

- ・入居費：1か月6千円、電気・電話代実費負担
- ・使用料収入：25万円（平成10年度）、管理委託料：630万円
- (1) 居住者の冬期管理について
  - ① スノーバスターズについて
    - ・現在の入居者に対象世帯はない。
    - ・雪囲いをして、隣近所や子供に住居の雪処理をそれぞれ依頼している。
    - ・活動時の事故対策
      - ▲怪我など：ボランティア保険に加入（一人300円）
      - ▲物損：相互互助制度を昨年より実施（1万円限度）
  - ② 福祉除雪（町単独事業）について
    - ・実績…16回（平成10年度）
  - ③ その他の高齢者対策
    - ・見守り員（10名）…独居高齢者等の安否確認
    - ・見守りボランティア
      - 介護講習受講者で地区毎に13グループ、100名程度で編成
    - ・救急・消防の緊急通報装置…34世帯に配置
- 2. 悠々館入居者へのヒアリング（出席者…9名）
  - (1) 入居した感想
    - ① 施設に対する感想…施設があるという安心感がある。
    - ② 職員等の対応に関する感想…良く対応してもらっている。
    - ③ 共同生活に関する感想…モラルと意識を統一するのが難しい。
  - (2) 住宅の冬期管理状況について
    - ① 無料依頼…子供

ヒアリング主旨	調査員のコメント
<p>② 有料… 隣近所、兄弟</p> <p>③ 業者依頼の相場… 15,000～20,000円</p> <p>④ 前冬の雪下ろし回数… 3～4回</p> <p>⑤ 問題点等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・水道、瞬間湯沸かし器の凍結</li><li>・時々家を空けて日（灯）を入れることが必要</li><li>・出窓の下に雪が入り込んで融雪と一緒に落ちた</li><li>・布団の上げ下ろしが大変なので見苦しくしないよう（カーテン等で見えないようにする）にベッドを置いて欲しい。</li></ul> <p>3. 集落高齢者住民とのヒアリング （地区別高齢者の集い「うんだなサロン」にて）</p> <p>(1) 出席者… 住民：9名、社協ヘルパー：2名、役場：1名</p> <p>(2) 冬期における生活維持の状況</p> <p>① 住宅の構造、屋根雪下ろしの現状について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・住宅の構造… 自然落雪屋根になっている</li><li>・スノーバスターズの対象世帯… 4世帯</li><li>・玄関から道路までの距離… 最長：150m、平均30～50m</li><li>・家庭用除雪機を所有している世帯… 3世帯（ほとんどの世帯が使用可能）</li></ul> <p>② 冬期におけるモビリティの確保状況について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・道路除雪の状況について… 早朝除雪、大雪時の昼間除雪</li><li>・日常的な移動手段について</li></ul> <ul style="list-style-type: none"><li>▲ 患者輸送者… 毎週火曜日（行き：9：00、帰り：12：00）</li><li>▲ タクシー料金… 2,700円（湯本～）、2,300円（川尻～）</li><li>▲ 公共交通機関… なし</li></ul>	

## ヒアリング主旨

## 調査員のコメント

## ③ その他

- ・集落内の公共施設の雪処理…集落住民が適宜行っている。
- ・身の回りを自力で対応できるうちは、できるだけ集落にとどまりたい。
- ・将来的には、子供のところに移転せざるを得ないと思われる。
- ・悠々館があるということでの安心感はある。

## 【参考】集落基礎調査対象集落の視察

## (1) 柳沢集落

- ① 過疎化が著しい。
- ② 散居している。
- ③ 克雪生活圏事業で除雪機械が配置されている。

## (2) 下前集落

- ① 中心部から最も離れている集落であるが、道路改良が進んでおり条件は悪くない。
- ② リンドウを主体とした花き農業が盛んで後継者も比較的多い。
- ③ 分校が立地…平成13年度統合

## (3) 鷺之巣集落

- ① 雪崩が多く、道路改良が遅れていた。
- ② かつて冬期滞在施設があった。

## (4) 草井沢集落

- ① 鉱山関係者が多く住んでいた。(三菱鉱山：銅)
- ② 林業が盛んだった。
- ③ 北上市と行き来している人もいる。
- ④ 将来の集落の消失が懸念されている。
- ⑤ 60歳代の方が一番若い。



No.9 冬期集落アクセス改善対策に関するヒアリング調査報告

豪雪法等見直し検討ヒアリング素調査報告

- 1. 期 日 平成12年2月16日(水)1日間
- 2. 調査団体 新潟県道土木部道路維持課
- 3. 調査員 諸本 広志、堀川 忠夫、谷口 昭博、計3名
- 4. 現地対応者 池田 久一郎(新潟県道土木部道路維持課)、飯塚 敏彦(新潟県道土木部道路維持課)
- 5. 報告者 堀川 忠夫、谷口 昭博

- 177 -

ヒアリング主旨	調査員のコメント
<p>1. 質問要旨                      現行の特豪代行制度を抜本的に見直し、従前では優先順位が低いネットワーク幹線と集落とを結ぶ一般道県道、幹線市町村道(防雪施設を含む)を道路管理区分毎に実施するため、財源措置として現行の代行制度のための交付税措置を原資とする(例えば、道路整備における特豪投資補正)を検討していることから、以下の項目を柱にヒアリングを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 現在の特豪代行制度を発展的に解消すると仮定した場合の問題点</li> <li>② ネットワーク幹線と集落とを結ぶ一般道県道、幹線市町村道をアクセスの安全性確保という観点から道路整備をするに当たってどのような制度整備が必要か。</li> </ul> <p>2. 内容要旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本的な考え方について                          ネットワーク幹線と集落とを結ぶ一般道県道、幹線市町村道をアクセスの安全性確保という観点から道路整備を実施することは重要と考えている。その場合どのように基準を設定するかで制度の説得力が変わると考えられる。</li> <li>(2) 制度の仕組みについて                          交付税措置は、一般財源であるため制度を実施する財源に配分されるという保障がない。従って、安定的に財源をすることは無理と考える。つまり、制度の財源を直接的に担保するような仕組みにする事が必要と考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的コンセプトについて                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 集落の孤立解消から、集落までの安全なアクセス確保という方向については、大きな異論はないと感じた。(堀川)</li> <li>(2) 安全性の内容検討必要(堀川)</li> <li>(3) 安全性が確保されていないという実態の把握が必要(堀川)</li> <li>(4) 従前では優先順位が低いネットワーク幹線と集落とを結ぶ一般道県道、幹線市町村道(防雪施設を含む)を道路管理区分毎にアクセスの安全性確保という観点から整備するという基本コンセプトについては新潟県の道路サイドからは一定の理解は得られたと考えられる。(谷口)</li> </ul> </li> <li>2. 制度の仕組みについて                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 現在の交付税制度では、一般財源であり、道路サイドでは財源があるという認識はない。(堀川)</li> <li>(2) 財政サイドでは問題があるにしても、特豪地域の道路整備がどうあるべきかという観点で検討する必要がある。(堀川)</li> </ul> </li> <li>3. 特豪代行制度の取り扱いについて                          特豪代行が廃止された場合の問題点として指摘された、集落の整理統合が進んだ場合における特豪代行での対応ができなくなるという旨の指摘は、集落が消滅傾向にあり将来的には集落再編が不可避になると想定されることから考えると、長期的に必要な制度の選択肢の一つとして注目にされる示唆といえる。(谷口)</li> </ul>

## ヒアリング主旨

## (3) 必要な制度整備について

次のような制度整備が必要と考える。

- ① 交付税措置を重視するのであれば、過疎債と同じ性格をもつ特豪債のような制度の整備
- ② 直接補助事業として、地域の実情に合わせて多様な事業とセットで活用できる統合補助金のような制度を特豪対策に活用可能にする制度整備
- ③ 特豪代行で一般道県道も整備できるように、一般県道を一度市町村道に降格させてその路線を代行整備を実施するような運用基準の見直し

以上のうち、③の通常補助が最も望ましい

## (4) 特豪代行制度を廃止した場合の問題点

- ① 代行制度の交付税措置がなくなるため、県財政にとってはダメージは大きい。
- ② 地方分権の推進に伴い市町村の整理統合が進展して来ると想定されるが、その前段階では集落移転も必要となり、それに伴って道路改築をする必要が生じる。この集落の整理統合が増大すれば、市町村の単独では整備が困難となる。その際に特豪代行制度がなければ対応が不可能になり支障を来す恐れがある。
- ③ 過疎指定がなくなる区域があり、代行制度は特豪の需要が高くなる可能性がある。

## (5) その他

- ① 現行制度を継続する場合、市町村の費用負担も盛り込めないか（一般の道県道改築の場合、道路法の規定により市町村より負担金を取ることができる）
- ② アクセスの安全性確保の観点からは、企画の道路への改築以外の方法もある。  
（一車線＋待避場のような整備、時における急勾配解消なら融雪施設でも可能等）

## 調査員のコメント

## 4. 必要な制度整備について

- (1) 道路整備に関する個々の補助事業は廃止の方向にある。（堀川）
- (2) 代わりに交付金事業や起債事業が多くなってきている。（堀川）
- (3) 安全なアクセス確保のため、県道を含め様々な事業メニューで対応できる総合支援のための補助事業の導入を検討したらどうか。（堀川）
- (4) 現行の措置は普通交付税として算定されて配分されていることから、その財源が道路整備の財源として配分される保障がないことから一般財源として措置されることに抵抗感を示した。しかし、地方分権の観点から考えると、それぞれの道路管理者が責任を持って安全な冬期集落におけるアクセス確保を図ることが可能になるような自主財源を確保する制度の構築が理想的と考えられる。（谷口）

1. 期 日 平成12年2月18日(金) 1日間
2. 調査団体 福井県土木部道路建設課
3. 調査員 堀川 忠夫、谷口 昭博、計2名
4. 現地対応者 東 英治(福井県県民生活部企画課土地・雪水対策室長)、長谷川(福井県県民生活部企画課土地・雪水対策室)、山本 純一(福井県土木部道路建設課)、山田 嘉晴(福井県土木部道路建設課)
5. 報告者 堀川 忠夫、谷口 昭博

ヒアリング主旨	調査員のコメント
<p>1. 質問要旨</p> <p>(1) 集落とネットワーク幹線を結ぶ一般道県道や幹線市町村道を「安全性」の観点から整備することの是非</p> <p>(2) 上記の道路整備を推進することを想定した場合の問題点</p> <p>(3) 上記の道路整備に要する財源を確保するためにどのような措置を講じることが有効か</p> <p>2. 内容要旨</p> <p>(1) 基本的な考え方について ネットワーク幹線と集落とを結ぶ一般道県道、幹線市町村道を安全性の確保という観点から整備するという点について観念的には理解はできる。しかし、「安全性」をどのように位置づけるかが困難と考える。</p> <p>(2) 制度の仕組みについて 道路整備サイドとしては、所要財源が確保されるならば、制度手法についてはどのような仕組みでも構わない。</p> <p>(3) 特豪代行制度を廃止した場合の問題点</p> <p>① 過疎、振興山村の指定がされていなく、特豪のみの指定市町村が道路改築について代行整備を計画していた場合に対応ができなくなるという問題がある。</p> <p>② 特豪市町村は、一般的に財政力が低いため、単独で道路整備を</p>	<p>1. 基本的コンセプトについて</p> <p>(1) 従前では優先順位が低いネットワーク幹線と集落とを結ぶ一般道県道、幹線市町村道(防雪施設を含む)を道路管理区分毎にアクセスの安全性確保という観点から整備するという基本コンセプトについては福井県の道路サイドからは一定の理解は得られたと考えられる。(谷口)</p> <p>(2) 安全という概念が社会通念として成り立っているため、定量的に定義付けることは困難であるが、道路の基本規格を定めている道路構造令はアクセスの安全性を十分考慮して公的に設定された基準といえる。従って、ネットワーク幹線と集落を結ぶ一般道県道と幹線市町村道を道路構造令に適合した規格に改良することが、自ずとアクセスの安全性確保に繋がると考えられる。(谷口)</p> <p>3. 市町村における技術レベルについて 市町村職員に占める技術職の配置が十分でないことから、大規模事業を実施する技術レベルに達していないとの指摘があった。しかし、市町村に技術職員を必然的に配置しなくてはならないという環境ではない(例えば、周辺コンサルタントの充実がその一つといえる)という状況が大きく影響しているのではないかと考えられる。(谷口) ※ 堀川調査員は、両県のヒアリングを踏まえたコメントだったので新潟県のヒアリング素報告に一括して示した。</p>

ヒアリング主旨

調査員のコメント

することが困難なため事業進捗に支障を来す恐れがある。

- ③ 県財政サイドの立場に立つと、普通交付税の措置がなくなり一般財源が減少するので制度廃止に抵抗感を持つと考えられる。
- ④ 道路整備を担当する技術職の市町村職員数は、統計的に見ても十分配置されていない状況で、ところによっては配置していない場合があることから、市町村単独の技術レベルは依然として低いと認識している（特に長大橋やトンネルの施行）。

No. 10 冬期孤立集落の状況

集落の冬期交通（平成9年度）

豪雪地帯

団体 コード	道府 県名	集落の冬期交通											
		常時交通確保路線までの距離別集落数					冬期自動車交通途絶日数別集落数						
		総数	0.2km		0.2~1km		1~10km		総数	1~4日	5~9日	10~29日	30日以上
			未	満	未	満	未	満					
集落	集落	集落	集落	集落	集落	集落	集落	集落	集落	集落	集落		
01	北海道	6,684	5,328	630	653	73	62	62					
02	青森県	1,630	1,566	50	13	1	1					1	
03	岩手県	3,408	2,832	372	195	9							
04	宮城県	485	377	41	67								
05	秋田県	2,350	2,245	43	58	4	2			1		1	
06	山形県	2,702	2,657	23	20	2	23	22				1	
07	福島県	1,471	1,198	202	67	4	2	1				1	
09	栃木県	209	120	44	45								
10	群馬県	409	330	42	37		2	2					
15	新潟県	4,800	4,151	326	316	7	89	80	4			5	
16	富山県	2,544	2,438	95	11		2			1		1	
17	石川県	1,029	803	148	75	3	2		1			1	
18	福井県	1,462	1,364	65	29	4							
19	山梨県	44		8	7	29	4	2	2				
20	長野県	1,469	1,398	36	34	1	2					2	
21	岐阜県	693	678	9	6								
22	静岡県	34	22	12									
25	滋賀県	414	378	36									
26	京都府	819	642	88	89		4	3		1			
28	兵庫県	790	762	19	9		15		10			5	
31	鳥取県	1,595	1,422	85	85	3							
32	島根県	647	402	91	130	24	2	2					
33	岡山県	708	554	87	66	1	1	1					
34	広島県	710	510	152	47	1							
合	計	37,106	32,177	2,704	2,059	166	213	175	17	3		18	

うち特別豪雪地帯

団体 コード	道府 県名	集落の冬期交通											
		常時交通確保路線までの距離別集落数					冬期自動車交通途絶日数別集落数						
		総数	0.2km		0.2~1km		1~10km		総数	1~4日	5~9日	10~29日	30日以上
			未	満	未	満	未	満					
集落	集落	集落	集落	集落	集落	集落	集落	集落	集落	集落	集落		
01	北海道	2,802	2,327	245	181	49							
02	青森県	433	404	18	10	1	1					1	
03	岩手県	64	37	16	11								
04	宮城県	29	29										
05	秋田県	1,007	947	7	52	1	2			1		1	
06	山形県	1,596	1,551	23	20	2	23	22				1	
07	福島県	553	506	6	37	4	2	1				1	
10	群馬県												
15	新潟県	2,468	2,134	134	194	6	79	74	1			4	
16	富山県	681	645	35	1		2			1		1	
17	石川県	63	46	13	4								
18	福井県	293	259	5	25	4							
20	長野県	430	396	6	28								
21	岐阜県	115	113	1	1								
25	滋賀県	19	19										
合	計	10,553	9,413	509	564	67	109	97	1	2		9	

## No.11 特別豪雪地帯における冬期集落基礎調査

### 【集落選定要件】

1. 集落規模 …… 10戸前後（2集落）、20戸前後（2集落）
2. 集落位置 …… 市街地（中心部）より概ね10km以上
3. 集落様態 …… 積雪度が特に深く、高齢化に著しい集落

県名	市町村名	集落名	1	2	所要期間		公共交通機関の有無
			積雪深 (cm)	距離 (km)	夏	冬	
岩手県	湯田町	鷺之巣	218	9.3	15	18	無
		草井沢	218	10.1	18	20	無
		柳沢	218	5.3	7	10	無
		下前	218	10.3	18	20	無
新潟県	十日町市	小賀	340	16	30	60	無
		東枯木又	316	17.6	45	90	無
		塩ノ又	340	12	30	45	無
		赤倉	305	10	30	60	無
	松代町	桐山		9.35	17	20	有
		逢平		3.45	7	9	有
		東山		13.1	25	30	有
		海老	320	9.9	20	25	有
長野県	飯山市	上倉	281	12	25	40	無
		柄山	281	13	30	50	無
		藤沢1	230	14	20	30	無
		藤沢3	230	14	20	30	無
	山ノ内町	乗廻	182	9	15	20	無
		中須賀川	172	8	14	19	有
		表落合	162	10	17	22	有
		裏落合	162	11	19	24	有
	鬼無里村	田之頭	45	10	20	25	有
		田中	35	7	15	20	有
		東京	35	6	10	15	無
		山内南	40	7	15	20	無
	栄村	泉平	239	8.4	15	20	有
		小滝	230	7.4	15	15	有
		天代	225	8.6	15	20	有
		和山	250	40	70	80	有

※1：平成10年度の最高積雪深

※2：中心市街地からの選定集落の距離

3 選定集落の人口

県名	市町村名	集落名	人口						合計
			0歳～14歳	15歳～39歳	40歳～59歳	60歳～64歳	65歳～74歳	75歳以上	
岩手県	湯田町		525	892	1,145	406	781	526	4,275
		鷺之巢	0	3	7	6	7	6	29
		草井沢	2	0	5	4	12	8	31
		柳沢	8	14	26	7	22	10	87
		下前	27	28	44	8	34	20	161
新潟県	十日町市		6,776	12,077	13,029	2,995	5,609	4	40,490
		小貫	4	5	4	1	3	3	20
		東枯木又	12	15	14	3	11	10	65
		塩ノ又	4	4	5	8	7	6	34
		赤倉	8	16	14	9	18	11	76
	松代町		530	824	1,175	394	933	613	4,469
		桐山	1	1	5	3	9	5	24
		逢平	21	32	46	17	43	24	183
		東山	0	4	6	2	4	5	21
		海老	0	6	10	12	12	14	54
長野県	飯山市		4,185	7,622	7,171	1,779	3,968	2,970	27,695
		七倉山							27
		柄山							27
		藤沢1							56
		藤沢3							72
	山ノ内町		2,349	4,611	4,560	1,164	2,327	1,717	16,728
		乗廻	34	37	41	19	45	15	191
		中須賀川	35	66	74	21	48	32	276
		表落合	15	39	48	11	35	13	161
		裏落合	3	11	18	8	22	14	76
	鬼無里村		232	595	606	229	478	419	2,559
		田之頭							
		田中							
		東京山内南							
	栄村		322	513	681	204	589	492	2,801
		泉平	12	14	19	10	8	15	78
		小滝	9	8	15	6	13	11	62
天代		0	2	1	1	5	5	14	
和山		0	4	7	7	7	5	30	

[平成10年現在]

3 選定集落の世帯数

県名	市町村名	集落名	世帯数			独居高齢者		冬期集落 保安要因数	災害救助員	
			全体	65歳以上	75歳以上	65歳以上	75歳以上		人数	派遣世帯数
岩手県	湯田町		1,400	894	425	162	66			
		鷺之巣	12	9	6	3	2			
		草井沢	13	11	7	4	2			
		柳沢	27	21	8	2	0			
		下前	35	31	16	0	0			
新潟県	十日町市		12,865					12		
		小貫	5			1	1	1		
		東枯木又	14	7	10	2		1		
		塩ノ又	11	10	5			1		
		赤倉	20	10	8			1		
	松代町		1,435	371	95	118	59	11		
		桐山	12	6	3	1	1	1		
		逢平	59	17	4	6	3	1		
		東山	7	3	1			1		
		海老	22	6	4			1		
長野県	飯山市		8,219	523	*171	*180			184	286
		上倉	9		1					1
		柄山	17		1	1				1
		藤沢1	21		3	1				8
		藤沢3	21		1					2
	山ノ内町		5,079	2,753	1,359	442	214		81	156
		乗廻	54	36	11	3	2			3
		中須賀川	83	54	24	5	2			3
		表落合	52	34	11	9	3			5
		裏落合	32	21	8	2	1			3
	鬼無里村					110			7	49
		田之頭								2
		田中								1
		東京山内南								2
	栄村		397	175	44	122	65		1,260	154
		泉平	25	2	2	5	1			5
		小滝	19	5	1	2	2			3
		天代	7	4	2	1	1			3
		和山	11	2		1	1			1

[平成10年現在(\*は平成7年度国勢調査による)]



4 選定集落の就業構造

県名	市町村名	集落名	第1次産業		第2次産業				第3次産業	合計		
			農業	農 業	第1種兼業	第2種兼業	建設業	季節雇用				
岩手県	湯田町		414	370			905	508		1,234	2,533	
		鶯之巢	8	8			35	31		4	47	
		草井沢	4	4			16	16		1	21	
		柳沢	32	32			16	8		14	62	
		下前	50	47			30	21		20	100	
新潟県	十日町市		2,198	2,190	188	2,002	11,044	3,898		11,368	24,610	
		小貫	5	5	1	4	0	0	0	0	5	
		東枯木又	11	11	0	10	7	6	1	2	20	
		塩ノ又 赤倉									0	
	松代町	桐山		23	2	9					0	
		逢平		137	11	83					0	
		東山		11	2	7					0	
		海老		34	1	12					0	
	長野県	飯山市		4,539	4,306						6,952	11,491
			土倉	6								6
柄山			4								4	
藤沢1 藤沢3			9 14								9 14	
山ノ内町			2,333	2,297			2,209	1,096		5,714	10,076	
		東廻		58	4	39					0	
		中須賀川		85	5	47					0	
		表落合 裏落合		72 32	4 3	35 24					0 0	
鬼無里村			426	422	29	393	565	308		618	1,609	
		田之頭									0	
		田中									0	
		東京 山内南									0 0	
栄村			709	704	103	293	464	260		595	1,768	
		泉平			14	11					0	
		小滝			9	10					0	
		天代 和山			5 1	2 6					0 0	

[平成10年現在]

## No. 12 緊急地方道路整備事業の概要

### 対象事業：

- 1) 公共公益施設の整備等に関連して、または地域の自然的若しくは社会的特性に即して
- 2) 日常生活の安全性若しくは利便性の向上または快適な生活環境の確保を図るため
- 3) 一定の地域において、一体的に行われる必要のある複数の要素事業から構成される比較的小規模な改築または修繕事業を対象とする

### 要素事業：

- 1) 市町村道の改築または修繕であって
- 2) 事業費が原則として1億円以下（やむを得ない場合は5倍の額まで）

### 対象事業のテーマ例

- (1) 公共公益施設の設備等に関連して行われる事業
  - 学校統合に伴う安全な通学路の整備
  - 工業団地関連で必要となる周辺の道路整備
- (2) 地域の自然的特性に即して行われる事業
  - 災害多発地域における防災工事、代替道路の整備
  - 冬期交通確保のための道づくり
- (3) 地域の社会的特性に即して行われる事業
  - 消防活動の円滑化を図る道路整備
  - 高速道路の開通を契機とした地域のリゾート等一体開発整備
  - 歴史的まちなみを地域振興の核とする周辺地域一体整備
  - キャブ事業、緑化事業、シンボルロード事業、モール化等総合的景観整備事業、ウォーキング・トレイル事業

等がある。

### 手続き：

地方公共団体は毎年度対象事業の実施に関する計画を作成して、建設大臣に提出し、交付予定額の通知を受けた後、交付金の交付申請を行う。

本事業は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象事業であり、以降事業完了までの手続きは補助事業とほぼ同様である。

## No. 13 代行制度に対する普通交付税措置の概要

- 1 過疎地域活性化特別措置法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法及び半島振興法においては、基幹的な市町村道、市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道で建設大臣又は農林水産大臣が指定したものについて、都道府県計画に基づき、都道府県が市町村に代わって事業を行うことができるとされ、この事業の代行に係る経費は都道府県が負担するものとされている。
- 2 普通交付税については、昭和46年度に「その他の諸費（人口）」の投資補正において、投資補正係数の算定指標として新たに過疎地域等人口比率を加え、過疎地域の代行事業に要する経費を算入することとした。さらに、昭和51年度から山村地域及び特別豪雪地帯の代行事業に係る所用経費の充実を図るため、投資補正の算定において、過疎地域人口のほか、振興山村指定地域及び特別豪雪地帯の人口を加えたものを指標として用いることとした。
- 3 なお、昭和63年4月に「半島振興法」が改正され、当該法には上記三法と同様の代行事業制度が盛り込まれているため、当該代行事業に要する経費を算入するため、平成元年度からは投資補正の中で半島地域人口を指標とした補正を行うこととした。
- 4 平成10年における県代行事業にかかる単価は、前年度の事業実績を基礎として次のとおりすることを予定しているが、具体的には算定段階で検討することとしている。

従来からの三事業単価	地域人口一人当たり	1,500円
半島代行事業単価	半島地域人口一人当たり	448円

(参考)

年 度	三 事 業		半 島	
	算 入 単 価	需要額算入額	算 入 単 価	需要額算入額
	円	億円	円	億円
61	1,604	207		
62	1,670	210		
63	1,670	210		
元	2,370	300	41	1
2	2,620	348	318	10
3	2,460	321	663	21
4	2,780	347	896	27
5	2,970	370	1,010	31
6	2,280	281	547	17
7	1,620	198	256	8
8	1,670	204	420	13
9	1,690	203	438	13
10	1,500	181	448	13
11	1,560	187	384	12

5 補正係数の算出方法

過疎等代行事業は投資補正において算出される。補正は、標準人口、過疎等人口比率及び半島人口比率を用いて、次の補正係数を算出する。

【算式解説】

$$\text{投資補正係数} = \frac{(\text{均等割} = \text{千円}) + \text{①} \times (\text{各都道府県人口} = A)}{(\text{単位費用} = \text{円}) \times (\text{各都道府県人口} = A)} + \frac{\text{②} \times (\text{過疎地等人口} = B) + \text{③} \times (\text{半島地域人口} = C)}{(\text{単位費用} = \text{円}) \times (\text{人口} = A)}$$

$$\left[ \frac{\text{標準団体人口}}{A} \times \text{⑤} + \text{⑥} \right] + \frac{B}{A} \times \text{⑦} + \frac{C}{A} \times \text{⑧} \quad \text{④}$$

I. その他の諸費の投資的経費の総額のうち、各団体の規模に応じて均等に要する事業費と過疎地域等の三代行事業経費と半島地域の代行事業経費の合計によって補正係数を算出する

1. 単位費用＝その他の諸費の投資的経費の総額を標準団体人口で除した額
2. 各都道府県人口＝各団体（各都道府県）全体の平成7年度国勢調査人口
3. 均等割り＝各団体（各都道府県）にその他の諸費の投資補正として人口規模に応じて均等に配分される額
4. ①＝各団体（各都道府県）の人口規模に対応して算入単価で、当該単価は前年度単価の変化率から算出される
5. ②＝過疎地域活性化特別措置法、山村振興法、豪雪地帯対策特別措置法によって指定されている地域の代行事業分の算入単価で、前年度実績を基礎として当該単価が算出される
6. ③＝半島振興法によって指定されている地域の代行事業分の算入単価で、前年度実績を基礎として当該単価が算出される

II. 単位費用を乗じて算入式を整理する。

7. ④＝前項を整理した算入式
8. ⑤＝均等割÷標準団体人口×単位費用
9. ⑥＝①÷単位費用
10. ⑦＝②÷単位費用
11. ⑧＝③÷単位費用

【平成 10 年度算出式】

1. 人口 800,000 人未満の場合

$$\begin{aligned} \text{投資補正係数} &= \frac{(\text{均等割}=9,477,000 \text{ 千円}) + 1,552 \text{ 円} \times (\text{各都道府県人口}=A)}{(\text{単位費用}=4,410 \text{ 円}) \times (\text{各都道府県人口}=A)} + \frac{1,500 \text{ 円} \times (\text{過疎地等人口}=B) + 448 \text{ 円} \times (\text{半島地域人口}=C)}{(\text{単位費用}=4,410 \text{ 円}) \times (\text{各都道府県人口}=A)} \\ &= \left[ \frac{1,700,000}{A} \times 1.347 + 0.375 \right] + \frac{B}{A} \times 0.362 + \frac{C}{A} \times 0.108 \end{aligned}$$

2. 人口 800,000 人以上 1,700,000 人未満の場合

$$\begin{aligned} \text{投資補正係数} &= \frac{(\text{均等割}=10,401,000 \text{ 千円}) + 397 \text{ 円} \times (\text{各都道府県人口}=A)}{(\text{単位費用}=4,410 \text{ 円}) \times (\text{各都道府県人口}=A)} + \frac{1,500 \text{ 円} \times (\text{過疎地等人口}=B) + 448 \text{ 円} \times (\text{半島地域人口}=C)}{(\text{単位費用}=4,410 \text{ 円}) \times (\text{各都道府県人口}=A)} \\ &= \left[ \frac{1,700,000}{A} \times 1.478 + 0.096 \right] + \frac{B}{A} \times 0.362 + \frac{C}{A} \times 0.108 \end{aligned}$$

3. 人口 1,700,000 人以上 2,500,000 人未満の場合

$$\begin{aligned} \text{投資補正係数} &= \frac{(\text{均等割}=8,922,000 \text{ 千円}) + 1,267 \text{ 円} \times (\text{各都道府県人口}=A)}{(\text{単位費用}=4,410 \text{ 円}) \times (\text{各都道府県人口}=A)} + \frac{1,500 \text{ 円} \times (\text{過疎地等人口}=B) + 448 \text{ 円} \times (\text{半島地域人口}=C)}{(\text{単位費用}=4,410 \text{ 円}) \times (\text{各都道府県人口}=A)} \\ &= \left[ \frac{1,700,000}{A} \times 1.268 + 0.306 \right] + \frac{B}{A} \times 0.362 + \frac{C}{A} \times 0.108 \end{aligned}$$

4. 人口 2,500,000 人以上 3,500,000 人未満の場合

$$\begin{aligned} \text{投資補正係数} &= \frac{(\text{均等割}=9,782,000 \text{ 千円}) + 923 \text{ 円} \times (\text{各都道府県人口}=A)}{(\text{単位費用}=4,410 \text{ 円}) \times (\text{各都道府県人口}=A)} + \frac{1,500 \text{ 円} \times (\text{過疎地等人口}=B) + 448 \text{ 円} \times (\text{半島地域人口}=C)}{(\text{単位費用}=4,410 \text{ 円}) \times (\text{各都道府県人口}=A)} \\ &= \left[ \frac{1,700,000}{A} \times 1.390 + 0.223 \right] + \frac{B}{A} \times 0.362 + \frac{C}{A} \times 0.108 \end{aligned}$$

【青森県】

特豪市町村		過疎市町村		振興山村市町村			合 計
市町村名	人 口	市町村名	人 口	市町村名	旧 市 町 村 名	人 口	
青 森 市	294,896			青 森 市	荒川村、横内村、浜館村、東岳村		294,896
黒 石 市	39,004			黒 石 市	山形村		39,004
五所川原市	48,549			五所川原市	飯詰村		48,549
平 内 町	15,441			加 茂 市	七谷村		
		蟹 田 町	4,332	平 内 町	小湊町、西平内村、東平内村		15,441
今 別 町	4,737	今 別 町	4,737	蟹 田 町	蟹田町	4,332	4,332
蓬 田 村	3,786	蓬 田 村	3,786	今 別 町	今別町、一本木村		4,737
		平 館 村	2,533	蓬 田 村	蓬田村	3,786	3,786
		三 厩 村	2,948	平 館 村	平館村	2,533	2,533
鱈ヶ沢村	14,077	鱈ヶ沢村	14,077	三 厩 村	三厩村	2,948	2,948
		深 浦 町	9,515	鱈ヶ沢村	赤石村、中村		14,077
		森 田 村	5,032	深 浦 町	大戸瀬村		9,515
		岩 崎 村	3,031	岩 崎 村	岩崎村	3,031	3,031
		稲 垣 村	5,412				5,412
		車 力 村	6,107				6,107
相 馬 村	3,828	相 馬 村	3,828	岩 木 町	岩木町		
西 目 屋 村	2,138	西 目 屋 村	2,138	相 馬 村	相馬村	3,828	3,828
				西 目 屋 村	西目屋村	2,138	2,138
浪 岡 町	20,750			大 罾 町	大罾町		
平 賀 町	23,186						20,750
碓ヶ関村	3,674	碓ヶ関村	3,674	平 賀 町	竹館村		23,186
野辺地町	15,969			碓ヶ関村	碓ヶ関村	3,674	3,674
		金 木 町	11,761	七 戸 町	七戸町		
		中 里 町	11,687	金 木 町	善良市村		11,761
		市 浦 村	3,073	市 浦 村	相内村、脇本村		11,687
		小 泊 村	4,311	小 泊 村	小泊村	4,311	3,073
十和田湖町	6,728	十和田湖	6,728	横 浜 町	横浜町		4,311
東 北 町	11,192						6,728
		天 間 林 村	9,182	川 内 村	川内村	6,193	11,192
		川 内 村	6,193	大 畑 町	大畑町	9,874	9,182
		大 畑 町	9,874	東 通 村	東通村	8,045	6,193
		大 通 村	8,045	風 間 浦 村	風間浦村	3,012	9,874
		風 間 浦 村	3,012	佐 井 村	佐井村	3,173	8,045
		佐 井 村	3,173				3,012
		脇 野 沢 村	3,019	三 戸 町	猿辺村		3,173
		田 子 町	7,681	田 子 町	田子町、上郷村		3,019
		南 郷 村	6,704				7,681
		倉 石 村	3,452	新 郷 村	戸来村、野沢村		6,704
		新 郷 村	3,498				3,452
	507,955		172,543			220,816	3,498

【新潟県】

特豪市町村		過疎市町村		振興山村市町村		合計
市町村名	人口	市町村名	人口	市町村名	旧市町村名	
長岡市	190,470			柏崎市	上米山村、鶴川村	190,470
柏崎市	91,229					91,229
小千谷市	42,494			村上市	山辺里村、上海府村	42,494
加茂市	33,800					33,800
十日町市	44,728			糸魚川市	根知村、小滝村、上早川村	44,728
栃尾市	26,390	栃尾市	26,390		矢代村	26,390
糸魚川市	32,931					32,931
新井市	28,118	両津市	18,430			28,118
						18,430
上越市	132,205			黒川村	黒川村	132,205
黒川村	6,534			川内村	十全村、川内村	6,534
越前町	21,239					21,239
				浦浜村	浦浜村	
下津村	12,017	津川町	5,605	森町村	森町村、鹿峠村	12,017
鹿瀬村	5,605	鹿瀬町	3,079	揚川村	小川村、揚川村	5,605
上三川村	3,079	上三川村	3,706	日出谷村	日出谷村、豊実村	3,079
越路町	3,706			東川村	東川村、上条村	3,706
	4,396			三川村	三川村、下条村、揚川村	4,396
	14,294					14,294
		和島村	5,232			5,232
		出雲町	6,213			6,213
山古志村	2,523	山古志村	2,523			2,523
堀之内町	6,111	川口町	6,111	川口町	田麦山村	6,111
小湯谷村	9,909					9,909
広瀬村	13,109	湯之谷村	6,605	湯之谷村	湯之谷村	13,109
入湯塩村	6,605	神門村	9,287	入湯塩村	敷神村	6,605
六日町	9,287	入湯塩村	5,357		須原村、上条村	9,287
大川町	5,357				入湯塩村	5,357
津中里村	2,223				三國村、三俣村、神立村、土樽村	2,223
高小国町	9,606				上田村	9,606
安塚町	20,894			大和町	東村	20,894
浦川原村	29,342					29,342
松代山町	15,882	川西南町	8,524	中里村	倉俣村	15,882
大島村	8,524	津中里村	12,865			8,524
牧村	12,865	高小国町	6,602			12,865
吉川町	6,602					6,602
妙高高原町	2,802	安塚町	7,989			2,802
中郷村	7,989	浦川原村	4,176			7,989
高倉里村	7,396	松代山町	4,388			7,396
立生村	4,176	大島村	4,690			4,176
海川村	4,388	牧村	3,418			4,388
青関町	4,690					4,690
朝日村	3,418	吉川町	2,776			3,418
	2,776					2,776
	3,294	中郷村	3,294			3,294
	12,522	妙高高原町	5,931	妙高高原町	杉野沢村	12,522
	5,931					5,931
	7,129	立生村	5,572			7,129
	5,572	海川村	5,497			5,572
	5,497	青関町	7,843			5,497
	7,843	朝日村	3,158			7,843
	3,158	粟島浦村	6,452			3,158
	6,452	新畑町	3,636			6,452
	3,636	真野町	11,334			3,636
	11,334	小羽村	7,781			11,334
	10,515	赤泊村	12,837			10,515
	7,781		8,231			7,781
	12,837		474			12,837
			10,330			474
			4,778			10,330
			5,453			4,778
			6,371			5,453
			4,062			6,371
			4,690			4,062
			3,342			4,690
						3,342
	985,814		291,849			106,698

5. 人口 3,500,000 人以上 6,000,000 人未満の場合

$$\begin{aligned} \text{投資補正係数} &= \frac{(\text{均等割}=9,551,000 \text{ 千円}) + 989 \text{ 円} \times (\text{各都道府県人口} = A)}{(\text{単位費用}=4,410 \text{ 円}) \times (\text{各都道府県人口} = A)} + \frac{1,500 \text{ 円} \times (\text{過疎地等人口} = B) + 448 \text{ 円} \times (\text{半島地域人口} = C)}{(\text{単位費用}=4,410 \text{ 円}) \times (\text{各都道府県人口} = A)} \\ &= \left[ \frac{1,700,000}{A} \times 1.357 + 0.239 \right] + \frac{B}{A} \times 0.362 + \frac{C}{A} \times 0.108 \end{aligned}$$

6. 人口 6,000,000 人以上の場合

$$\begin{aligned} \text{投資補正係数} &= \frac{(\text{均等割}=10,919,000 \text{ 千円}) + 761 \text{ 円} \times (\text{各都道府県人口} = A)}{(\text{単位費用}=4,410 \text{ 円}) \times (\text{各都道府県人口} = A)} + \frac{1,500 \text{ 円} \times (\text{過疎地等人口} = B) + 448 \text{ 円} \times (\text{半島地域人口} = C)}{(\text{単位費用}=4,410 \text{ 円}) \times (\text{各都道府県人口} = A)} \\ &= \left[ \frac{1,700,000}{A} \times 1.551 + 0.184 \right] + \frac{B}{A} \times 0.362 + \frac{C}{A} \times 0.108 \end{aligned}$$

(注) 1.  $\frac{1,700,000}{A}$ 、 $\frac{B}{A}$  及び  $\frac{C}{A}$  は小数点以下 3 位未満を四捨五入する。

2. 人口密度が 5 千人以上の都道府県にあっては、当該人口密度を 1,000 で除して得た数に 1.206 を乗じて得た数（小数点以下 3 位未満の端数があるときはその端数を四捨五入する）から 4.218 を控除して得た数、その他都道府県にあっては 1 をそれぞれ乗じて得た数とする。

なお、過疎地域等人口は、当該都道府県内における過疎地域活性化特別措置法第 2 条の要件に該当する市町村の人口、豪雪地帯対策特別措置法第 2 条 2 項の規定に基づく特別豪雪地帯人口及び山村振興法第 7 条の規定に基づく振興山村の人口で自治大臣が調査した平成 7 年国調人口である。ただし重複する人口は除くものである。

また、半島地域人口は、当該と都道府県内における半島振興法第 2 条 1 項の規定に基づく半島対策実施地域のうち過疎地域等人口の地域に係る人口で、自治省が調査した平成 7 年国調である。

この地域等人口及び半島地域人口を基準として、過疎地域、特別豪雪地帯、山村地域及び半島地域における都道府県が行う代行事業の経費を算定するものである。